

形勢畧談

2136

リ 5

8273



明洪甲子三月廿七日
自昔米子所不食
亦欲部君之
所寄贈

蘇東文庫 珍籍

8273



形勢畧談
抑我

神州を輕蔑し遂に海内紛擾の基を創り濫觴を以て

嘉永二年癸丑冬、西墨利加軍艦四艘武州本牧浦に來り幕府

と親交易と結ん事々々々々此時船將ハルリ多ク其軍威を盛んニ言ヒテ許

を修るに士氣振揚るに上下恬然として安佚富貴に一つ之偶憂國の志臣

有るは旗本杯の内より跋々當今々利害得失を言ひて之も亦

府より格寄々々趣き、上言可致言御波は月當四有名々諸藩薩州肥

前肥後土州越前長州尾州水戸立花等連々遠白紙を呈し其他旗本

諸藩末々迄最寄々々に上言々々忠言山の如く聚まるるに雖留慮文

と申するは内諸藩西家門より諫言仰上々々將軍家病托一御

英斷無々々累々々々は海峯五々年此日延を以て之を申す此則ハ

種々動搖有りと云々何様天下人等立ぬと云々これと口述と云々後來

一安政四丁巳年夏墨夷の使者「コシエール」阿蘭陀人二人蘭人通稱長崎より

江戸へ来り先年より西谷と信託... 且魯西亞佛蘭西英吉利等々

蕃國言令をて日本に勸告あるの調議あり此後為差置置きたるに

貴國未嘗者と大變出たれば早に吾冷家國に和議を取

結ぶを余は精々彼等と勢力を取押に急め動かし... 其辭

分甘言を以てし... 大膽を敵幕吏恐怖に驚し其辭

を信し九段坂の邊に菴館と賜ひ篤く馳乞し刺登城を渴し

仰付馬糧應者... 善事... 善事... たる所ありて舟國に

事情を探索せん... 為長崎... 蘭人と兩人江戸に併寄種々

事情は尋問の所蘭人も同窟の狐狸墨夷以下... 由中

上達を和親に取結ひ他諸蕃を拒めし... 其内は海内を武

備は充實し成り様上候... 幕吏益恐怖と極し墨夷と和ん

更易に調印と老中より「コシエール」市渡し... 日本歸國仰付

水府老公和親... 前中納言梅... 二度直上書... 幕府に得た遂に採用

の不安成回事を將軍梅田病室重ら... 幕府に得た遂に採用

答の子成師人物の内評定有る... 皇國に安危浮沈の

一橋公... 前中納言梅... 天朝より幕府に首水戸も内由は有る... 藩代大名旗本流も

は入はるべし... 祈り居る處老中... 関鍋下総守堀田備中守久世

大和守安孫對馬守等已好計の顯... 事を懼し是を拒む

別子御幼君... 幼君... 憂ひ道に伊井

掃部... 徒黨... 俄に大老職... 紀妙より幼君と仰し

世嗣... 未定... 議を企つ尾お公... 越前侯... 春嶽

五好公... 杯... 合

方今多難... 折... 幼君... 幕府... 政令... 偏不

中... 是... 一橋... 尾... 越... 早... 尾張大納言殿水戸老公一橋中納言殿越前侯土佐侯

文御月一川家旅々心とも面會されし事通着留を成り其他幕吏
の正議を唱へりとの、出知着止式ハ半知の事也

京都留守右鶴岡吉重
迎へて將軍家かゝり是迄上下の議を唱へりとの、此等牙鑿を成り

親子閑東と云い縛り目のお成り
京都留守右鶴岡吉重

越前藩橋本左内將と云取死刑行へる其他
是事より横死や逆らとの前途數十人式に親王家に

青蓮院宮と中川落飾幽閑しあり攝家も今近由殿鷹司殿と押込
怨多し也

今上皇帝と幽閑し奉らん考根も里木の御所と一つは江戸
の和學者花匂次郎に廢 依り故實を取調へ付致せし事

隱謀奸計を巧み種々の暴威を極むに段券をぬかへり此時形辨、年細別記
爰に於て天下皆幕府の暴行と怨に人心有との、離を成むる事

一

同五戊午の年去年幕府奸吏暴威をばし、いささ、歳十人の命
をたを、海内上の憤怒骨髄に徹し折あり水戸人の於て、老公積

手海忠實といふ幕府は是をばし、いささ、幕府も奸吏の爲る事類
且賢相良將二両の凶焰をばし、いささ、幕府も奸吏の爲る事類

至り千載の汚名をばし、いささ、憤り水人十七人同盟して主の爲る事類
を雪ぎて天下の爲る事を散ん、三月三日外櫻田に於て、井伊掃部頭

成勢ひ無戦し、いささ、後臣を打拂ひ遂に掃部頭首級撃落し天誅を行
直り老中昭板渡路を龍の口邸に誂出あり細川彦邦、いささ、忠憤義

怒り幕府の爲る巨奸を誂、いささ、幕府の爲る事類
罪をお待し、いささ、出右あり分ち諸大名は預けり幕府を徳川家初るの未

曾者、大變也
櫻田十七士の姓名大淵和七、杉山孫一郎、齋藤監物、岡部三郎、赤井六郎

山口辰之助、森山繁之助、蓮田市五郎、黒澤忠三郎、蘭新吾、衛騷淵、要人
佐野竹之助、廣木松之助、稲田重右、村治左衛門、薩廣園子、水戸増子、清三郎

海邊先之助、義士の始末と恐懼新論、いささ、書みん、因

三月三日大雪多ク尺を辨る故に大義あり成り義
士は文久元年西の夏中、藩の連行死刑をもち、以て中上下皆情
歎く、櫻田と出義士懐中書在り、馬一遺

聖書浦賀と入港以来、征夷府より所置総令時勢、
變革も有る、隨所制度、
變革も無く、
時勢も有る、
當路、
有司専ら、
右と口實、
一時偷安、
暴戾、
信、
彼ら、
虚喝、
の勢

煽く恐怖致し、貿易和親を城に礼を、羞許し、條約を取留り、
踏繪を廢し、邪教を遠く、ニストルを、永住致し、
事、
神州吉東、
武蔵を、
國體を、
先祖宗の明訓、
孫謀、
庚、
而、
己、
天朝を、
重、
不、
海、
大老、
井、
掃、
部、
の、
所、
業、
と、
致、
肉、
を、
將、
軍、
家、
の、
知、
少、
口、
御、
一、
策、
自、
己、
の、
權、
威、
を、
振、
ん、
為、
公、
論、
正、
議、
と、
忌、
憚、
り、
天、
朝、
公、
邊、
の、
所、
為、
の、
深、
く、
入、
り、
方、
の、
所、
説、
藩、
を、
君、
の、
御、
衆、
大、
名、
は、
旗、
本、
に、
限、
諺、
誣、
り、
或、
は、
退、
隱、
或、
は、
禁、
錮、
等、
の、
所、
自、
取、
計、
の、
儀、
亦、
秋、
路、
危、
不、
容、
易、
仰、
り、
内、
憂、
外、
患、
逐、
日、
差、
向、
り、
時、
勢、
に、
付、
恐、
多、
り、
也

不一方
宸襟を、
為、
悩、
所、
國、
内、
治、
平、
の、
武、
所、
合、
稱、
を、
長、
久、
の、
基、
と、
為、
る、
國、
の、
悔、
を、
不、
受、
極、
の、
所、
度、
の、
教、
勅、
書、
所、
下、
ケ、
ル、
所、
も、
も、
向、
い、
た、
遠、
背、
は、
尚、
又、
諸、
天、
夫、
始、
の、
有、
志、
の、
人、
を、
召、
捕、
せ、
實、
羅、
織、
し、
所、
置、
を、
致、
甚、
鋪、
を、
つ、
ら、
三、
公、
は、
落、
飾、
所、
信、
に、
粟、
田、
は、
親、
王、
を、
も、
始、
別、
に、
勿、
体、
也、
天子、
所、
擡、
位、
の、
事、
迄、
も、
釀、
の、
程、
は、
好、
曲、
無、
所、
不、
至、
矣、
豈、
天、
下、
の、
巨、
賊、
非、
也、
古、
罪、
狀、
の、
儀、
と、
番、
曲、
別、
紙、
に、
添、
り、
通、
り、
し、
後、
は、
累、
惡、
の、
姦、
賊、
其、
の、
後、
差、
置、
り、
る、
益、
公、
邊、
の、
政、
体、
を、
亂、
り、
夷、
狄、
の、
大、
害、
を、
來、
れ、
儀、
眼、
前、
に、
實、
を、
天、
下、
の、
安、
危、
存、
亡、
の、
均、
り、
を、
事、
故、
痛、
憤、
難、
默、
止、
京、
師、
に、
も、
及、
奏、
問、
今、
般、
天、
誅、
を、
代、
り、
に、
得、
り、
令、
斬、
戮、
の、
論、
公、
邊、
の、
所、
政、
事、
正、
し、
上、
の、
儀、
を、
毛、
頭、
世、
に、
何、
卒、
也、
上、
聖、
明、
の、
勅、
意、
本、
ま、
に、
公、
邊、
の、
所、
政、
事、
正、
道、
の、
所、
復、
し、
尊、
王、
權、
身、
正、
誼、
明、
道、
天、
下、
の、
業、
成、
り、
富、
岳、
の、
安、
記、
居、
り、
め、
終、
ん、
事、
を、
希、
而、
も、
聊、
の、
殉、
國、
報、
恩、
の、
微、
衣、
を、
表、
し、
伏、
し、
大、
地、
神、
人、
の、
照、
臨、
を、
ま、
仰、
り、
皇、
國、
千、
万、
世、
天、
日、
嗣、
連、
綿、
照、
臨、
給、
ひ、
御、
勢、
神、
宮、
も、
上、
古、
の、
智、
ら、
を、
終、
ら、
れ、
神、
道、
を、
も、
政、
力、
を、
尚、
ひ、
給、
り、
也

自然遺風餘烈あるは古より遠暑を展く強ひ且夷狄の禍有るは之を
精く退撫し強ひて事青史に著し今更移揚之及るは武將の
世ありては弘安の蒙古を慶し一正の朝鮮を征はる事共に

神州の武威を海外に照し人々を繪炙はる事共に是又石濱賢
言東照宮に至り強ひて尊

王攘夷の志強くは為る事共に
上勃興の所盛勢あるは其初は諸藩未航通商等と許し置給
ひしかも諸藩を畏服して覬覦の念を遠に多事敢たはれ給

東照宮其巨害有る事とて洵凡に強ひて洋教の禁を撤し給事
大猷に至り益邪徒を駆付斬戮し三眼の明を四海に布き給ひて

海の子古の英見卓識とて後嗣傳せし給ふ處たり諸道時
て夷狄の狡謀點畧の者多く出る一万国を通信貿易し遂に小と并
や弱を制し次第に境畧廣大に成る一屢

神州とて覬覦
はるに多る乍去打拂の令有る時格別な事は不得成り打過て天
保十三年打拂の令を停めに恤せられより頻りに来航し跋扈の態

を顯しはるに至る就中嘉永癸丑墨夷浦賀入港威暴とて之を難

題申懸け候以来征夷府の所を置古今時勢の遷り亦有る一概に

御國威御主張の海儀は治世の風習左に可有る事とて得申上迄
も無き夷狄の貪悞元より廢食ことなき殊に狡謀譎計を極し

覬覦の念を逞し致し故諱り耶蘇の術中を陥り

神州泰否にも拘りし着眼大基本所廟等一定の上治し所制度所
變革なきこととて於時勢不利なきは得る近來諸藩夷のは扱ひ

振る推察はりては下憚一定の所廟等如何可有るや古に知事
迄に追々内備嚴整とて是も亦有る邊海のは古由り仰付たるを

以ては多年防禦とて為國力と費を勵志知りては不測も去る辰年和親
交易は取造り上恐多かり征夷將軍のは居城と事秋も登城し御舟

刺しは郷食應尊敬とて是は有様春秋城下を盟と耻比較し非に
神州古来未曾有る所矣仰て實に冠履倒置し所を置たり

驚歎に至り承継令
御國政の儀關東に所任せし威存以
建も重大事件第一
勅許も右に力まは儀と全く撤し有
司數遊果とて其間を以て五ヶ國に本条約着許し將軍家印印章

の事書聞近き差遣始末何卒偷安く未俗戦争より儀を恐怖
致し連天下後世に對し大義名分を申すも無くは職を有するも
武列の列に連たり二百餘年之恩澤を浴し以て不堪悲泣し去り況や
東照宮の神靈を對し沈黙傍觀致しは儀庸耻無きこと可なり決
て不義無き切前件春秋交易の儀如何様にも
度所移る去る已年春堀田備中守上
潮白殿下を致誑惑無勿体も可き暗
方り重
今上皇帝職明絶倫千載不世出元より
京致し賄賂金銀を以
龍眼陰謀秘計不
方り重

皇國開闢以來

尊嚴國體淳厚の風

俗 今上の所代及び春秋に為消却汚穢致す第一
伊勢神宮を始 所代の所神靈より對 王位の所任
ふは海尤も戦を好むと世々 國體を不失萬民安堵の
游度より 敵慮より賢くも一七日の間 石清水等所
祈誓を為菟淵東より如何様なり立共一切所許容殺り為海前
非常の節に縱令萬里の波濤を越し孤島を終り吾所憾不為 在は

得共

泉涌寺を以所離まは游事難と為

忍く竊る

宸襟を所惱しと為

游の所事傳承は四海人民誰歎感激悲

遊を以てんが當此時

神州の命脉實より累卵より危き事なり

王の微志を献せし故

三公所初の強増感憤と為

游安政乙卯に

緩

敵慮は三港の外迫畿及び所許容殺り春秋永任邪教

寺取建等の議と一口所許容殺りと為

游様

勅命を以て

所下知と為

在在又内地人心の居合如何を大山名の者心なり

知食尤衆議奏聞し上

敵慮難決り者

伊勢大神宮の

神慮可も伺との所儀三月二十八日議奏傳奏より堀田備中守、

御返答まら下儀の下向

仰出の由に事春秋に内條の儀

と既より

指許の事故諸大名の赤心者体達

敵聞の様も

不毛依り表向天下の意見達白く達しと有るは得共陰より其苦
を以て専ら西洋の事体を強大に主張し交易を指許の時、權
宜無所據萬一蘭東の所主意の違ひて、と家々為る不毛依り

吉山禍福を以て遊説致し於又所三家方は所建議の父意沿ふ
直一松所内諭あり由り得て水戸前中納言殿を關東輔弼の名
將ありて尊
王攘夷の所論始終一致し且方故は廟等句書
と言書一冊當今急務なり將來大害近丁寧誠實を建白し
致尾張中納言殿も所内諭を不泥
京師の御旨意は本つて
御意置無くてと不忠由りて立り由實より難者事と可や其
後急
勅命あり看無し不拘關東而已しは法斷を以て條約を
許ししを以て趣き付は三家を尾張殿水戸殿は三卿を田安殿一橋殿
所家内を越前家忠誠無二の所方は一回登城を命じ將軍家と對
顔し願ひ書は所賞を以て遂無く依り元老井伊掃部は初は所出
天子に
勅命より遵事無し一任條約を著許し成りて將軍家
御違勅し罪は適きしは所内諭を東照宮以来は代極は對しは所
如何も可看しが各方の不備も極度と一回所内諭を以て不忠條約
を以て掃部は始畏後しは由り得て執頭權威を以て不忠條約
著許し恐多し將軍家を以て不忠は不孝臨きを以て徳川家所

称号を以て百歳の後迄を穢るるに方々將軍家は夫病人事を以て并
無く御來一廿實の罪を羅織しは親戚は方々を以て禁錮甚
他正議は大名松平土佐始而二人は威光を以て憑居為致し所業惡
むは餘り有り可くは又所知者も以て附を以て幸とて三家方の
權勢を推し為は連枝又は家老を以て至家本宗を以て押領掌握せんと
其曲の巧有り松平濱崎守水野土佐守竹腰兵部出陣等徒黨を以て入
種への奸計を運り且我意は隨て不忠正議の實を以て賤斥致し
東照宮以来は善意良法迄は破壊を及ぶ事長太息に至りしは
は後八月あり
京致しは
敵愾し餘り三家大老の中上
様重き
勅書御下は是れを以て責所清くは差支は尾水兩家の
儀は不忠は儀有り慎み付掃部は所用多の上
京致しは且
先輩の堀田備中守等取扱儀今更しは方々無く依り是を以て
付者議奏迄申さる罪逆を道す可くは巧は間部下総守致上
京專ら恩意を以て押付し所存も賄賂を以て九條殿下を徒黨を
引き内藤豊後守を命し
御所向取締強増を以て得しは

三公初所賢明之術方すししを捕佐 敵慮は身

朝威確乎として所撓不ぬ。游依く無實の口罪を觸り鷹司殿近衛殿三條殿所落飾所慎みぬ。取討らひ其諸大夫始何一ッ罪科無く者なく捕く。關東方羞下し其罪道は書置りし専ら床狼の猛威を以天下を屏息し。允箴内は開港并に邪教寺中條孫の羞許し。且青蓮院宮様甚し英邁を以ち多志少失後右に杯し觸る。而寺務より取放しを幽閉し所業を恐

然るに其條是利の暴横均しく不共戴天の國賊と云ふ。嗚乎此後打遇い赫、 神州一兩年を不出内地奸民邪教靡き彼勢焔を叩け 皇國の奸賊平心低頭し彼正朔をなほ事掌

の上に見る如く苟くも人心有る者實は痛哭長太息に堪ふる。非但雖然東照宮の徳澤未タ地石墜は三家方は門を鹿州殿水戸殿一楊殿越前殿阿波家 因州家の如き徳川は家輔佐の良将力有る外諸侯も薩州仙臺福岡佐賀長州土佐宇和島柳川等天下に為忠憤念日夜不怠有名諸侯も少くは將軍家を輔佐する内政を修

允外、則有名諸侯一意忠力を以て武備を盡すなり

神州に耻辱を一洗ししを安 敵慮は事天地に誓つて疑ひある

ま 倭の今事態の概畧を記して天下に公論折衷を待つ左祖で天下を興起せん欲するを安んずる周の衰不婦人を不恤緯して周家の変を憂ひし況や三千年餘の天恩を戴き二百年來東照宮の恩澤に沐浴する者誰の報効の念あるや草莽の徒痛憤切齒の餘寐食をや安日夜遺憾を去り時世を憂ひしか彼衆悪日増長豈唯徳川家の罪人而已るや實よ 神州に逆賊あり然則天地神人同憤り果して天下諸藩の同志と合力同心して天下に奸賊を誅伐し神罰を蒙りしむる者也

櫻田義士町奉行所を吟味し敵相答る口上

一先年大下馬高き為銃炮打撃し私共也其節を掃部は殿に運つて玉外に其後始終つけ狙ひ此度中望を遂げ眼目人知る色道に合ふを上を頼み兼事一人に我々の振廻殊に外國人を以ては府内より上まを已たしに外國に使者を遣し動かし天下を押領せんす多敵全く

彦根ハ無之ハ所也
 彦根ハ容易引渡レテ
 助也市上致理解ルテ也

一彦根より願出の書面

天下に為國の為として一命を抛り殺害の及む三家の家来として
 其候見捨之事ハ歎たふ事神君の恩澤を蒙り太平お續き第一事候旨
 にお臨んで之に冥罰を教道全く主人の懺憤を報せん為の所業は石有石
 之谷池田播磨守様は吟味致し撤さるる面々「之は先家さま西
 へ行かりは吟味仰月後日ともはは先家さまの吟味仰月候事
 此書白状及ひは得共貴家ニハヤウと云ふ無事
 一大坂と因上りて事変り捕らるる今一人は石有石伏見に金子金八郎開
 卯之助三月廿三日大坂より山口辰之助薩州に因去有村雅助生玉より自殺
 篠坂源太郎天王寺より自殺高橋多一郎伴庄左衛門高橋自殺の内帯は所
 の刀 烈分より拜賜かた寺僧遺りて我且鮮血を指し深き
 辞世を何りの障子書しわくも糺糊して辨がごとく三月
 細川ヨリ 掃部正孫也 理石氏押掛りて得共無擾防戦及ひは石有石不事日就
 歎願 人々儀の月致戦争の儀有るも事な迷惑に付是れが儀は所
 上ハ

一井伊家太史と左の通の仰付

掃部頭を傳へ節於途中 狼藉者とは何れも實方と者より水元松花子
 松平彼理大夫松平家来より趣を仰りて掃部正も手負りて程の儀
 月四ツのふりて事な、此儀は得共此儀暫時内り殺害立は捕押一
 以得共口渡りしを先家来より者子油お心得度旨懇願はは百何
 卒は憐れ念ふ先願の通は仰付は松平度は臣を教以上

家先因本半助 同道 相馬隼人 は附礼書面

一同目上使塩谷豊後守を以朝鮮人參拾五毎痛愛且身以下右に先序
 細川侯宮中より手負節の例より

此度掃部正不事儀者より月より重臣始末に迄致し配り由を
 由は得共第一一家初揺致しは松平儀者より而も此の事
 月詰りては違ふ所を、但し右儀儀無は松平致しは儀を
 厚く思ふは是の儀は月末より事は一回安心致し是れを松平迄可
 是事連公事

右當所幕吏は皆同輩の狐狸井伊の防頭とせし其家防絶也ぬ

未嘗有... 如所幕府忠共を不辨... 是向... 大... 醜...

一 齋藤監物詩歌あり

緑酒奉歡慈母傍花枝風興樂無彊三更夢破驚起坐不_在家庭

左 佗卿

始... 思ひ... 春の夜の日

追討世智勇トテ記一執筆不叶投筆自死ス 佐野竹之助 龍の足殿後郎行深手ニテ遂ニ絶命 確

忠 杉田の... 錦の... 皇軍の先... 大和魂

有村次郎を内門首清懐中ニ歌有リ是ハ是ハ手負終ニ自斃ス

君の爲身を... 故里の花を見... 何の... 春の... 大関和七郎

大関和七郎

行家 本五二節

叔山孫一節

正徳

蓮田市五節

君のたれ... 春満墨江... 作従容就死人

春満墨江... 作従容就死人

君を... 記ス

然多實巨奸斃るるも、餘毒於熾ん、將軍幼君、
堀田又世安藤等諸司、代酒井若狹守、東西心を令せ幕権を執り、
天朝を籠絡し、たり天下の諸侯、旗本、有志忠実の人、有く、以て、
う、え、ら、く、さ、あ、ま、の、魯、西、亞、英、吉、利、佛、蘭、西、等、の、諸、事、艦、一、所、
お、神、奈、川、沖、の、東、亞、野、幕、府、に、迫、つ、て、
信、せ、し、今、新、と、私、親、を、結、び、珍、し、我、の、國、を、昔、より、交、易、和、議、を、
國、あ、ま、し、も、未、だ、調、え、な、し、新、ある、墨、人、と、和、を、結、ぶ、上、
た、る、ぬ、理、に、た、り、と、出、る、固、く、幕、吏、も、百、方、手、を、
夷、承、引、を、強、く、改、ら、と、彼、一、致、を、
始、に、傳、を、怖、き、悍、怯、未、練、の、心、より、
和、睦、の、儀、を、
上、廣、
一、何、も、市、井、を、
ん、花、を、
堀、等、要、津、の、場、を、
以、て、交、易、場、を、
開、け、し、
約、束、を、
た、ふ、す、

其後「トルコ」等の夷秋和親を乞ひ、
来、彼、より、我、にお、く、
我、より、興、ふる、
ドル、ラル、と、言、
渠、は、大、利、を、
金、を、
許、さ、る、
無、
何、
曾、
不、
山、
教、
情、
易、

以下別亭を造り皆金箔銀泥杯を是を塗る殊に陸梅を極たる
普信一又掃除普料釋人

又十六七之弄男子を側におき小遣ト一或い妻女遊女等を婢
妾ト一奴僕ト一

皇國の人民を奪し又邪教寺を建
て時々説法む内地の民は
行事あるん又殺牛場を設け九州の牛をかひは食料
のつと五日六日のを四五疋殺しつと小由九州人の話を聞くと九州

の耕作の牛乏しく半牛の若うは馬をもふと一又長壽商人等
と何事をも争ふ村と集まり相揉めつとを所所訟出ると彼人

勘弁しつと可ふお押の身事人まつあつと致し趣き集の休日とバ
ンターフト唱く市井を纏細し遊里圓山入り妓女をかひ國人は回

振と浴びたむきそあら皆異常と成り土民官吏も更と疑とん
又妻人を銀を以て小遣と賂ひ私恩を少民に施しつと

夫朝幕府諸侯諸國の事信を遂に洩し告り由下田松籠も同
様の事一横濱に入盛んたる事一神川邊の者近者人の徳を蒙

りて樂をば先羨むりとの有し且魯西亞數千年蝦夷を種ひ居る

實とて(奥蝦夷)を侵掠口蝦夷も漸くは蠶食致し趣集は遠大
の業を以て我を弱の爲大ひは欲は多きを得る者一今や東の蝦夷

横濱より西ハ長崎の事起す好謀たつと皆支那印土を弱ん
計を以て吾を迫る事と天下皆知る事とあり去ると國を憂ひ世

を念ふとの深し心を止むる是を察すト一

か、外夷の耻辱を受るは自他人心沸騰し適者人見物にはたれ出ると
竊につけ初むは暗殺ト一其人之名は此事の始なり及ひ遂に妻

人騎馬をば大市中待たる者一人幕人三五人も同道馬上下り隨從
警固り一又品川東海寺芝東禪寺麻布禪福寺等諸夷の旅

館を賜ひは舊代大名の命一其寺を毀削せし又又寺人に寫真鏡
を以て都下を大城を寫し取多事を許す一寺人暗殺は何れもよ

幕府に由り償金を出せを一人に二萬トル金計りも着出り遂に數
人を暗殺し且兵庫堺等開港の所種は殿山を賜り近邊諸侯乃

藩邸を没収し廣大なる善信を始め諸夷の高館を築き源を深し
一聖を以て高ふ一聖城の如し

夫少殿山とて東方要害の地と家康公及び大猷との意趣有る
る故に少殿山と名をうつ老中の好曲兼河とからん
或老中巡番と諸事を請待珍味を連々御食應其耻を知り
さるか

就中安藤對馬守者如き最人面談心あり其故外夷と應接
村事人難題を言ひ出さる對馬守者人の心思を懐上り貴
國と日本とが厚く交り上り貴殿の子の吾の子の如しと言
と者人大に其毒に感一口を鏽して議論致すと是を自分諸人
話一即知の才を自慢とす如屋安藤即婦の
詳あり王子村の茶屋宿屋と言
つらとの姪容顔頗る美なり或日吾人遊びの折に其妻女を
控の幕帷を登り如何にとを擲つとも其妻女を身に入ると
思ひ夷國掛の束手を頼み女の親人後人此を語り親を同く
二百金とて女を遣り可なりと約し百兩先金をとて女子と雖も
女と落候しとた入の巻もを親戚を迫つた多し月進退大窮
し夜中は伯父宿屋を奔りかくる宿屋も種々義理を以て其親

説くも雖も承引され又後人よりを允付是より女大に竊り後丹
を以て自殺しと言ふ又吉原の遊女花園と言ふ甚艶色なれ者
人身受しとて女を遣り可なりと約し百兩先金をとて女子と雖も
女と落候しとた入の巻もを親戚を迫つた多し月進退大窮
し夜中は伯父宿屋を奔りかくる宿屋も種々義理を以て其親
り辞せ

露をたよひり大和の女郎花や宮内丸里のよちひけとてなれ
婦如すし耻を知りて如大日本の人とてなり

其の年正議者名のゆへに吉田寅次郎を刺東に下り檻車アツリを
送る是も死刑を行ふ世上皆惜にけり

寅次郎は学識才力ある人物殊に無法の徒に天朝の衰微を
勤き幕吏の傲慢外賊の跋扈を思ひ天下に先達る義を唱へんとす
成らば言ふも長壽也之を為す事難しとて正氣を存揚し
亦天下義を知りての物ありとて全く寅次郎等の切なき刺東に下り
道すわ詩歌數十首あり縛吾集と名づく櫻田の後 宣師の儒
者梅田源次郎捕らる檻車より刺東より刑をらる一町の豪傑友
寅次郎左 宣中家と贈る書あり

長藩吉田杏陽之書

上家大人王叔父家大兄書 頑兒矩方泣血再拜白家嚴君
王叔父家大兄之膠下矩方稟性虛弱嬰孫以未連罹篤疾而
不幸遂不死于病制行狂暴弱冠而還屢犯重典而不幸遂不
死于法回顧二十九年間當死者極多迄今未死復致父兄今
日之累不孝之罪何以尚焉然今日之事關 皇家存亡
係我公之榮辱萬々不可休止古人所謂忠孝不兩全者此類
是也天下之勢滔々日降以至於今其由蓋非一日矣且以近
言之墨使入幕上做糸約 天子聞之下 勅停之
幕府不遵定做為真列候之議士民之論一不容幕府
天子又下 勅召三家大老大老不至三家則蒙幕責反
使老中間部候上 京候已上 京稱病不期偽言
反覆謂水戶與堀田西城之議合以故阿附朋比遂為違
勅之舉不斬水戶與堀田夷事不可理也當今幕府幼冲無所
辨識自非至之上間部輔之下天下之事安至于此哉然則二

人者之罪上違

天子明詔下害幕府大議內背列侯士

民之論外飽斥狼溪壑之欲極天窮地俯仰無容然而天下士

夫安然默然無一礫一艦往問其罪 神州正氣既已為

邪氣所消蝕也欵頑兒一念至于此食不下咽寢不安寧唯悲

一死之不蚤而已頃忽得江戶之報尾水越薩將囊誅彥根大

老頑兒聞之踊躍三百日 神州正氣遂未消蝕也政府

之議回当合後四家鎮壓邪氣也然兒猶有憾焉事出于四家

不免公等碌碌之數是以兒私不自量糾合同志神速上

京獲間部之首貫諸芋頭上以表吾公勤 王之衰且振

江家名門之聲下以祭天下士民之公憤而為舉旗趨

闕之首魁如是而死死猶生也然事固不可私為而亦不敢公

請趙貫高所謂事成歸王不成獨身坐耳是兒等之志也是以

兒等將以某日偕同志詣益田行相之門告故而祭不敢求許

免政府待以逋亾可也事捷則師旅當繼進不幸不捷他人或

免兒則投身就捕明志士憤懣所發決非公家所知也頑兒虛

弱狂暴本非人数中天下反有謬聽虛名認為豪傑者向以愚
論敷道致之梁川緯緯窮瀆上青雲之上蓋經 乙夜之

覽云一介草莽區區姓名蒙 聖天子重 知何榮加

之兒死何晚也近日正三位源公以七生滅賊四大字見賜且

傳其世子詩敷章望高德博浪鉄椎其意甚切兒豈可不死哉

不孝之子唯慈父憐之不弟之弟唯友兄好之定省怡怡不能

復整膝下之歡願割愛抑友以兒為死久矣尋常之親肢身體

髮膚併以見賜頑兒之願何以加焉泣血漣漣不能竭所思也

頑兒矩方泣血再拜白十一月六日

安政五年
戊午冬也

右寅次郎生涯始末の事、別番、書河、辭世の歌の、あ、

身たとい武蔵の那道、朽ぬ、も留抄、大和魂

か、それ、か、な、ま、と、あ、た、あ、り、あ、ま、れ、ぬ、大和魂

然、上、頻、年、天、災、地、妖、打、つ、も、嘉、永、癸、丑、以、来、妖、星、四、度、天、子、顯、れ、大

地震大風津浪大火の變何つ、は、死、人、甚、多、を、知、り、又、幕、城、僅、の

間、三、度、焼、亡、或、は、未、曾、有、の、怪、病、流、行、病、死、甚、多、の、歳、萬、人、と、さ、ふ

を、知、り、或、は、麻、疹、病、天、下、に、流、行、老、若、男、女、是、を、為、し、死、亡、を、多、と、の、多

一、是、皆、天、譴、一、々、鑑、戒、を、垂、せ、給、ふ、事、な、り

萬延元年庚申の年、は安藤久世酒井若州杯、心を合を

天朝の威を挫き、公武合体を整へん、か、為、公、卿、の、測、し、賄、賂、を、甚

ひ九條千種岩倉杯の好卿を取込、今上皇帝の皇妹

和宮を將軍家より下、嫁、儀、を、願、ひ、朝、議、區、々、な、れ、り

幕威を以て無理に申請ひ、天朝の、皇女武臣、尚、き、ら、り

事、開、闢、未、曾、有、た、り、全、体、和、宮、者、有、栖、川、帥、宮、御

許、嫁、ま、り、少、結、納、匠、は、為、海、兵、養、を、如、斯、強、く、下、し、事、實、大

樹、の、知、り、れ、ぬ、な、り、只、好、臣、若、し、心、意、す、り、登、起、一、徳、川、家、千

載、の、後、不、義、の、名、を、蒙、む、ら、き、一、り、臣、た、多、の、道、は、違、ふ、た、り、且、也、年

慷慨の士、洋、考、の、強、梁、た、多、を、惡、し、屢、禪、福、寺、東、禪、寺、鼓、炮、を、擊

込、或、は、切、込、双、方、死、傷、者、多、事、一

和宮東下り給ふ時の御歌

い、く、な、國、を、若、し、為、た、れ、ば、武、藏、野、乃、落、け、ぬ、も

一文久二壬戌の年正月十五日三崑三郎の徒十一人坂下は川に於て安藤
對馬守のを獨ひ擊白昼に接戦し從臣多く殞る對馬守も其身冒の
洲府先よ手をと負ひ事ふして番所におけは又義徒も不殘切死を乞
此京を尋ぬるは外國を以て堀織部正素賊の禍心を洞察し外國拒絶
の事を老中に屢諫諍致す 妻祖其議を決し拒絶の應接を乞
一變對馬守反覆して權勢を恃堀氏の議論を挫き固く堀氏往々幕
府の衰頹を歎き好吏の所行を憤り安藤と苦諫の書を贈り屠腹
三崑三郎ハ織部正素よ之を愛し三郎書生にして義心あり堀氏の忠
死を怨み對馬守の奸曲を怒り固く同志の有志徒と共計一天下の為
み大奸を誅し一堀氏の恩義を報ひしと義舉を乞は對馬守の奸
曲を悉く削りて以て其一二を舉ぐ人々の駭ひを取る彼の言の實を
み者悉く削りて以て其一二を舉ぐ人々の駭ひを取る彼の言の實を
等を又牧野侯海賊橋の藩邸を取上り人の通商場を為し又己の私
邸を系をかしは公物と交易を乞は類也
外國を以て堀織部正素の志臣拒絶
談判八分調ひしは安藤對馬守
覆して其儀を廢し故に不堪憤詔也忠言也
書を安藤に贈り屠腹に

外國尹堀某謹白語曰鳥之將死其鳴也哀人之將死其言也
善臣知之矣嚮不顧微軀激論妄答不服閣下之高議其罪萬
死乃碎肝膽絞心血聊述鄙言以奉閣下閣下請少容焉抑外
虜航海爾來公義百方不決於戰守而決和親是時務之衰誰
不可防也唯切齒扼腕而已矣臣深憂之嘗奉縷縷之言頗有
所容而東馳西奔預其事固臣之職不可不竭也然是均人也
豈無慷慨義烈之志哉是時務之衰誰不可止也彼溺於公儀
之海涵恣意妄行無忌犯大義者不可算也就中墨夷都督米
理駕雷竊微行於貴邸專論我政務閣下共被同餐尊之如師
父遂許刑典數部是可怪一也彼與閣下結伯仲之義贈衣帛
珠玉巨萬閣下酬之以慶長正保金一萬鎰是可怪二也彼醉
倒之間戲於閣下之侍妾某閣下許與之是可怪三也彼唱請
築居館于御殿山一月以八百鎰贖之閣下遂許之是可怪四
也此四事既犯大義者無甚於此矣然天意未可知也尚竊聞
彼專論廢 帝之事閣下德憑使國學人探索我舊典私

議其事豈謂之何哉至此血淚如雨鑿腸如裂誰無慟哭仆地者實天下之賊天罰固不容也其顛末已於彥根老閣下而可見矣是臣深為閣下所以憂也然道路之流言雖有所不信天下舉知其罪則果明矣是臣誓所以不服於閣下之高議也閣下若不忘我 邦之大義則奉忠 天朝致驅幕府施仁政於民是臣伏所祈也臣今屠死其言也必善閣下請少容焉臨表不堪流涕

三島三郎死骸の夜中に詩の書を多あり

決心手欲掃榛荆一劍直當百萬兵成否元來皆天耳欲雷報

國盡忠名

當六月

天子より公卿を賜り

宸翰

夫聖人の世よりには内安んれは必外患有るは才今天下二百有餘年
至平の慣れ内海情は流る武備を怠り申曹朽廢し干戈腐鏽を
平治ししは身秋の患起る不能成るは後子癸丑甲寅八年は
有る駕御の術を失ひるは模稜多し是以我虜不知所恐懼微

求无厭海狗を定メ關市を固むるを請ふ幕府固術不能拒
は猶以舊本少更奏聽 朕知は証周作之理己年二月幕

府以者更埵田備中守及二三少更登 京事信を陳一切
請不止 朕熟察古今身秋の憂難不少近年の如く有る

は未考の也若一旦難治禱願 神妙陸沈
朕之憂る初を是禱を缺を何以 先皇在天之靈謝

をんや 謀謀を急ぐ群臣は資治を以て可あるを
向より又列藩内密上言る者有る更幕府の命は天下大小

名を令一対密を凍りむは多し幕府命を脱肯て是を天
下傳示をん 朕深く憂る未嘗置を事不有

於是群臣八十八人奮袂して奏状を以て 朕之意を摺
又或曰 朕若幕府の請ふ不従は必承久元弘の事を為ん

とゆきも 朕叩りて一身を以て 祖宗の天下を易
んやと卒のなき命を以て前命を以て決して幕府を悔ひ

む又傳を告りて弊を三社を以て我虜國体を汚するをなく

人氏に生を安んずるを祈請を庶幾、弘安の先蹤を踏ん
出圖らしむ旬日、幕吏
朕命不可逆、條約を定
め通高を許し、行旅を以て奉りて、曰、時勢切迫、不可已也、

朕殊に悔慢無禮を思ふ、雖未だ處は是を讓責を以て三家
家門或は大老を以て、一は子細を尋ねん、能く此を以て
水越に餘二三、名藩を以て、又曾々
命を存

を以て、前將軍、薨たり、又忠告を言者有り、曰、嗣子、知若將
軍、に託せざる、あく暫は爲を安んず、而後任之、と、御
やも直に、^幕將に任て、はるを以て、は職を安んず、と、御
將軍、知若者、自ら、^幕將

朕之意、は、稱、公、事、を、名、を、曾、々
攘夷、に、あ、か、却、下、之、を、親、臨、一、刺、正、議、之、を、排、任、を
朕、に、三、家、之、心、を、以、て、百、々、と、も、不、末、刺、正、議、の、名、藩、臣、を、退、隱
或、は、禁、錮、を、以、て、積、弊、を、除、り、激、々、を、變、を、以、り、外、夷、を、安
ん、ず、を、以、て、憂、重、一、命、を、幕、府、水、府、を、以、て、天下の大
小、名、回、心、を、力、幕、府、を、輔、佐、し、好、ま、く、清、き、諸、藩、勤

王、の、心、を、慮、り、外、點、虜、を、攘、ひ、各、國、を、窺、窺、之、念、を、務、を、以、り、
去、れ、之、の、旨、朕、之、意、を、以、て、一、は、命、を、海、内、を、以、り、天、
一、心、戮、力、徳、川、を、輔、佐、し、外、夷、を、征、殄、之、儀、を、不、再、却、り、
公、武、不、知、之、難、難、難、
朕、深、く、之、を、憂、ふ、に、皆、命、を、以、り、
去、れ、言、を、以、り、事、を、以、り、
其、の、一、二、を、以、り、人、を、以、り、幕、
府、如、是、を、衰、弱、不、振、我、社、如、此、猖、獗、不、懲、以、外、患、何、何、止、ん、
神、妙、正、氣、に、對、し、回、復、を、ん、人、民、何、何、は、を、安、ん、ず、是、豪、傑、英、
雄、の、將、に、任、ん、
三、家、中、一、橋、を、以、り、英、明、を、
以、り、之、を、以、り、
大、事、を、成、就、
是、以、幕、府、者、志、を、以、り、中、に、周、旋、奔、馳、を、以、り、
皆、命、を、以、り、
幕、府、の、有、り、
京、幕、命、を、以、り、
の、事、を、以、り、
幕、府、者、一、切、縛、ぬ、
是、を、以、り、
次、に、四大、臣、
首、飾、函、所、
一、は、幕、府、之、士、是、以、幕、府、下、臨、を、幕、府、を、以、り、
條、約、押、印、之、事、
先、役、備、中、を、以、り、
幕、府、の、知、る、事

王、の、心、を、慮、り、外、點、虜、を、攘、ひ、各、國、を、窺、窺、之、念、を、務、を、以、り、
去、れ、之、の、旨、朕、之、意、を、以、て、一、は、命、を、海、内、を、以、り、天、
一、心、戮、力、徳、川、を、輔、佐、し、外、夷、を、征、殄、之、儀、を、不、再、却、り、
公、武、不、知、之、難、難、難、
朕、深、く、之、を、憂、ふ、に、皆、命、を、以、り、
去、れ、言、を、以、り、事、を、以、り、
其、の、一、二、を、以、り、人、を、以、り、幕、
府、如、是、を、衰、弱、不、振、我、社、如、此、猖、獗、不、懲、以、外、患、何、何、止、ん、
神、妙、正、氣、に、對、し、回、復、を、ん、人、民、何、何、は、を、安、ん、ず、是、豪、傑、英、
雄、の、將、に、任、ん、
三、家、中、一、橋、を、以、り、英、明、を、
以、り、之、を、以、り、
大、事、を、成、就、
是、以、幕、府、者、志、を、以、り、中、に、周、旋、奔、馳、を、以、り、
皆、命、を、以、り、
幕、府、の、有、り、
京、幕、命、を、以、り、
の、事、を、以、り、
幕、府、者、一、切、縛、ぬ、
是、を、以、り、
次、に、四大、臣、
首、飾、函、所、
一、は、幕、府、之、士、是、以、幕、府、下、臨、を、幕、府、を、以、り、
條、約、押、印、之、事、
先、役、備、中、を、以、り、
幕、府、の、知、る、事

よあつて即今條約を再一通市を止むる所と外國の不徳を
傳へ彼ら怒を激し異変不測にばん環海武備未だ充實せし
且天許内を在り若くは志起りて内憂をくまふせん抑らば忽ち
天下大崩存鮮妙のよも為(か)らざる希くは幕府の
申すに任す始りて天下の時勢を所沈せん事を必承るを
其(か)ら我虜を掃蕩す
神妙く正事を曲復せん
是の如く
朕不憚るは諸(か)に任すを天下の事勢を承るは
庚申年三月三日水府派土井阿掇部政を刺す事有るは
と乱暴を以たれどもは内憂をくまふは意を承るは
厚く外夷の跋扈を憤怒す幕府の失職を死を以陳む事
有り是
朕(か)嘗より内憂又は内憂を刺す又東禪
古(か)の仲(か)留(か)に斯(か)の基(か)ありは餘(か)を陸(か)梁(か)を對(か)し事
二(か)國(か)に増(か)すは(か)を(か)陸(か)行(か)に(か)府(か)を(か)海(か)特(か)測量(か)嚴(か)山
を備(か)與(か)る(か)事(か)
朕(か)幕(か)府(か)に(か)就(か)を(か)多(か)を(か)責(か)れ(か)も
幕(か)吏(か)奏(か)曰(か)是(か)皆(か)内(か)憂(か)權(か)臣(か)に(か)信(か)花(か)再(か)陸(か)近(か)斯(か)に(か)御(か)兼(か)也

と又奏請曰外夷を拂(か)珍(か)を(か)天下(か)一心戮(か)力(か)を(か)非(か)去(か)ん(か)為(か)る(か)新(か)
有(か)り
和(か)官(か)を(か)以(か)て(か)將(か)軍(か)に(か)尚(か)り(か)て(か)以(か)て
以(か)武(か)一(か)和(か)を(か)天(か)下(か)
表(か)す(か)後(か)我(か)虜(か)勅(か)絶(か)可(か)及(か)也(か)不(か)可(か)也
以(か)武(か)の(か)有(か)る(か)滿(か)統(か)を(か)
本(か)の(か)奸(か)賊(か)者(か)を(か)外(か)夷(か)拒(か)絶(か)す(か)及(か)び(か)新(か)と
朕(か)念(か)ふ(か)
先(か)帝(か)送(か)服(か)を(か)以(か)て(か)百(か)者(か)餘(か)里(か)の(か)外(か)に(か)燒(か)す(か)其(か)古(か)を(か)未(か)嘗(か)有(か)
武(か)臣(か)の(か)尚(か)り(か)事(か)
朕(か)意(か)官(か)に(か)忍(か)び(か)る(か)所(か)あり(か)抑(か)多(か)幕
吏(か)切(か)り(か)内(か)外(か)の(か)事(か)信(か)を(か)陳(か)述(か)す
朕(か)憐(か)れ(か)を(か)請(か)ふ(か)不(か)止
祖(か)宗(か)此(か)天(か)下(か)の(か)易(か)に(か)新(か)と(か)を(か)決(か)り
は(か)諸(か)を(か)許(か)す(か)十(か)年(か)を(か)不(か)出(か)必(か)然(か)外(か)夷(か)攘(か)除(か)す(か)事(か)を(か)承(か)り(か)是(か)を(か)海(か)内
大(か)小(か)名(か)
朕(か)意(か)を(か)傳(か)へ(か)武(か)備(か)充(か)實(か)す(か)先(か)帝(か)の(か)幕(か)吏
陳(か)署(か)奏(か)由(か)詰
朕(か)の(か)命(か)を(か)聽(か)ん(か)た(か)る(か)去(か)れ
和(か)官(か)城
に(か)中(か)に(か)及(か)り(か)抑(か)多(か)幕(か)吏(か)安(か)然(か)對(か)する(か)浪(か)士(か)の(か)為(か)ふ
刺(か)す(か)事(か)を(か)以(か)て(か)并(か)伸(か)を(か)刺(か)す(か)者(か)を(か)回(か)き(か)て(か)若(か)し(か)て(か)皆(か)此(か)事
と(か)死(か)を(か)視(か)る(か)事(か)歸(か)り(か)如(か)く(か)實(か)に(か)南(か)家(か)に(か)士(か)也(か)嗚(か)呼(か)此(か)事(か)を(か)
少(か)く(か)は(か)積(か)習(か)する(か)所(か)を(か)伸(か)し(か)て(か)論(か)す(か)丁(か)寧(か)陳(か)言(か)を(か)以(か)

して誓うに勇力勳を儲けしめ他は非常にして天子可成は先魁
たりしん堅を衝き就を挫くは多し於てはし難き事あり
ん也海は情む(東の土也)幕府に之を期し不若日右様生黨
を挫きたるは是徒に怨をて下し構へて予を於て益ありし
中よりありしは徒に威力を以て制せしむるは是を捕まると又斯
ははく天下之變はむ時ありははく大變を激生を多しと云はれ
朕は深く憂ふもははくはく聖十六日將軍お廟の事あり有
司前より變を以てお廟の事を延引せんし留了ははくは
事と變を以て行へり
朕は寛量を愛し國を
思ふ庚申三月月以來小九門あり古兵を置き又淵白亭に古兵
を置き或は冬然と密に武士を具して非常を備ふは是也
朕深く悲憂を多しあり國を思ふははくははく三社は奉幣とて東
神州汚穢を拂拭せん事を以て禱す禱清して又法樂等今祝
行ふは唐等と以て前の志願を全ししは之を以て古兵元
を改め天下と與り更始を
以て既子尚
以て武官子

一和を此世に及んて既往の外めきされぬありて天下に大赦し
三大臣の凶逆を赦し列藩臣の禁錮を赦し有志之士に連坐
を免るを赦せん事を速告幕府に以て此舉を行はしめし
朕は深く歎かして天の心を合せ力を一にして十年内を限り武
備充せし(先新法とて)夷虜を諭して利害を以て一切
是を拒絶し若し不従を陳し齋懸し師を擧げ河内を全力を以
て入るを以て出ると制せしむる
神武天皇元氣恢復せん
新法を以て有んや若し御らばは徒に國柄姑息旧套は後て不
及は肉を弊する極なり我虜は御中に陥り坐すははくははく
の屈し段堅を不遠印度より覆微を臨み
朕は深く何
を以て
先皇在天を靈に謝せんや若し幕府十年の内
朕は命を以て後て齋懸し師を以てせん
神武天皇
神功皇后之遺
朕は則り公卿百官と天下の牧伯を帥ひて親征せん卿等
斯を以て以て
朕は報せん事を以て討き

文久二歳次壬戌六月拜お者之

慮慮を恐るるは一年毎

此罪惡牧舉は所ん

三島三郎の徒安孫對馬守を刺た當時趣意事を懐中せし書
左記ス

去申年三月赤心報國之輩は先井伊掃部頭を及斬害は
事毛頭を考幕府より異心を懐く儀を以て掃部頭を
執政以来自己の權威を以て握ひてを幾如
天朝等則也

秋を致恐怖の心懐く慷慨志義の志を思ひ一己の威力を以て
専ら奸謀を志迫るは誠也
神妙に衆人を以て拒
奸を側し以て自給幕府を以て悔心せし者あり向後

天朝を尊ぶ事社を思ひ國を危人々向背を以て成り
可有くは此の才命を抛り及斬殺を其後一向は悔心
掃部もあらん事一は幕府の成行を幕府の只役人一回に罪
の事いふも畢竟に對馬守後第一に罪魁とて對馬守及井
伊掃部も後執政の前より同様に幕府の事仕りて改掃部は後

死去の後強て悔悟し心無きは其奸謀奇計は掃部は後

より起過しは掃部事一も多し有る事幕府を以て令せ堂

上方に様いり方有るは得る種々無名に罪を以て

脇の小人はよき事一も多し有る事幕府を以て令せ堂

餘りも族も有るは舞を舞ひて力を満く可取押との心底願ふ事

誠也
神妙に賊も可なり才子は此儘に過る事幸也

慮慮いりる不及り於幕府を失神し且政事は子成行千古も汚

名を以て受ら様を成事鏡に掛て見ると不可容易儀を成事此上

當時はは掃部如く因循姑息の只政事は子一も送る事お過り

近年の内天下と事秋亂臣の物と成事一必物に替ひては成事

計非謀を専らしと為政の要あり差起る儀は子一も送る事お過り

黙止此度微臣等一令を對馬守を斬殺し對馬守後罪案ハ一牧

舉に不悔り得るも今は一端を舉ぐ中此度
皇妹は緑組

倭も表向ハ
天朝より下置はれ取替ひて武只合稱る事を示

し得るも實は奸謀威力を以て豪傑も同様に成事ハ一必也

皇姊を樞機として外交交易は然の
以平臨之有る其儀も不承叶し古の竊に

を醸し心慮を既し和字者も中月後

潤始末を其將軍一家を之教より入る世の後正思逆し其石を

切齒痛憤之至し可や然り無く相又多事取極し漸く對馬を返す

皆懲勲丁寧を以てゆりも彼等も實に隨ひ

山を以て彼等も實に送しは戸第一に要害を外交も子渡り類

儀を毎々着向と密談密刺及ひ骨肉同根に致親睦を國中

有る中其對馬を長執改政を以て行はせ

幕府を倒し封爵を外交も清りも其制儀明白に事にて

言詰りぬる由に行業と可や以既し先達をレイボルトと醜夷對

勅諭を強て下り

天子に帝讓位を

帝に古例を為

日本國海測量

皇國の形勢を油被等も教近以品川所破

彼等も道守も我が國を取めり同様の儀有る其上外交に應接

儀を毎々着向と密談密刺及ひ骨肉同根に致親睦を國中

有る中其對馬を長執改政を以て行はせ

幕府を倒し封爵を外交も清りも其制儀明白に事にて

言詰りぬる由に行業と可や以既し先達をレイボルトと醜夷對

日本の政勢は携りて其の根を頼る風評を有るは皆對馬を命を以

教を奉りて君臣父子の大倫を忘る利祿を尊る節制を不入

大息を餘り無事儀蘇那小人を殺戮して絶上とを安

天朝幕府を下り國中萬民も其秋に成累の事あり禍を防ぎを

願くは此後井伊安藤二好を遺轍を以て改革を以て海外を橋逐

以て其の意を慰め給ひ其其の困窮を以て救はれり東照宮

の事も有る外交も以て扱ひて其の困窮を以て救はれり東照宮

日本中人心市童走卒也其

秋を憎み不者も其も無る其秋誅戮を名りて

旗を揚ぐは大名の其方々に靡きて疑ひ無く官を危るる
は時々の事なる且 皇國に侍る君臣上下の大義を辨し

忠烈を義とし道を守りて風習の幕府に置置殿
天朝に 敵愾に違ひぬる實を見受りて義を輩一人も

幕府に為る身命を抛ちて者有るは幕府の義に背ひて
果て可くは夫故に度は改心有るは幕府の威に背ひて

士気は一心合神はる尊 王權を正し君臣は
之を明ふは天下死生を共するは幕府の所置希置度是則に

等乃を命を抛ちて非を謀りて幕府の路に諸君を願願ん
愁訴を哀く微志に依りて恐惶謹

三島三郎懐中書付
元堀織部正家来當時浪人三島三郎平人織部正先祖藤原信世

天正十年三月於府中初而申目見味方參上夫より御當家十五
代様近十八代為公務忠勤無怠當織部正外國奉行被仰付從又

御奉公專一奉存以當世世上不穩米穀諸物高直由成以要動亂之

本相成以存 竊立義人中心外之及狼藉に付先達而至
人織部正儀對馬古後及古古陸に要當時以後人様方倭曲之方

多く殊に去り申し年掃部頭取登城搦及狼藉儀是身人渡来
且米穀高直御役人倭曲之より方以坐り故右様及訖妨儀に付織

部正儀相談及所對馬守取織部正言葉取上無之且心外之換
抄被及以月退出後心外存一切腹仕に臣等結之に付置君辱

にめられし時と臣死に言り其内對馬守取想ひに要時
至來今戌の正月十四日太田道音宅に於て同志盟約仕に

正月十五日左書白木状箱に入書て後一有之
一安藤對馬守私欲を懲りて賄賂を貪り巧謀を以て賢臣

を退け堀織部正死を以て諫る呈書を被ひ上聞し石を以て船山等
害の地を夷虜の貨に渡り何れ切も無くは加増を信し膏

腴の地を貪り取り天下に是為をね牧子を弘く蓄ま所を盛んし
取立却つて聖人の教を蔑り仁義之道に悖り幼君を侮り祖

宗を名を欺り大不忠に國賊は首日先子參劾して神慮を乞ひ

今蒙天爵者也

一橋の上着山(日書付る事)

私苦儀只誠と申すは板橋に立近可成左に京都宮より
迎へ兵卒今迄は仕へ軍用カ四萬兩程の賄(置)越有之事
三島三郎同志豊原邦之助此日多戦死中(海軍の歌あり)
か我らの育つ身をも天の爲に捨ると世の恵と思ふ

堀織部正絶命詠

曠世奇才欽両賢行藏易地業皆然氣節千秋出師表清高萬
古去来篇苦辛元知由三顧勇退死心戴二天男子名分當如
此遮佗一醉曲肱眠

且久世大和守此度

和宮入專之事古語を以て功を因
一万余加増を頂戴一并
京都九條殿七千石餘は徳と
加増を道とせ老中若年寄等以加恩の褒美等雖有は生る
も周旋したる心更も古くは賞賜無く曲私欲思ふ事
このたふ一古く如く幕府の紀律を以て失ふ事

天意人心一時の解り離れ且と

天子積年

敵慮を以て

脳を奪回て天下慷慨者志士

京師七轡濤

敵慮を貫徹せん古計折れ諸侯方より竊

天朝一意

を寄せらる人多く

中より薩州幕府の傲慢

天威を輕蔑するを怒り勤

王の志を考

敵慮を貫せん古計又土州の回極る者

志の者を潜り出

京をさせ

天意は伺り長州

力勤 王の志は伺り

天幕今一連の擡ぎ

手つぎは可成りの力者

長州控る方今

京師の形勢を察するは此傳る幕府改設

この其間まんち目えの如く事待(またり)天下の形勢

京師の事情委細を以て二區幕府(速白)を以て長州を
坤の命を蒙るは將軍家(當内)の危急を直に申すは又老中(十歳
論議)被たるは將軍始り大驚愕長州侯へは賞賜有之
京師之議程能周旋者より日頼(依)永井雅樂等の上

京為被せり其力に改

元癸丑の事より

天朝を蔑しりて

敵愾を奉

たれ 天朝高き外孝和親の儀に

神武の汚隆を感し千

載の羞辱を遺り義殊の家康を規則違ひ醜夷の耻を受

有名の諸侯を久しく幽閉致し其基本取らざる儀類を蘭東

所諭 詔有るも一も

勅をもちしに又

和宮の降

嫁に儀強るといふも何れ如く

敵愾よすかきに遊すの

つ俗に攘夷の基本を立しりて誘ひて

朝議區の處

幕府の奸吏も押し合遂に所降嫁のおん半然を更依れ

勅を奉るに因て遂に

逆鱗に為游かる形勢に成行たり

右に次弟を

勅問に次弟有るに老中の内速に上

京可致す

勅命下り老中益驚懼評議之上世大和守上

京に定めらる

大和守上

京に承り上る所詰問所答儀大に固窮致し最初

を至る限を以て

京師に勢ひを

よひては拜借金一萬兩を以てたのり病氣を構く少少為遊に
つるに引籠り居るに後儀取上りて成る

京師に老中上

京師催はるに何れも

百に應を以て愈人心淋騰一慷慨自奮の士日いつと集今日まで

奸曲を謀り一者を斬殺す

九條家の諸大夫島左近を斬奸致し彼と妻を根子誦ひ辱

朝議を蘭東に世

和宮所降嫁の周旋を以て五十人丈

持且大金を幕府より貰ひ種々奸計を巧に事擧げぬに

以者志後其徳在家を擧げ出り天誅をか首をさし又掃部頭

に大なる正議有るを擧常たし者あり永野主膳也

京師に任居るを以て

京師の勢ひを懼き彦根にのれ歸る

九月に幕府與力同心奸曲を以て者四五人水口に斬らる此に

京坂の閭閻氣立是れ人心の憤激する處たり神は其本河を以

たり

天朝より九條殿下に嚴譴幽閉

仰付岩倉千種杯の奸卿

御擯付を成り 青蓮院宮は凶凶に免近衛鷹司兩殿の凶在
所免近衛殿と 關白職を命じりて其他正議の公卿は赦免大原公
三位は所取立 朝庭より正議曲復は廟議に立幕府に
益恐怖して長州、 武周旋儀所頼より世子長門守
殿開東より所上 京長城此の薩少の公子島津三郎國許
より多勢より上 京

島津上 京の趣意は其國論癸丑以来幕府外者より押し親
神州の國體を失ひ 天朝を遵奉する諸侯を輕侮し遂に
皇國の浮沈は立至り儀其罪殺故は月正議の諸藩慷慨の有志徒
と共々) 嚮來を擁一錦旗を靡か幕府の罪を糾
攘者の先鋒をたすんて國論一定して押出せしむ。然るに長
門守殿在 京中周旋ありて三郎の子は見送着きり時者
志の者を以て島津氏に使者をわたり 朝議を於て一先
勅使を關東より下し幕府に責督を游り趣旨又關東に頗る改悟し
控林あるは月日互に此の人心を力可なりと醇くし送りて實島津氏

も同じ致さる物多き國をより論決して押出し儀今更互覆致さ
る儀新心得是非前論をよりかきし半々より出服從せざるもの十六七人
有る因り三郎の子腹心の者計り彼異論の有志を伏見寺田屋に旅
宿を致置儀に押掛不しを撃つ互に死傷有る大半は打死致は是
島津氏前説を覆當時長薩土を三藩と稱せり
天朝より幕府責督よりより市場令は本年群公卿の内大原三位公より人撰
命 勅使は 仰月島津三郎守御東下りしより
御沙汰を蒙り幕府より關東到着は本年 勅意の旨教り系
有る内は二三を挙げて言ふ水戸烈公は太納言に贈官一橋公幽屏
所免將軍に後見職尾州老公は越前春嶽の幽屏所免大政を以て
任はれり土州老侯より函問に免基本を立大典を正しり種に論
告有り幕府遷延は決して威前を實遂に決断は本年水戸烈公御
贈官多請一橋公所免は後見の仲尾州老侯越前老侯少越前老侯
惣宰職の仲付土佐老侯因林政幣に參與仰月遂に伊井掃部頭に舊恩
依り五萬石所取上安孫對馬を退役承襲居半知久世大和守因林一万

石見取上内藤紀伊守退役と云五千石取上ノ當時加判ノ列ニ甘んじ以
下ノも舊忠ニノ別部堀田氏比ノを蒙ル諸司代酒井若狹守退役ト仰
付又會津ノ役
京都守護職ト仰付其餘大小吏員黜陟有之而ノ一諸藩ノ妻子定造
笠原後世子圖書頭元中ト仰付其餘大小吏員黜陟有之而ノ一諸藩ノ
後吏員隔年ノ勅番ヲ緩ク三年目ニ百日詰ト一諸藩ノ妻子定造
ヲ各國ト引取ラセ諸藩吏員ノ登城一騎切ケルヲ致シ舊弊を一洗
新政ヲ開カテ專ラ兵ヲ強メ一國ヲ富スル策ヲ為シ今ノノ攘
夷ノ以テ手續ナラシムルヲ天下ニ統萬歳ヲ唱メ

段々新令ヲ布ク内長上下尉半目ヲ停止登城ノ意ヲ振先羽織東
七高袴ノ惣寄職者中始ク二三騎ヲ從ク登城ニ付小役人ノ奉
改正ノ事ヲウケルノハハク多ク春嶽西洋碑ヲ肥後藩横井平四郎
ヲ任仰キテ細川ノリ満ヲ一重ク用ヒテ武備ノ御主張ノ肉旗
本弓湖山及上流ノ一軍制槍術等ヲ廢止仰出或ハ此處一統ニ
蘭學兼用可ク一合所出一切洲ノ一一流通或ハ蘭袖ノ皮履をとも
操練ナリ臣ノ一内政ノ長ク大ニ人ノ事ヲカサシク一正議ノ成

いかに等々をいんぞや

大いふのこゝにひつゝ大原公も八月に日歸

京島三郎も前々如く

守護ニ歸ル途中ノ生麥村高妻人無禮ノ事ニ付二人切捨テ圓
島三郎歸國ノ節幕府ノ一前日ノ薩州勢逼リ有之月
夫人共其日ノ出入ヲ致林檎橋邊ニ過シ有之英吉利人又姉一人
見物ニ出迎テ見物ノ事露跡信ノ半信仰リテ過リ福々々ノ事
薩人手を以テ是ヲ制シテ其實不ハレ上真似テテハレ過言
ノ事ノ小頭某飛越ケテ付二人落馬或ハ二人も三人ト逃ビテ幸ニ夫より
程々谷澤ノリ満ヲカサシク一待受テテ夫人子鏡潭ヲ操出シ
レテテテ達申シテ引取テテ遂ニ幕府ノ坂公トシ島津氏ト引取
島津三郎始テ上
京ノ吉陽明家ノ達向ノ馬

一今般中山ノ以テ内情ヲ向テテ献テテ微旨上達テテ容易テ視且テ
左ノ所極ノリ以テ内達ニ極大納言極ニ内事ヲ極ニ御ノ事子武
門ノ要加ニ過シテ幸恐入ノ儀ニテ方信者羞テテ首篤ク左ノ趣ニ
立告存立徳取付テテ可言上□□録録一第ニ徳可テ上

一天朝之口危殆實子懷眉之急也
一 敵意之儀中

山詳而口尤者之熱病滿之在也
一 和官儀以下向

之為 何合以內業才也
一 臣大官之由子之使多待之

不主成事之有之百官不能幕府之百位政熟家之如何程小人
一 天朝之重中

俗吏たり大當今のり天下人心名多を略
一 幕府を北月之判然たる形勢ハ既之昨進上已以來未人報官水府之

混礼生舟浪人奔走等之海軍之指多不無子一不五偏一方之運測
一 為水之恐之懐之儀之軍中不可有之物之苟且前出之性之天

下國家之領之獲之少一也意之儀之常利を失をを台而巳之略日之
一 可之必何之也今日之金をを致經營以極有之右是眼之者より

論一得之彼之長之計多之國を失を亡之の堪之少一也
一 天下國家之上之心を可之思向之富之取之斷之司之得之徳川家之

無獲はる一方の榮耀無疑之得之和漢古今國之亂に賊臣之蹤跡
一 一轍多法之是之儀之彼之考之

一 和官儀無得之在之下以

一 一朝一夕之奸巧之無之
一 所下向之由之上六掌中者之

勅意之恐也所置之改之忍也
一 一以之新測之憂此子之口勿論也上之恐多之得之不可謂秘策也

有之隨逐之及決之口宗院之可有之
一 一受之而之之受之勢之在成喘臍之患之之義之在恐懼也 一御一舉之

在制之極篤之熱思之
一 一以之兵之動之活之國家之重之口勿論

天朝之不安候之淵係政之激激之
一 一少時之不安候之得已少時之不安候之不安候之我等たるも苟也

王臣之口之新堪忍之儀也
一 一皇國復古之少大業之由之度之在誠在

儀也
一 一京地之十之口口守護之不安備之不安令非學之

聖斷之由之口口口口之履轍之踏之極之不安
一 一以之有之口口口口之謀之無復之不安業之算之在 一其上之不安候

機應度之不安置之出之極之不安
一 一國之不安之如此大之始終之得失謀之不安候之不安候之内業之不安

一 一供人數五百人日連不口上
一 一京可江中

但一陸行之急速之旨合前之旨又之根違より天
右凡来舟可致之得
京師至着段一人組一組
六十人
平均
八十人
定式
側向三十人
見賦
帯
刀以上五百五十人
又

一當地出立之旨を置守御人数五組三百人出立
四組三百四十人同新小倉下
上坂中
先且重司
一
人数一組之積廻
可
一
定所非常
古備
一人
京
組
一人
三組
百
十人
を
合
付
し
て
表
芝
卷
を
發
給
す
る
事
也

一上京
上陽院家
上谷殿
爲
建
議
之
上
以
内
之
事
同
上
水
忠
深
守
護
可
任
百
之
事
也
聖
断
を
以
て
御
意
下
趣
二
揚
公
事
迄
迄
以上非常

義之唱(平定)天下
我之舉

前侯
大元
出世
五
年
後
之
御
意
下
趣
今
般
徳
川
家
と
皇
國
と
赤
心
を
以
て
忠
節
を
抽
き
出
す
事
一
違
一
奸
賊
連
を
可
罷
議
以
上
の
事
也
御
意
下
趣
二
揚
公
事
迄
迄

一
御
意
下
趣
白
九
條
殿
に
近
職
左
右
公
前
白
而
歸
殿
函
渡
之
目
録
並
様
事
毎
大
小
以
別
判
り
爲
事
也
一
右
人
數
引
連
上
仰
付
度
也
一
當
時
議
論
種
々
有
り
此
期
之
旨
上
を
徳
川
家
に
於
て
之
旨
を
可
任
之
事
也
一
有
り
之
旨
を
御
意
下
趣
二
揚
公
事
迄
迄

一
御
意
下
趣
白
九
條
殿
に
近
職
左
右
公
前
白
而
歸
殿
函
渡
之
目
録
並
様
事
毎
大
小
以
別
判
り
爲
事
也
一
右
人
數
引
連
上
仰
付
度
也
一
當
時
議
論
種
々
有
り
此
期
之
旨
上
を
徳
川
家
に
於
て
之
旨
を
可
任
之
事
也
一
有
り
之
旨
を
御
意
下
趣
二
揚
公
事
迄
迄

役者より其真寶

去是非干戈を不用

論先より徳川家を少秋助

公武少合体

皇國復たて赤心を盡す

國體を正す成物出来れば第一に立度勿

散慮なく先君遺志を以て通して何事も類に古昔も度く在
格に併せしめ得止義出れば及んば是れ儀事可有る事
右に道る概畧に定策するに巨細を伺上公兼篇治定に智を以
下り夫を期して日隈寺可申候仰て天の時を監し備て人
事を為すに不可失く申候は一舉に可有る事

右文久二年戊戌正月十六日陽明家より密満て書馬の由に

右関中府 或人より知る昔の薩州義を唱へて誓ひ破佈の

如 嗚呼今も此如

文久戊戌四月廿四日伏見旅店寺田屋 於て薩藩刃傷事件左記
其事備す前と事

伏見某より大坂留守に遺て書 書状馬

相四夜初更前より高橋道大騒きはら書其故を寺田屋より船

宿に薩藩の只家中三五人止宿致し其内新規の居抱一人
有る由に於て以て事なる右宿宿より打取りしに初更迄に
大騒きなる不怪混礼はれ月甚し剛 早に出候に其二階格身の格
刀に相持門はより而人斗格身にて周へ居大驚と早に致仕進はれ
不取敢見届て急度幸ひに濱辺に舟舟に於て出候に雷最早に海に
おん二階欄檻に格身の格杯撒き置る怪言す 其ん中にて
併何事ぞ致し者一向おん 中夜中より急なる長持を
持合致し死侍を御し入包持歸りしに今般の早に尋合はれ
右に於ておん 格身は即死す六七人斗に格身を砂血ま
れ髪を首級あり行庵に残り格由不怪事 其ゆへに格
宿中舟船十艘入りしに所司代に夜前より大騒き今日未の刻及び
尚九未の刻に傳に固の格より格ありしに下文畧し
松平修理大夫家より申す申す中江に於て國表を這上致出奔り者
此を内見表滞り居るに向人實父島津和泉と不容易致銀額
の申す騒き月為取鎮居候 及び傷即死す候事(通)

四月廿四日為討手着下... 道橋五郎兵衛
鈴木勇吉... 同正之丞... 大山角之助... 奈良原彦一郎... 山
口圓之助... 金固若助... 江菱仲右衛門
同家東出奔... 有馬新七... 橋口傳藏
同義助... 柴山愛八郎... 西田直五郎... 弟子丸龍助... 杏
山新五郎... 田中賢輔

中將公戌戌ノ十月御上 京と港と第二條殿の前以内

勅令合御内書... 馬折... 籠裏... 櫻... 卒然... 記

抑當... 殿... 切迫... 宸襟... 今夜
一擲刑部卿大樹... 仰出... 故中納言忠節... 卓越... 宿
... 追贈... 二位大納言... 折... 貴官... 實... 遺志... 繼... 爲... 國
家... 貴家... 祖... 先... 寄... 相... 輝... 政... 格... 矣...
勅... 信... 以... 相... 順... 相... 並...

參 内等... 舊例... 及... 承... 以... 考... 早... 上
安 叡慮... 存... 何... 日... 京... 着... 上... 可... 蒙
... 先... 公... 先... 近... 親... 道... 以... 此... 臨... 公... 早... 上
... 先... 爲... 其... 如... 女... 也... 穴... 賢... 矣

十月二日 二條殿御名

御名

十月御參 内... 首... 左... 之... 通... 了... 爲... 蒙 勅命

權... 儀... 仲... 勅... 使... 不... 日... 着... 存 叡慮... 旨... 委... 曲...
... 且... 淡... 利... 等... 可... 有... 物... 多... 々... 速... 遵... 奉... 儀... 矣
... 彼... 是... 異... 論... 等... 類... 也... 之... 有... 相... 輝... 儀... 也... 早... 上... 出... 月... 爲... 禮... 能... 大... 樹... 直
... 諒... 周... 旋... 可... 有... 矣 思... 旨... 矣

於... 關... 東... 周... 旋... 儀... 也... 依... 子... 馳... 走... 之... 所... 行... 向... 也 勅... 使... 西... 淡
... 可... 有... 矣... 仰... 下... 事... 帝... 都... 以... 警... 斷... 可... 仰... 家... 來... 人... 教... 等... 一... 條... 矣
... 爲... 仰... 下... 事...

同戊戌十月

天使三條中納言殿御山路中將殿東下

勅諭の寓一西御も願言少英由は四方なる

至上格別を依頼

北遊は方天下萬民歸服の上は妻婦の路激を更、年横死は夜三
條殿も長女は脱走は成實なり
天朝に紀綱不は為振次

兼成りあり可なりあり

散慮到方今更に所變動事は為在

權事の儀先手来り

散慮遵ちる成は系不紳

以於柳宮臣に度草施り
散慮はもまは物愛天下に人民攘事一定有るは人心一致は可有之
且國亂の程も如中

有る速に諸大名を布告有るは務む

思は右筆略しは務む

武将に職掌は必早通はせ、亦議は至尚るは論に度定有るは醜美
拒絶は亂根をたは議奏しは務む
御沙汰之事

天朝にも幕府に新に功を怡悦し給ふは免用

散慮貫徹のは謀合を至る兼三百大名の内天下に人望は又幕府に親
きは方をも見は依託は為
游度
思は口は
朝廷群議

六勝は名別記

有る實出時

因は水戸烈るは遠に願言御實は

送意は為經尊攘は志念深く才徳人望天下に周編し且幕府

は親藩は市中格禄節ありは西大家は
天幕の洞は用旋は為在度

との衆議は九月に二條殿より
本藩は内書到来於是

中將は日奮は為是而役人黙涉有るは遂は十月八日御着
京に御方

は出會は為有夫より評
天顔は好まはは

勅意は蒙り用旋は清朝書は載此は時格中は土州侯長女侯
其他諸侯は為居は將
天朝は草野は

初は有力は諸侯は得は
悦服は太原は

は得は利害は少許話はは英敏人心を壓倒し路は

大原は感服は天下に人評は

大原は生は為は薩藩高崎伊を節は會は本洲東に時天下の
形勢は逐はは伊を節は直筆はは賜ふ

玉の踏のはたは節は我は太君の御は

一時世上は傳播し尊意を補は

學智院・師出仕諸卿と方今の時宜 天朝の御基本

尊攘と大典一師希論と格も實公卿方大御聴眼を稱歎をさ
武月旋振と語語有るは手後のみと格且臣の眼の働く間を是
非攘夷の 敵慮徹透可仕 仰此度閣東上 尊攘と大典

中將も武東下は月旋と格も格も格も蒙
此れ 勅意 仰十月下旬所若遊

隅田川墨と流り 武吉をか茂の水もく洗ひす切
此は歌天下もひ流り 中將 のは英名感服に

師山路三系向に 中將 のは先進も格
此は 仰 十月下旬所若遊 本藩 仰此度閣東上
出逢と遊

十一月初旬蘭東と到着夫より一橋公惣職春嶽侯容堂侯杯登

論止哉某の幕府城に於て老中も是道をもとむるをまむは論は
天朝少親兵と格置度又諸侯官位 朝廷より直下度又
大樹の上 洛と素

此は 勅使 下向し先例の幕府より
勅使 入城 上方と登城有る格もまをを以て入仰入城の上を改すの
所 勅詔 軍上段に聞る清き事を中階の如くおはしては且
王の加へおさるは論者

御諭終者も実老中一橋も承諾無きと大義を以ては仰合は格
付老中も大に實 勅使 仰此度閣東上 尊攘と大典
中將も武東下は月旋と格も格も格も蒙
此は 勅意 仰十月下旬所若遊
隅田川墨と流り 武吉をか茂の水もく洗ひす切
此は歌天下もひ流り 中將 のは英名感服に
師山路三系向に 中將 のは先進も格
此は 仰 十月下旬所若遊 本藩 仰此度閣東上
出逢と遊

京下 本藩 仰此度閣東上

石の別子洞ひ自分妻子若老を大村立退せ少使し家もあらず當
 金もあらず一回立退るも又市井を追ひ打拂ひ仰出所を一統警備
 さし立退可し御の事さす下民困窮可致さず市井百何町乃
 軒別て立退せし一は金銀白糸金とて毎年の暮暮前より下由
 この金と以て施すも一室ともけりし依る官庫に蓄へたる金の銅を
 賣人たりし拂ひに金を以て割渡し長壽民に三萬何千人を給ふとぬ
 下は天下の正敵黨を聚め攘夷の策を謀りし人此勢ひをたすを
 行所を来りし出帆後には多々大砲の玉打拂度ありし出を行所更
 二驚かす勝平は可致さず此方損傷ありし侍も此方より打拂
 へきよりしつをけれし賣人か大ききありしより一深東よりその勢を聞
 大に驚きし急を命じて大之保を深東古呼返に依る力なく歸る五民
 甚くたの長壽より惣代として五人入大坂にたて願ひ出しし
 二月上旬將軍軍過るし善後至る手強の事なり
中將の御殿は願ひ後姫路に足
 正而直に引返ししは
 正月下旬ナリ
 夫より將軍上 洛師冬々 内成

天頼は存

天盃芽は以載直と積年の

叡慮 仰ひ

恐多し

至上思召

天下三百年の太平をあれ正敵者若く

偷安固循の徒と多く當附の卿諸侯の心を固く上下攘夷の決議一政
 たりしむ多し 朕は將軍として 神明の盟ひを離下り
 一回決心可致さず攘夷の祈願の為か茂神社に 行幸し
 仰出干時三月十日たり又四月十日より岩屋氷に 行幸攘夷
 のは祈願あり

行幸の奉供文武諸記一置

- | | | | |
|--------|----------|--------|-------|
| 一條右大臣 | 廣幡大納言 | 日野新大納言 | 飛井中納言 |
| 徳大寺中納言 | 清水谷新宰相中將 | 高山少納言 | 中御川奉弁 |
| 幸徳井隠陽助 | 岡田左兵衛大尉 | 松平陸奥守 | 松平阿波守 |
| 松平相模守 | 伊達遠江守 | 上杉弾正大弼 | 細川越中守 |
| 松平大膳大夫 | 佐竹右京大夫 | 亀井隠岐守 | 宗 對馬守 |
| 松平備前守 | 松平若狹守 | 三條西右宰相 | 河鱒左少將 |
| 近衛大納言 | 徳大寺内大臣 | 正親町右少將 | 堀山左少將 |

油小路右中将 榊崎左中将 東之世左中将 四辻右中将
橋本右宰相中将 鷹司副白公 將軍 水戸中納言
一橋中納言 松平越前守 松平肥後守 榊原式部大輔

此多ク... 御行列

四月十日八幡 行幸之御行列
有栖川宮 近衛前白公 坊城大納言

鷹司副白公	田沼玄蕃頭	稻葉兵部少輔	一橋中納言
水野和泉守	板倉周防守	水戸余四丸	松平讚岐守
松平淡路守	松平肥後守	松平大膳大夫	榊原式部大輔
松平左中將	海溪右中將	東之世左中將	姉小路右中將
正親町左中將	東園右中將	滋野井左中將	榊崎右中將
三條左少將	河籬右少將	一條左大臣	大炊御門大納言
鷹幡大納言	飛鳥井中納言	行倉小十郎	松平紀伊守
松平長門守	松平備前守	宗對馬守	上杉彈正大弼

坊城右少弁俊政 舟橋少納言 葉室右大弁 橋本右中弁

三條中納言 庭田中納言 冷泉中納言 日野新大納言
此年為多分なりとも思ふは是居 神前之誓を立擡奉る祈願

丹誠... 玉坐... 勅意者... 又... 皇帝加茂行幸... 是... 高慮...

四月下旬將軍棋海巡見... 中將... 布告... 將司... 天朝... 浪華... 蒸氣舟... 東

返於是天下幕府の不信を憤り人心益解體以上 京の諸侯大
体は恒より前返海國に及五月十日長あ 天命幕令に従つ
て於赤間瀬橋夷戦争を為り二十三日二十六日六月朔日五日前返
なり

崇夏攘夷の期浪布告有るを以て天下諸藩及び幕府に於て
も固循偷安實備を修め拒絶の談判を以て交易和親前
日如く依り長あより防長二州を移打天下に先立て攘夷を為
と幕府及び諸藩も士氣振作の端も可半況や馬淵と西方の
咽喉且國中益士氣汽振ひ必死の決一可やと廟議を定て十
日期浪り日たるを以て申中刻佛蘭西舟一艘は戸より歸り掛り
赤馬ヶ瀬沖を乘通る當馬淵砲臺と奇兵隊戍制及び居
此者中山大納言殿世子侍從殿浪士十人程を連見馬淵に於て
これ折る佛舟沖合より經過はるに浪りて千人に浪士を中山殿
と主將とより小舟より乗付る當夷人梯子より上り舟
乗り込事一何れも此の軍艦庚申九癸亥丸を乗組沖合に出

大砲を撃つと當夷舟より意なく狼狽するを以て追撃夷舟は帆
を向け蒸氣を強くして上の方より逃り此は初戦なり戦也
二十三日午の上刻佛舟三本帆五十間程の大艦馬淵沖を乗通る
を屋場より大砲百發計り打つけると夷人三四名を以て無理に
押通る夷艦蒸氣の車破損し既ニ危きと云へ庚申九癸亥
丸の二艘を以て當夷艦を以て追撃するに於て夷艦は此体より蒸氣を
は掛り急ぎ逃り長あより彼のハッテイラを撃撃推を大艦の手を以て
撃つにハッテイラとこの方を取上夷艦を以て死人怪我を程有り松子
二十四日長あより著る舟將も死し毎る
二十六日阿蘭陀軍艦馬淵沖を過る屋場より大砲打掛り夷舟は
かひなく放る長あ二艘の軍艦沖合より船臺場を以て左に駛り
夷舟と豊島より長あより長あより此は白刃方と怪我無く元来と島
に於て和蘭の將官より試に長あより試に長あより試に長あより
方面を以て長あより試に長あより試に長あより試に長あより

六月朔世子勳巡りて元々平野上り方筋より佛舟渡り放散し
とる月基場よりも放散し下り去るを以て少くしゆきり又引りて
急な放散しとる月長安地方千金程程多し及小庚申班壬戌班二艘
と破りしつひ乗込の人數も少くありし

五日佛舟蒸氣軍艦二艘襲ふ軍艦と小倉領白の浦に碇を敷
し並行舟を以て運轉し長安と接戦し渠の舟舟の浦に碇泊
し居る故に此方の弾力と速さを以て夫艘を運轉自在に撃由右
産傷し兵士徒然とて扼腕切齒に多し遂に前田村基場を打破
し兵士少勢を以て持たしつゝ先の上又長安河も撃込内も二三九
形来りし夫賊も前田兵士河も撃込を以てバツテイラ七艘
少くも福百餘艘上陸す依る村民老若も山中の穴に入る夫賊村
迄追つた少銃をつまみ放ち河の舟も掃討す舟の舟を以て屋根を
うらとひつゝ火とつゝ一時焼ゆ村民廿二人殺撃死に村の
言も寺有りしも終始舟の焼ゆ拂ふ十分乱れしつゝ取り鳥
亦勢の出張りしを全せん夫人と少舟も奪ふ去んし長安の士

一人萬の中より想ひおこし二人斃し一たす

此の戦朝倉の刻より未の刻まで戦ひ止まり前田放散し二艘
も既景退去し小倉領と長安離れし一里も不友左右校におき
内は夫人も正奇しと能くしつゝ舟も少く船も十日は戦争し舟
坐見旁觀しつゝ救ふに刺し夫賊内浦に碇泊し留牛十二疋舟
糧を賂し長安若戦の危を危しけれと久留米切齒傷み並小
倉の内事しつゝ舟を強しつゝ受基場を築き成号を備ふ長
安も益奮奮し十二隊の舟を分ち實備を整く有志徒小倉れ
五眾と鳴し天下に訴ふ其又も曰
恐るるも
敵慮既に接戦しつゝ決長川下の関を控へし數度
戦争するひし長安小倉と咽喉緊要し地を在る未夕曾て一門の地
も不梅一介の舟も不出岸し是を傍觀しつゝ武備を足す夫秋内
通平眾ありし登舟も十餘年賊を眼前に見ん舟を足す武
備を不暇しはつ貫り眾二冊し六月廿日佛舟田の浦に上陸し是
を不撃のさつし刺し彼はかす快を二通受取事し夫秋は想ひ

所國辱を不辨衆三廿、嚮に長あより、毎夜使者を以
散直のふら若向、秋速く不可不攘、越に懇切に論をもち幕府
の藩代と言のふら更、應を以、遂に長あより、砲臺傷不推借、を
ら多し、至る是全く、義理を、隣國の禮を失、治多の所、改罪四
なり、幕府奸猾の所、為違、
を不、亂と、舊代の責を、不、
息、安んじ、衆五なり、為、罪者、
不可免、逆賊なり、假令、
幸、情、弱、勿、事、秋、何、事、
二、事、物、伏、願、其、君、臣、を、賊、逆、忠、奸、の、義、烈、必、死、の、士、也、
不、之、以、一、先、是、を、以、
千、萬、米、穀、
聞、鳴、戸、の、聞、屹、度、其、任、を、擇、ん、
勿、論、の、
微、賤、を、申、乞、恐、懼、死、罪、

文久癸亥年七月

長門國有志士謹白

長少擡、
河田左久馬附、
大夫より、
憂、
天朝、
師、
正、
敏、
賊、
侍、
又、
以、
時、
天朝、

掛ののりをとくとく乳洞あれも慥に分りたはれ白賊の奪てれ一乃薩藩の極くまゝ薩人治くきくらゐりて二人を捕へて一人は只穿儀無く肉く屠服に一人を上杉に乳くは妻脱走に宿く益薩人凡只疑ひかり

六月十四日英吉利舟天保山の所産場より三隻打掛うる於城會を表

英夷天保山沖をのりハッテイラより地方より三人上陸して日星

場内を緩歩したる費番兵或は撃んや言わとのあり或は撃つ可は
とふも何り番頭荒尾隼人詰隊同河小谷年吉澤惣吉岩く輕動無く
とふも何り着止諸士切箇して不々也又ハッテイラより何り何り
有るより日人数を七来り所傳番岩越作之衛門指揮して三隻は其
舟帆影遠く去り後をゆく是は尾山岩澤又ハ日圃ハ岨ハ岨岩く日旭ハ
中將も機會をとりて一事を只録す

大夫と師より下其文曰

申遣く去十四日英吉利亞舟天保山沖合に去るに其方始打掃
く玉届て無く趣ハ得早く攘す
其は城代伊豆守より遣り有るに弟ハ得かき等中遠ハ趣ハ其段
逐ハ得共先遣り從
殿松平春嶽立

天朝ハ古偏且幕前も同係ハ事ハ城代ハ指圖ハ可拘るハ之ハ
三打掃着城代ハ着量ハ其
天命難背趣を以て通

不口趣可及返答今度川上ハ場舟を以乘込ハ打掃ハ得ハ實以
死力と盡しハ極致ハ極ハ監物始一因ハカ原ハ可ハハ委由大隅
駿河ハ也

亥六月十八日

於以本父之趣伊豆吉と我致子通り百必懸念有之り事

當春十四日中將公於浪華成役の諸將と仰言し馬
所きし趣の委由や仰り通し攘夷は一決之月而は根柢防禦守
制の儀深く少事事しめを立止ぬ

我等も
内し言ふ致す於手厚く
西卿より渡東珠子非常し以
褒勅 仰に賜ふ

仰言す計蒙遇
當朝の恩段後世に面目深し懸念
以尚於學子留院評議し言ふ此方持し儀は乍及臣眼の裏に肉に必通
中万念立安

我等再云
薄き打破き以言す天下の耻辱無以上物多
可也 天朝が實より後之儀を各勵きの優劣智謀の巧拙
依り 秋方命より預り儀の一回格の憤発者も非常臨時
と申し侍頭目配下の面々子の如く親し配下の面々頭目と
親父の如く思ひ懸言以下の有足難程事と今も以死臨戦の上

於ては何れも違可有が却る程卒の如記軍録に出るとの儀
別々慈愛あり 可しあり義我節に海を上げ指し下を扶
助可致尚其上と我ら忍を儀に助可し出過ぎ且東帶留中
之者も武洲種より出程し拙子之儀満之儀尚更不替怠情出
之程あり向し白向し言ふ可也趣とあり丹後給番
頭は外頭目組中より近侍より一入乱毫思辨可致披見也
右二色とも 公の言真事とあり渡り 中將公の書信

如也 忍に不感感戴なり
當軍不告し東帰は海國偏みの如く益交易職に生れ更
敵面を導きし 経るに春嶽才反覆あり 勅詔を背き
京師密の折柄推しは倚頼とあり方々を
之内 因あそ英智人望者より且去り東中西日周旋天地を真
程の言ふ力者より勤 王正議卓越の言方より倚頼と遊後
也 因あそ口より言ふ此友州彦 京造より力に操持
朝廷より内より言ふ且幕府の指揮を以て以上

於ては何れも違可有が却る程卒の如記軍録に出るとの儀
別々慈愛あり 可しあり義我節に海を上げ指し下を扶
助可致尚其上と我ら忍を儀に助可し出過ぎ且東帶留中
之者も武洲種より出程し拙子之儀満之儀尚更不替怠情出
之程あり向し白向し言ふ可也趣とあり丹後給番
頭は外頭目組中より近侍より一入乱毫思辨可致披見也
右二色とも 公の言真事とあり渡り 中將公の書信

京ハ海軍五港備前度阿お世子上杉侯 中將ら六月下旬着
 京開りたる大改ニ參與り 仰月七月八日 英軍艦薩州七艘
 来戦争者

是を去年生麥より一糸を怒り返報の爲と云英人の新聞記之

英國千八百六十三年第八月廿日横濱増新開我々七月八日英國軍艦
 コロモラント書収を以當港を以今着るを丹鹿兒島に有る英國
 軍艦に遇て次ノ新聞ヲ持来ル去ル土曜日七月第十二時辰時軍艦鹿
 兒島ノ港へ碇泊アリテ大風吹き日本人より不意ニ炮を不幸に
 次氏人を殺亡せり「カヒタシ船將」レヨスリゲルコニセントル大將「ウイルモット」右
 兩人の弾丸ヲ打殺するを手負死人六十人舟多少損傷す惣軍艦尚
 港へ帰る事近キナリ書中ノ文巨細ニ記スルコトヲエス只大略ヲ載ルノミ
 同十五日第十二時辰臺場より打出ス水師提督直ニ合圖ヲナス 日本船
 三艘ヲマク檢は撤ノ莖氣舟ナリ「アケラント」「レルレラルレ」「クレイコンテス」上
 横濱又ハ長寄テ買入タル薩州ノ舟ナリ右 日本舟共朝成テ軍艦ノ

傍ニ碇泊セリ臺場ヨリ打撃ケタルヲ次ノ軍艦碇ヲ上ケ臺場ヨリ五百
 乃至六百エルニ三ノ尺ハナレテ一列ニ連ナリ臺場入コト甚々ツヨレ殊ニ大
 炮ニテ其内六十乃至七十挺ハ大サナイニテ八寸斗ノ破製丸又三寸斗
 乃至二寸斗ノ實丸ナリ「カヒタシ」前ニ名ヲヌルハ午後第二時
 五分五抄比甲板ノ檣上ニ一弾丸ヲ為ニ死ス又手負ノ者水夫五人コイ
 テナント名「キヨース」一人ナリ 説者曰キヨース
 時火府中ニ發ス 第三時二十分ニ發ス第七時十五分ニ小軍艦「ハロアツク
 五隻ノ玩球舟ヲ燒ケリ」此事ヲ薩州(實向セシ) 第九時二十分ニ造作場及ヒ商家
 ヤケル府ノ造作場ニ打カケル終夜第八月十六日 午後第三時三十分
 分ニ碇ヲ上蒸氣船ニテ港口ヲ出カケ府ノ臺場ニ向ツテ打トモ破裂丸又ハ
 實丸九只答ルモノハ臺場ニテ敷ノミナリ碇泊セル處ハ臺場ヨリ九ノ連ナル
 處ナリ府ハ夜半猶ヤケテアリ 「手負死人目録」ユライリス 號死人十人
 手負二十一人 内一人 號死人十人 手負三人 内一人
 内二人死ス ベール號 同十人 手負三人 内一人死ス
 六人 内一人 手負二人 内一人死ス 手負二人 内一人死ス
 手負二人 内一人死ス 手負二人 内一人死ス
 死人手負無之 薩州ノ英軍と戦争之は英軍と薩州人海軍

態度如此多き先破滅を取はるは先和平可成者據其の
の主意の入り破滅國論一決りし得るは則ち早く其の應接は
可なりは其の日月の期は可なりは官野謀議の長官
の意見は只事端の借はひを以て一應の事はドイツ國形を頼
便に構置たる也。生考一考は英人の直に應接可成なり其の
府より許容を許し兩國を以て但しを他四人の所八月十九日
九月五日の應接は所々此を通り。又薩の辭は英人の辭。又今
股生考一考は事起る既に戦ふ事なり其の意は我々惡意は
らば我々直に應接和議の度は片に和議をせよと我々を
△生考一考は其の事なり其の意は我々を以て初る事なり
△是と事は極月の料なり西國大體の事なり。△隨分事分
強く不渡りしは如何に極の事なり四萬ドル取らば如何
△是と事は我々人民不法者なり其の貴國に渡り各生國の前
に可成るは其の國政府を以て北月我々を渡り其の過銀を受

はたし不は程。△外國の事を以て定たり有し我國の軍艦
の償金此度不は渡りしは我國の軍艦を以て手を取ら
ひは如何。△是と事は極月の料なり西國大體の事なり。△隨分事分
強く不渡りしは如何に極の事なり四萬ドル取らば如何
△是と事は我々人民不法者なり其の貴國に渡り各生國の前
に可成るは其の國政府を以て北月我々を渡り其の過銀を受
△はたし不は程。△外國の事を以て定たり有し我國の軍艦
の償金此度不は渡りしは我國の軍艦を以て手を取ら
ひは如何。△是と事は極月の料なり西國大體の事なり。△隨分事分
強く不渡りしは如何に極の事なり四萬ドル取らば如何
△是と事は我々人民不法者なり其の貴國に渡り各生國の前
に可成るは其の國政府を以て北月我々を渡り其の過銀を受
△はたし不は程。△外國の事を以て定たり有し我國の軍艦
の償金此度不は渡りしは我國の軍艦を以て手を取ら
ひは如何。△是と事は極月の料なり西國大體の事なり。△隨分事分
強く不渡りしは如何に極の事なり四萬ドル取らば如何
△是と事は我々人民不法者なり其の貴國に渡り各生國の前
に可成るは其の國政府を以て北月我々を渡り其の過銀を受

三艘を所より脱既此度言えん上今も形或りしし漸く白い舟の
 便毎りしは合河平軍艦を世話しし号度支價に早延去拂り
 夫は亦和や既に戦を始す國軍艦を遣し事國禁たす又夫に
 以て和を言ふ人なり既和平しし上國禁を中撤するや全
 切く債金を出さば我國の世に法也去和親し上面國の
 義を以て世を渡す可しや否や極く事なり是は好きに何ん
 和に命じたは是は極力なり和を世話す可し又正しく頼公△此
 和平し上らるる可し可し實債金を取らうか天理をたす
 不面白事し謙論す者事たす今去列國は金事おし得る已
 極のは我ら及びは同習す事と幕府四十萬ドル受取し得る
 追多軍艦を脱献す心はなす貴國に二方五十トルは出さず
 かり合ふれば甘く河合國王の在り可あり相を子早延受取
 可し又年々一錢も不持△思ふ曰金も不持を極小に如や△既に戦事
 及びは得る對して洞かき足る不用し既に承知し上は幕府
 借用しし事たす△此幕府鑑察するは折々何れ先

極の事を出し可し△不先先就ひる若し出来りし中團へ是
 可去後既約しそわくは甘く遠去るるお備お備を渡し由薩が戦
 争は言時申す郎同嗚を即事上團へ事秋の子強き
 中へ無端を考へたり公卿の訓を了説し遂に十八日の夜を以て始
 究たり

天朝に於ては荆東の同備遠 勅を憤給に實情導奉る長お面已
 他の諸屋を表面と悉く偷安の心を極め此儘に措置するに往く
 皇國內割捨紛擾の内患を生し可し又從來
 致し 天子九重の深宮に在る 在 上意下を直に下情上通
 せし固く今昔常を以て衆下共遊憤れ攘夷の事を以て
 聖躬に任り給ひ六甲を着し軍馬御 錦の区旗を九御門を翻
 えりて 御親征を為 遊りし公卿は奮若長袖を断り
 御盛筵をを扶くと諸藩も益勉かりて導導可し上且荆東も攘
 夷の先鋒
 主上を征夷の御大将を内一新士を振作
 中將公とす 朝議を而下し遊りす

本藩より

を以て為す

此对在

重は游

依りたり

御親征不可成との所上言は海大時直遣ひ人望

京之内より

中将公より

天朝より侍

御國より所計は海を交りて次第全行賊之業

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

一文久三年癸亥七月十三日

御親征

仰出此日百官

卿諸侯物参

内先春日八幡兩社

行幸軍議

御親征の事件を前記に

久留米真木和泉
備前和泉の力多

御親征五年後建久の事
其文曰

表書

勢を以て人者必しも王の貴人の為に動くものなり又必しも

小人奸邪の為に動く者も亦非ざるなり天運有り生はる者も亦

多し此勢を得て是を天の與りたる人か否かは奸邪不義の人を
一時の威力を展ぎては得ざるものなり況や天の命を以て人
心に從ひて政を以て天下を施せんや此者此勢を得ては人心を
過るれば目を移しては思ひなきを以て思ひなきを見念ふべき
一に心不乱
二に思ひつ死に死するまじき事今あるは大事業を以て待て天
下人心悚動して始りて倫安の目を覺る一聖人の大事業を以て

これ何れも感心屈服せしむ其勢も益熾んじあり氣血
鬱蒸赫々如く誰う又は其勢に向ふもの何れを愈は其勢の熾ん
るを棄てて大旗をきりて立鉦声を響けし如何なる元惡大敵に
如くある狡勇猾我うも勢ひをかりて壓倒せしめて遠逃避易く度
立善ふ事をして清く昔
天祖神武天皇筑紫より軍を
起して東征せしむるを中原より天の壓神より怖おのき
しも係多勢を得しむるを及ぼすなり天晴
大祖の事業の速
成物とて天運の勢を吹上煽立て衆人の側へ得しむる勢を先
立たせしむる所拍吹の大あまのハ實りる世の及ふかうせざる事
感しなまると好らり
中宗天智天皇の中興を計らせむ
蘇我氏累世の逆威を苦人情の憤り懼り勢ひを棄て獨り大
職冠を洩ししを謀り逆賊を
帝の側へ誅戮せしむ
氣者の盛なるを以てこの勢を以て煽立強ひしむる俗世の
人雷霆より怖懼ししかん十多朝の所鎮め強ひあり乍
恐其早識といひ方力といひ後世の及ふかうせざる事感しなま

天祖

勢の有り相
中宗のこの二れ勢を以て煽立
強ひし許すの勢煽りあり是と棄てて大事業をなす
強ひし相將事あり思ひの事も容易なり事思ひや相
あり去とて今日の事も即今天運に依るを勢ひを今層
吹立煽立強ひし蓋熾んじあり天より預言如く人意の表
出ず疾風迅雷神速に舉むひたり
國勢勃然と起り人
言奮ゆる振つて從來憂懼あり
思ひを以て醜夷の如記自
ら跡を戻して再び東海に帆影をえぬやありたりありハ
鏡よりけり見る如くあり
一 兵法は勢の内より其を謀る及深し其勢餘は其短とあり
世の中は勢も節も可なり何れも是は機會といふものあり
此機會を投するも短し可なり何れも如何に其の際を向と
し何れも其の勢を蓄るも如く目も見入る可なり其の測
り知れぬものなり如何に其の目も不入る可なり聴いた計り知ら
ずぬ事なり其の如何なる者も其の命を以て

かゝる今も其様會の最中より今も此の間に此の
 權會をこころしにたつと侍りしからしむ心若く思ひて

断

人の徳は断行するに三品を劔行する如し玉は温潤なる鏡の
 法明なる是も過る事なき如しなきも劔の截断を
 断事なきも其事申をなき人志あり三徳あり常より
 義あり勇あり義ありの働き其断なき仁の忠愛ある義の明達なる
 夫よりたゞ此事を行ふべきは其去に表聖王の天下を治る事
 世を救ふ事と賢将良臣の嘉謀忠猷行ふ断行する是を以て
 されし何事も成断せん事あり人に断行すと尊ぶる事あり
 ことばはかゝり神妙なり成を以て玉體を以て後ひて後なる
 三器の内にも劔あり断は徳を貴む國はたつ今も百年
 の太平あり改と因循は流るる人々偷安を事とし警害山の如し
 積風俗霜の如く落く何れ災あるも既是大亂の様會見
 たるに外五國の點毒智りのに事あるも宥賢を伺ひ内は好美

時を得ず已の救難を働き侍辨を振ひ其証肆を遅くはる央
 なれど 國體の國是かれ則者あり世と早く禽獸も鬼
 魅もたつらるる如くと大桓あり事三三是を古の盛代挽回
 せんと思ふより如くたつ水世の月月初より文月の二十日は事
 五十日斗は則るも此勢次第度りむ過一を春との盛
 したる朝日の登り如くたつ事命保臣見望保臣文と
 何とゆつ事あり如くたつ事命保臣見望保臣文と
 正議の徒あり何卒氣を見て起し其ある心地は事あり
 彦伯も初と難者思ひて 京師を欣慕よりか何れ列
 ひたつ事あり命保臣見望保臣文と 朝廷より尋常
 の事あり命保臣見望保臣文と 其懦氣を引起し天下一般攘夷の心を
 振ひ起し事あり命保臣見望保臣文と 御自ら
 大決断を以て 九重の内を出立し 躡を郊外に移し
 玉ひ志あり 所へ自由をたつ事あり命保臣見望保臣文と 卿彦伯も
 きたる信臣浪人も才徳ある者を以て 益下しはせ

たれて天下の大改擡事の手段始末礼樂制作正儀をたれて
所謂一定の畧を盡し一一定の節を待てる事何ぞ是等
の大也
審断非れし衆議の能快なる事其何ぞ
るたれ

勞

唐虞夏商周の聖王天下をうけて天下を治る其意意勞
ありしに微衆を擧るに夏禹の皋陶と謙論をうけて皋
陶謨を以て見ると師と弟子と問答する如く皋陶を聖徳高き
人と後世も唐虞の際道在于皋陶といたす程たり去るハ
皋陶を以て天命を受て天子の成る事と天命夏禹に歸せハ
如何なる事とせしむるに禹の水を治むる事ハ天下
是の毛もあきよと仰き三度其心すは入る如程たり其
あれは天下の人の心即ち天の心たれん竟らざるは皋陶を以て
これを以て禹の益は善しとを言に天下の人の禹の功を以て
多しは其子の居る歸る益は善しとを言に天命定る夏の

天下の百々の長きを以て湯の天命を受る文武の天下を以て
皆は天子の功と明なり我 神州と 天照大御神と

深き道理ありて聖王神孫壤の世を窺はり巨力をたれり也

神武天皇と筑紫より興りせし矢石の危きも陰に後ひ國造懸
主を置て封建の大制度を立神道の教を設けて民心を
後ひに耀せし程なり故に今も 大祖と崇光なり盛名千

古に耀せし程なり 天智天皇百方術を盡して大職冠を
謀り後ひ逆賊を 帝の側へ繋ぎ天下を群縣とす

律度量衡服色器械の制を立治るは常程なり其
中宗と崇光なり盛名竹帛と耀りわしを弁上代なり

崇神天皇 應神天皇 仁徳天皇 桓武天皇
後三帝天皇 後醍醐天皇とありしは常

ありては 朝の大所門も其常程なり其功あり其功あり其功あり

服あり今日西洋五國戎虜の猖獗と鷄彦蘇我佐保彦三韓蝦夷

朝廷を始下四海萬人の至る也

皇國一徳の幸ひに伸く有憤然思召立るを以

天子と

天照皇大神宮の子孫たる多し今更し此も年々是

神武の萬國を冠たす實將軍家も臣たすの力に屢す達

勅と海内を何を以て君臣の名論を天下に布く可し海内かの

安孫對馬も執政の命を承り和學者を以て之を

例を調へて又去年七月中元何者毒を

此者星也雨の如く事なきに思時世間にははるはる其罪

又石程先令の奸賊も其所業を將軍家も知なき事なき

是等事柄を拘りて

何事も一法を立るを去諺に血を洗ふの道理なきや

天子幸ひし所英明なるなりて今徳川氏の將軍職應仁の末元

龜天正もたす大亂す可し此の時出づる外寇内患一時は競ひ

起り四海萬民に以て塗炭に苦む事をも深く思はるる飽近關東

を以て保護を為

遊既先ん

中川信孫より攘夷の所

委任の蒙り 仰度よの願を以て新法を由海に以て出雲家に重く難

有 思召伸く是等の旨趣多かりし海内後世に傳へるべき

は捨 公武一和の上断の征事より所職掌を以て為るべき

帝上事

一上を人下萬民の心より是を早くやせし家の主たるもの事子

奴婢駕取仕りも先己の身を正し 嗣子孝を盡し主の忠を

盡し 家職を忠行し見せしめり何程己の為し忠孝を盡

を職掌を勤行し決し入りのなき空に任將軍

家天下の眼目人衆に見習ふべき也 天朝の意

を伸く何程己下忠孝可事し且少ははるはる覺來又

は招く應り諸侯も伸く是を當対下し匹夫正婦も至るは

大義なり 存在るは古臣利に違ふ意の難を成し出づ

の控録人心の向背は推察し上は所置の海内事

一 天朝より出づ頻りに將軍一家に臣と為

遊の承り將軍を

京師止メ人質を致しん... 非に將軍家力未タ日若年の事
少(湖東)よむをまゝ又井伊安藤の如き者出ても義子酒を
事切らざるに甘んじ候は傷合及ひ
以(武)事切らざるに
幕下儀出まらざるに實は天下動亂の基と深く
思はる計
仰出(武)勇右等情實を
不(武)辨(少)栗豊後(後)格智を以て醜事(習)歩兵を募り金鼓
を鳴し
京師に押入(次)弟より(武)を
鳳(武)に

鏡玉を打拭らるる將軍を奪ひ返す可し杯は是(何)事(北)也
又(少)室(原)國(才)頭(東)下(の)仰(し)英(才)束(拒)絶(の)任(を)蒙(り)たる(水)
野(筑)後(を)為(す)欺(る)も(外)者(志)の(議)を(も)不(顧)断(れ)し(て)償(金)
を(考)し(且)又(己)身(に)置(新)國(同)朝(の)物(並)歩(兵)を(引)連(せ)
軍(艦)より
京師(を)向(回)り(先)少(栗)の(策)を(出)し(先)
何等(の)所(為)也(母)實(以)言(語)回(新)不(面)可(し)杯(を)さ(は)り(こ)は
國(事)以(下)の(者)連(了)嚴(格)に(可)と(實)者
御(武)法(也)也(生)は
は(後)を(衆)に(と)り(回)新(の)拘(輩)各(己)の(罪)の(道)を(か)き(恐)

それ故を以て又(汝)還(駕)あり(な)る(よ)う(果)し(其)責(何)る
何(の)に(以)て(汝)者(を)不(又)或(外)事(に)力(を)借(り)薩(長)を(征)す(拒)議
在(る)者(有)る(是)實(に)會(歎)劣(り)不(滿)可(し)先(駕)馬(者)
見(る)も(は)薩(才)長(も)亞(里)利(に)も(英)吉(利)に(も)不(可)失(法)
日本(の)内(也)日本(の)内(也)是(同)親(の)如(し)手(是)乃
如(し)夫(を)外(事)に(打)て(杯)自(分)に(力)の(内)を(食)め(り)其(甚)し
若(萬)一(彼)二(國)を(取)押(し)て(返)す(に)其(時)何(等)に(所)置(を)
なき(ん)は(は)可(笑)に(至)り(た)る(薩)長(の)如(し)少(幕)令(を)を(せ)
さ(は)り(以)て(れ)り(は)外(事)最(初)渡(来)り(仰)す(願)り(し)
幕(百)政(御)中(長)也(は)上(法)に(仰)直(幕)亦(因)旋(改)え
し(は)幕(前)廟(議)更(に)取(用)ひ(は)志(を)武(儀)の(由)を(を)
失(字)年(た)る(は)第一
皇國(の)少(國)體(を)過(り)由(は)愛(意)を
御(武)を(吾)誰(と)い(は)れ(は)薩(長)と(の)思(心)は(是)諺(を)言(ひ)盜(は)る
る(を)憎(ま)る(體)か(る)人(を)恨(む)の(類)也(臣)等(の)深(く)怒(り)を(憂)は
薩(才)も(又)外(事)も(諸)侯(も)何(れ)も(幕)府(の)人(望)を(去)り

あまのり君をよきと臣に侍りて千載不可朽と如く天下萬民見放さざらん如くも救ひぬと有るは實に此般に盛衰有るに度事

一六月下旬舟乗り長治戦争を以て終るるに日中のありは將軍家一塵下たる事一吃らり一吐きし將軍の和親通商の条國に無法の振舞一敗は志を得其こを内政者命を軍兵杯より川路左馬尉の指揮及び長治の奮起より一儀努力政府の命令を長治長治の將軍の麾下たる他邦に對一秘知ありては兵船を立たせし方も今も場合は向てむ我國中の長治の師保と云ふ一是を正しむ者一人もなき一これ彼とて政府の命を不用に於て一國賊之言のたりし者一若しは長治を以て國賊とす我等若貴國の扱ひの師保と云ふ一軍艦をせし向て罪を正しむ一則國賊を以てお亡一越上可やとせし何卒同く一頼りの趣を信し由又右軍艦出帆のその水先案内是迄の面々も重き且役人の内々も戰の指揮見届たり一不承

組及び獄舎と云ふは清國の儀を許諾一重更に乗込不承といふも小吏を以て一花子監國の儀は七月三日の無名前条招き入乗込事一五年遠東の事一知事との事一思ひ分けぬと存し其の借承には他外美に接し條件一廟堂議論のあり我の天眼を過し侍たり又莫見乎隱莫顯乎微の道理一己言諺秘一隱一世し知らぬと思ふ一決りあるあり天下の正政勢ハ一以道一々一億萬人知しるも耻かし一かゝぬは所望と云願て一あれ

一橋閣下は度海上 京と海軍の儀

一海軍の儀 遊り遊を陣より一艦を會集する正土種より一陳り海軍更ははハ入るや一風ハ波一も實事より一歎息悲愴の事なり夫橋閣の儀 天子の 思ひのいたつた

皇國の道す一何程止まらぬも止らぬも多坐をこれに懸る止みり却る四方の豪傑を激怒一大變を醸一若し立たぬと一可悲事よ又一橋閣を故烈のゆ嵐をさすや此の道に至るは身命

流涕長大息の涙をうらむ出づれば後人共やうらむ事多し
平の恩澤沐浴したるありて之を鎮めし者此の事なり
然るに坐視傍觀し君を正議を尊ぶもの一人も甘く賞さざり
耻を知らざる勝抜り人非人可なりとあるに豈に悔憤激乎
君道に才をくちたれ死を以て君を正道を尊ぶ再ひ祖宗
の正統業を耀せしむるに欲しむるも又もあらず義は白晝補
憤止時ありて余儀當時に詩を著して君を張置らば也
善し忠義をばはる人の新しきも入るに於ては時勢を推察し君を
之月必は疑ひありてその節を以て君を尊ぶ陳其臣の首を斬り
天朝を謝し断然 勅意は名を尊攘事と為上り
宸襟をき安中へ諸藩を志せし死下り萬民の疾苦を救ひ徳川
の正統業を尊ぶ富嶽の安き置き四海の人君共々國光を仰え
るを偏に祈る者なり

別紙に一通ありてその書月往來の人心を遠く披見して令詞陳る者
也

同年八月十八日

御所變動有る其の事ハ此後

御親征の而盛舉三月長藩重力ありて多きを會得の幕威の衰へんこ
とを歎き薩州の師山路殿横死の事

あむりも多し付一様軸を以てし事と考むるに好計を起し生柄
柄幸ひしり會得と階ひ 中川宮二條徳大寺を引合十八日
未だ薩會人衆を

御所上様入ル御所上様は九御門外に於て大砲を撃
九御門を鎖し長藩

の守御政也 境町御門に 勅意を再三沙着立所起し有る

御不意の事あり何れも陳述に可し治むる也 御付長人

御親征に近きは之を三命を何ぞ以ては守御ししや會得の事なり
か且つほく怪賞計ありて不知なき事と信じて根柢をたせし
天下は名を勢ひき大勅を以てして時を折斷せしむるに可し
可なり御不意の事あり大勅を以てして時を折斷せしむるに可し
時地利の人の御一先大津道り取らば子 淵白殿下鷹司殿に所參

内所着止に他正議の卿三條殿始に立強着御付 仰月宮中
中川宮二條殿杯機密を伺ふ右の月西三條殿を知らし轉法輪三條

實美つ東久世通禧つ壬生基脩朝臣四條隆訶朝臣錦小路賴徳朝臣澤至水正殿七卿長お大佛の陣に申出流る事より長お少脱走

五願る
十八日早朝に御前より事を告ぐる事あり
御家備前阿

お上杉に 勅命を以て人衆を遣はさる
御所は御前を

仰月又近國の親藩藩代大名紀お彦根浚杯の兵を催
但し追て兵を

京師に今出さる事又長お少今日の動亂
何れ今彼を以てしるは活中の争節と

此を思入一旦引上り得る事當りし分過失ありし所宛て致
衆決し大佛に引取り取交り再三の

許とり取り且七つ七卿方長お少は脱走を輕奉りの程なれ
九日婦山路殿の事より看る

天朝の正氣は御
御所は御前を

ハ他日少掬可り上り洋面を致たる事且長藩藩並
鳳輦をさる事

を奪はんの下心ありしと評判しを

ハ必竟其徒の流言なりとの事情は暗きゆは此の事

京師に出し 臨時に備を可為事 三歳の童あり知る事あり

此時を吉川監物益田右衛門佐上 京二百人たりの人あり

且薩藩高崎増太郎 御所内より 本藩安達清直

計略あり 吾事成る矣と言ふことこれ等事あり彼等

所親征平察指となりしより正氣益消滅せんの勢好物

九日着入りお少の義徒蜂起戦争となりしを藩の諸藩

追討ししを告向す義徒の主將は中山待從殿なり

御親征は布告より前は大坂内治中大和杯慷慨義烈

の徒充満り流る大和の兵一番は大本軍よりお少十清河津

營を張りしを三指しを記し置

遊各伊與作は得くも尋らる元帝見也其政を遠く傳も尊
王權帝の儀に能く擲し身命可く是れは在事一也其の乱臣
賊子ももそそくそそかみ強くも殺攘帝の儀更よ
帥宮 勅使を蒙 仰る有此度社於開東才遠背
有く一も在左の時 皇國勇敢く士を養ひ置度其れは彼を
一河も打潰し一も如也 其も其の所くも其の所有矢に鎮撫し
沙汰を成す願く 強を鎮撫し其決定も其の所有浪士を其
よ 仰諭す其生國の取らるる其の所有領主地頭は是
非曲直を執り 仰付る如く可有く其追討し任を蒙
る其の所有儀も其の所有其の所有前事も其の所有其の所有拒
絶し其會臨し人民を損し其の所有畿内の地も其の所有干戈を動し其の所有
侍たも其の所有旁 皇國の儀も其の所有其の所有不願恐も其の所有上事
を坐る去前事も其の所有一國の先地は遠隔の所其の所有彼は道信も其の所有
侍も其の所有先鋒も其の所有者も其の所有一途も其の所有 勅命も其の所有上先も其の所有御利者
し其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有

思はりて速に而施行有るる其の所有願ひ以上

癸亥九月十三日

藤堂和泉守

仰出り月

本藩より

私物義舉一ヶ月程追討の儀
天朝とは連日九月中旬なり

微臣一 短才不肖家政向取扱ふに尚不行届き一重大の義を
言上の設けしを恐るる其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有

皇國開闢以来内憂外患一対意迫るる義今より其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有
人の向背も四海の安危に切つて其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有
動も其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有
輦下不寧人心惶々其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有
臣も其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有
朝議も更張の折其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有
其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有
御前も其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有其の所有

宸翰の旨趣意十八日前の

勅真

龍顔を蒙り

叡慮の趣を以て為

在り得き前及真偽の辨愚昧
の徒未だ瞭然を得り却つて疑惑の心を生じて下りて上を窺
ひられ可き事且、慷慨過志の心中、實士憤激踈暴之面、
之より其罪も可有也、其得を大平治情へ人心偷安苟具の
徒多く攘夷の
叡慮初く莫敵は義、人の心より怒
所より坐んば一吋背
勅意のより本志を於て、實以
陛下の心に出し教へ有之の就て、其事を明細に示れ、公明正
の正所置有之得る譬ひ蒙大譴りも、臣子より、可成可有其志を
得る恐るる事、曖昧に、人を得る事、少一朝蒙巨譴の
とも、罪名に安ん、一不中此を信承は者、追種、嫌疑、惑心を
自分人心の向背も、お係、随つて、深東國術の徒、対、乘、て、中
を阻、其、為、攘夷の銳鋒も鈍、金、深東も、前、の、勢、ひ、と、反、覆
は、此、勢、ひ、を、以、て、強、く、死、事、奴、の、制、中、も、溜、り、譬、ひ、一、吋、の、紛、紜、を、壓、倒
は、も、人、心、に、激、怒、は、可、行、く、奮、起、も、難、計、む、方、今

聖主在上賢相輔政、其根本毫も変更し不得
左教の由

此を得る臣不預

朝議臣等如事、未知其定況也、郊野の
人に於て、唯、信、新、義、種、を、起、し、一、省、一、事、一、端、の、末、を、一、四
方の疑惑、相、決、り、儀、天下の以、大事、を、一、事、を、何、卒、以、御、以
下列藩、事、を、一、事、を、過、志、の、所、を、如何、に、御、裁、許、し、御、其、憤
為、勵、精、を、一、事、を、挫、け、御、觸、諱、犯、罪、の、箇、條、を、御、裁、責、し、存、り、も
其、勤
王、狗、國、の、如、く、一、事、を、草、莽、紛、難、の、弊、を、御、拒、り
海、を、言、語、爵、塞、し、は、非、常、の、警、言、也、
仰、出、り、其、實、大、駭、逆、に
道、自、行、り、も、一、事、を、東西、岸、泊、を、濫、り、も、四、方、に、凋、弊、の、患、を、文武、諸、官
に、偏、愛、私、黨、の、憂、海、内、悦、彼
皇、道、盛、大、に、御、基、本、を、為
速、度、當、時、緊、要、の、儀、を、攘、夷、一、事、を、外、患、未、除、而、内、憂、益、起、
り、却、つ、て
皇、國、を、外、夷、を、に、た、杜、被、毀、り、亦、難、計、藩、長
二、藩、の、勤、切、者、を、一、朝、一、夕、の、間、に、蒙、巨、譴、殊、恩、を、得、り、其、他、藩
も、自、身、の、鎖、口、黙、言、し、て、
朝、議、に、一、事、を、申、上、り、も、威、を、得、り、自、身、
と、上、り、の、通、言、語、屏、塞、遂、に、列、藩、已、の、意、趣、の、為
朝、廷、地、道
迫、は、は、格、可、を、御、得、り、

朝憲日、墜地可なり、不悛懇勤以

古廟廟相如私怨をたしむる義を若に致し如く合カ同心して蓋
藩尊 王の志曰く盛んを成るるは

皇國の御為不遇之

と實の難を承るは今の急を攘夷の外を他其攘夷の基を去る

に少く過志憤激して侍の事 法を去るは怒りて神速に奏

却の難計を去るは怒りて右の形勢を以て成るる人心中痛癢力同

一致して道平を恐在上に御新任を去るは其の取身以今日の中過

獲前日之勲功りて今の御は向せし於御過御長新列藩知遠徒

志士得其意天下の方向定むるは去るを去るを去るを去るを去る

勅使を去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

恐らくは御成切も如何可有るを去るは去るは去るは去るは去る

は警備の如く乍恐下謗りて去るは去るは去るは去るは去るは去る

勢ひは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

此の向此月を定むるは時を以て去るは去るは去るは去るは去るは去る

裕閑駱の 宸断を以て此上尚 皇國に正氣を去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去るは去る

はる月在于今月之に其勢ひを得不然の新心附か戦ひ望む月唐
突汚 台覽の無意の道増一は取編子も願度泣血号
哭を待眾恐惶一頓首

右一画 本藩藤堂堂守建言を以て御用なくこれに中川二条藩
會考忠言を拒きこれに國家干城の士を斬刑に處せし事
秘史才摺ひ屈一力ある主將中山殿を脱しられ義徒亦或は打死
或は生捕りて十月十四日 京師入獄囚する

磯崎豊 渥五郎 酒井傳次郎 靄田陶司 岡見番次郎
□□種八 田所養次郎 赤下義之助 竹井八郎 安岡
行太郎 土居佐之助 渋谷伊與作 安岡嘉助
右十三人戒服の儘捕りて陣中詩奇を吟し合ふ申
元治甲子二月十日 秘史義徒十九人 京獄に刑せらる
皆 襟袷を扱
渋谷伊与作 酒井傳次郎 尾崎太郎 安積五郎 安岡

留次郎 田所養次郎 中垣謙三郎 伴林六郎 尾崎清
太郎 安岡行太郎 鶴田陶司 江頭種八 土井佐之助
嶋田省吾 澤村幸吉 長谷川一郎 赤下義之助 安岡
嘉助

右一各名前を為名実名すりて也故に後考可加記
記入 皇國を系重く不替なり
其方昔儀於大和徒黨を企騷 皇國を系重く不替なり
以御過打そ可く實に系重可く心得者あり

御清 皇國を御為深く扱ひ迄至今日と却りて為る
仰腹を設は形もそ坐晴天白日御清可江
大和義徒歌詩たし記入

安積五郎辞世
伴林光平 六郎の事

怨る身より可矢のそを海に都の花を散らすはれ

武夫尸草むらむ草野らに咲くも勿大和接子
君の無名者とも又動かしはるる砕けし如くは神傳志の浪

夷下義之助

嗚呼てち母老木の如くは花

水郡小隼人

皇國の為とて盡し去らば神也知るも知る人を知る

情あるんれ言の義を口口口口口

鬼神をことと老くく事大更も情を返す涙を流す

故つを悲像う

秋の露の露々消ゆ可命も知らぬ母人の秋を待し

中山待徳殿く陣羽織を纏う時 安井五郎

武士の血に染むる衣の影を落し去るの涙を錦たらしめし

前も抄

渋谷伊作

國の為君のためにと惜かき物もあはぬのちを流す

田井重次郎良秀

八つ神傳國哀きとおぼさるる内外の志を拂ひ玉也

丸山太郎真彦

空れくや我の陣心を岩清水くく知多き人たるれ事

中山幸雄

愁雲塞天地正氣還不振騷然赴於義欲聊報 皇恩策潰至

於是心緒亦自安從古唱義者始終少全身只願英雄士斃其

安 至尊

藤本鉄石松本基堂戦死有感 無名氏

致身 王事志初酬懷抱何曾有怨尤一敗深山風雨夜可憐

英骨没人収

野崎全計は和州十津川のつ壬に惣督の命を蒙る

大君よは我をまつる其自らも我をありと事思ふをうりり

打死の時くは

討人も討る人も心を神の御國の之民たり世なり

安井五郎の祖父素薩藩父浪人として江戸吉原に住し備書として自ら供に夜と学問を勤め二十七人藤生獲りたる内一等は人物

伴林の訖れ和女の法隆寺の前より煙管をうらまのあらしの是れ
同人母、曾ての郎常、先平、稱を河内は國某の寺より
任行、重承、還俗して伴林の郎、呼常は國学を好み和歌を善
に作る人、爲多あり八月十八日夜家を控へ中山待徳殿へ従ふ
後五条より書子、離るれば書状を遣へ親の口
旨を委ぬる後、贈り義絶を乞ひたるなり

藤本鉄石、松本基堂と素書生として有名なり、勤王黨あり
尾崎清次郎、仮名磯崎豊、いふ、本藩池田式部臣脱走して

義に趨くもの也、和女の事、實義徒の傳記あり、後より

一 同年十月長州に脱走の公卿澤至水戸殿を守護立平野次郎、横田友次郎、南八郎、三五、三平、芳二十餘人、但州生野郡、銀山、據り、義を舉げ、多、實同志の内事を、謀る者あり、澤、激退去り、義徒、或る

自殺、或る退去りて遂に敗る

大和の正氣、氣滅して、す、但、女、妻、久、專ら、平野次郎、の、策、を、以、て、同、人、を、筑、前、の、との、た、り、鎮、西、右、右、名、の、節、王、家、た、り、長、州、を、七、つ、つ、は、脱、走、り、澤、殿、を、追、つ、義、奉、を、企、つ、候、に、澤、殿、獨、り、長、州、を、脱、走、り、但、馬、を、越、え、銀、山、に、官、所、に、入、り、同、新、某、義、氣、の、故、を、竊、り、る、候、に、自、分、を、他、所、に、見、分、ち、せ、り、出、る、故、に、留、り、米、穀、を、銀、を、以、て、置、り、り、他、多、實、志、の、義、氣、に、依、り、大、に、助、勢、を、爲、す、り、り、子、以、り、多、實、志、の、同、志、の、ち、澤、殿、を、脱、走、り、未、だ、事、を、舉、げ、る、候、に、機、を、あ、ら、じ、暫、く、退、き、り、り、時、を、見、全、指、の、策、を、計、り、り、り、り、り、り、を、信、し、澤、殿、を、裏、手、に、退、去、り、り、退、去、り、り、退、去、り、り、南、八、郎、三、五、三、平、等、は、み、び、大、に、驚、き、事、の、た、り、り、り、り、同、志、十、二、人、に、援、け、す、南、八、郎、石、井、の、介、借、り、り、死、首、を、あ、ら、じ、密、中、に、納、め、り、り、及、大、石、の、上、に、一、つ、腹、十、文、字、に、あ、ら、じ、切、り、岩、下、に、投、り、死、す、女、良、生、始、末、を、感、し、り、り、り、り、り、り、立、十、三、佛、を、名、に、り、り、り、り、願、ひ、を、あ、ら、じ、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、横、田、の、義、徒、ハ

本藩の養うてし知少くはたそそ土肥頑齋に従つて學問一
願多苦辛一四五五年
京師に在る方今の事情を察せ成
中將公東西は用旋と遊古他身一恒宣之道一廣く名を命じ
一も也但おの奉平野に心を合し計るれもつひは敗出石の
手捕りし

京都に上せり於丑ノ七月平野拓刑せし
一と云ふ

十月十一日在る事有 本藩古達す他より本藩所のこゝに主計
と云ふ

去八月十八日 京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御
京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御
京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御

京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御
京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御
京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御

京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御
京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御
京師迄變動の月三糸西殿始所七卿長御

者も東に多きと云ふ事有るに於ては
十月十一日 荒川主計
松平相模守様
以上

覺

一 飛解 二人 澤殿の内
右荒川主計様々固め近用之月道 可なり以上
固め近道御用固め申候 银山所役人
但少生野表と浪士入込に手控き事
一 去十月十日夜九時迄在る通先觸事有
一人是拾七人
右に於て一日程形澤山立表恒近道越 高田七郎
出可なり

栗賀之驛

高田七郎

誓少日本將監内

猪世驛宿

山田八郎

右馬一村役へし生野に善出し... 城の寄上湯屋越り... 伏見野へて向へて... 延應寺へて寺に着し... 一日猪太郎様江津路を... 最早江津内へて... 生野内にて...

出江津を越恒村より... 出江津を越恒村より... 出江津を越恒村より... 出江津を越恒村より... 出江津を越恒村より... 出江津を越恒村より... 出江津を越恒村より... 出江津を越恒村より...

此程も計りし月路黨もは標常方者毎日平出はせし程に及
まざる
右に通るる月人標常の一徹に古見石と名せし一石ありて是れ
取捨つて用ひしは也

但此一擧に手とり 仰せし言
此度故澤主水に激但生野銀山に浪くたつては代官所へ
押入るる乱暴は月人の成る者追討に 仰せ右方西下路に計
計は自國向致し當置早速百補給はめはて事

十月十七日

- 酒井雅樂頭 龍野 青山因幡守 龍野 脇坂淡路守 龍野 松平白
老守 龍野 織田山城守 龍野 朽木遠江守 龍野 京極飛彈守 龍野
仙石讚岐守 龍野

平野次郎数その歌のうた
かゝる人一人たるは 大なる雲井にたつ物思はん
晴より雲はくはれしもの世にやたす

この歌は也よりたつたもの刈にせん繁らるるに志との白字
立寄るる四方の志は浪治すもの 以つ浦安の志は歸るらん

筑前の獄中よりしるを以て文字の形ふりしもの詩
歌を以てし 志は此号あり 春陽軒魁櫻

微一藩人評賊生 天朝容余下忠名十年辛苦已今解黙笑
獄中待落成 志は此号あり 天朝容余下忠名十年辛苦已今解黙笑

甲室と霞とまじりしもの光りては也
古回く

恨の如馬路かけの 志は散るる葉とんと思ふを
いさよ消すもせん霞の志は生野の志は生野に

今更し我り於しと云ふ思ふ心よめは天の世の末
南八郎妙見堂よまはしし 辞世なり

議論 冥へ行へなすは武士國の大事をよめし見馬鹿

三五三平れ歌

をいりきけしきき高根樹下子の動ぬ御代初に母有ん
之様の母の持母に指し神功をいふきぬ人其君の為たふれ

大橋禎子

中宮の愛よりいふも其の光のさうそをまじり

十月

天朝より謝東

仰下の馬

過島橋濱鎖港取撤け上言上より季曲

謝食度より一橋事

御言可者迄

京

仰出者より海幸於又大樹

仰出者より海幸於

仰尋度

思はし引渡早の上

洛者より

慈度者所所汰

十月

尤過日

御沙汰の通一橋中御言も可有上

京事

又別紙

今度より 尋仰度儀者より大樹上

洛

仰出留主申 身物

横濱鎖港談判を馳せしめし不直

思はし可有者に改委

任鎖港より御功者より

仰付事

右月一橋より御前春嶽彦土州容堂彦宇和島老彦眞
津三郎等上 京又大樹より上 洛正藏家より退任好徒の

天朝の御感光も御敬し御親も

御寄願より願る 勅に遵を拒絶の儀より取れり大書
力為却り好徒の諺はる恥辱せらるる

十一月二十七日着江戸より表状馬

一 去十月二日佛國士官の者より神土川程々合の首回舎道井戸々合
中 富より切害の通ひし君より始末委御儀と承認不仕海幸の趣
より右佛國人の馬上より程々合迄に吾等 藩中御者四五人
行合ひ通し遠ひし御抜打し段 吾等腕をやり落し 天宮沖之割
り付に御體よりニク實深疾者より 政切害者相南の方山中に這入る
そ刻子守子小女一人を始と見及ひし中より 有るは其の夜番
英人一件 回報を印扱ひし御事 大書蓋州より 御事 御限
をいふ御事 御事

一 橫濱鎖港の義あり去月十四日亞墨利加人一人蘭人一人海軍艦長
 等守事あり此より三日先中三人は出席應接一機場なり越
 一 三日得書是は薄子一重揚ては仲れなり。言口者人の口上
 一 横濱鎖港の議より出た書口若くは我ら承り得る無益に
 儀より承りしりる同新開港控物に似て 日本より我等邦使
 ありたりる控物と相違ありて我ら承り 日本は我ら承り
 き士臣並に高くも不法の取計に似せり為取し候ては我ら承り
 一 義を鎖港の控物に承りしりる書放りては儀に相違あり 日本に
 吾國と又くは是ら義あり 本國より一應承り届りては國主は鎖港
 の儀を我等も下知可有りたる當りては鎖港に談判と決りて
 承りしりる書放りては一應承りより得る右鎖港に談判し及び
 一 儀より承りしりる書放りては一應承りより得る右鎖港に談判し及び
 中ぬりては意味合有りたりては一應承りしりる書放りては一應承り
 意は合ありては一應承りしりる書放りては一應承りしりる書放りては一應承り
 候の内にも不服の者ありては一應承りしりる書放りては一應承りしりる書放りては一應承り
 一 先達より長あ事戦争一伴一月は後日せりては一應承りしりる書放りては一應承りしりる書放りては一應承り
 一 一使番軍艦方徒同月一人は小人同月二人は軍艦一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一使番は長あ事引止去迄一使番は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事

一 横濱鎖港の義あり去月十四日亞墨利加人一人蘭人一人海軍艦長
 等守事あり此より三日先中三人は出席應接一機場なり越
 一 三日得書是は薄子一重揚ては仲れなり。言口者人の口上
 一 横濱鎖港の議より出た書口若くは我ら承り得る無益に
 儀より承りしりる同新開港控物に似て 日本より我等邦使
 ありたりる控物と相違ありて我ら承り 日本は我ら承り
 き士臣並に高くも不法の取計に似せり為取し候ては我ら承り
 一 義を鎖港の控物に承りしりる書放りては儀に相違あり 日本に
 吾國と又くは是ら義あり 本國より一應承り届りては國主は鎖港
 の儀を我等も下知可有りたる當りては鎖港に談判と決りて
 承りしりる書放りては一應承りより得る右鎖港に談判し及び
 一 儀より承りしりる書放りては一應承りより得る右鎖港に談判し及び
 中ぬりては意味合有りたりては一應承りしりる書放りては一應承り
 意は合ありては一應承りしりる書放りては一應承りしりる書放りては一應承り
 候の内にも不服の者ありては一應承りしりる書放りては一應承りしりる書放りては一應承り
 一 先達より長あ事戦争一伴一月は後日せりては一應承りしりる書放りては一應承りしりる書放りては一應承り
 一 一使番軍艦方徒同月一人は小人同月二人は軍艦一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事
 一 一人は徒同月一人は小人同月一人は長あ事引止去迄一使番は長あ事

京師始諸
 候の内にも不服の者ありては一應承りしりる書放りては一應承りしりる書放りては一應承り

鈴木八郎 者上下二人 右舟より上陸改 以實中子向者より
不知右市之通其の切害凶見去り始末種々の用者より
一向実為の生偽難多分右書より一件より此より書より
得大者より内より人目月麻山人三人立歸り右始末鈴木八郎尚守宅
右始末より由より右より上書八郎組合より書より 只小人の取高控
次郎 右始末より書より書より 左之通

去七月十九日品川より 同月二十二日下の湖に冷る同二十八日小栗
口より小栗系舟中津 旅宿八月廿日朝大膳大夫横の酒肴下四月
九日印鑑を下り 同十九日夜九時の時右旅宿の河者より不意多人数
立入り大騒ぎに成り 皆を擄私義に 場所を立深き中根橋の
家来二人同道より三丁程隔り 隠し 括々實凡より時より立寄
る右舟中津 裏より舟 舟をたより舟程の數に括々見受奉
翌二十日追追り 者を斬り括々舟より實右前よりあつるより舟中津
場より首三ツより 右より舟中根橋より舟より息は止り由より括々追追り
者より舟中津夜三一人 實中津より二十一日昼迄より 中根橋の家来より河

方と今より不知たれより私事 既銀を隣りより九月
二十九日四日目を江戸表 歸着は右より舟より上り 實中津より舟より
十月朔日 以實中津後括々小人目月鈴木八郎少者

徳多刺

右より舟より 既 以書面より 括々考は騒動以前 河舟括々子
可有より 舟夜の始末も今より 委曲は右より括々舟より 實中津より舟より
右より舟より 括々合右舟より 面割り 括々右舟より 實中津より舟より 思案は右
去月 舟より 實中津家来重役より 右横濱より 括々 英人より 達より 應接改
右舟より 大意は英人より 東海道生麦一件 償金二十萬トリスル蓋し
右舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より
上可より 右舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より
以實中津舟三艘手より引出 出帆の括々子 右より舟より 實中津より舟より
舟より 死く 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より
今改和親の及者より 實中津より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より
舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より 舟より

中文薩州を以て後尚應將之上生及一乘備任百萬兩差出可
積る亦波ち海むやま切害致し以者辨死人を差出可者
英人ゆけりやまの義承知に英人くく本國七葉舟を注進と
して七日橋濱舟より一舟を先と薩州方より海軍艦に上を
准し美事靜しと軍可やと云ふ

去月中より曲輪の分見月より場前を折冊失事海軍新出見の
た古場よりと云うたに道にゆつ

永代橋新大橋西國橋吾嘉橋千住昌平橋柳橋是等は皆冊失
来本之出来和永橋新一橋是は非常第一と云ふと切りて橋切
前より一と事と右二つは名事出来事以外は皆冊入場品川
大井凡子二子目野弓子茂合上板橋飛多の大川舟流場を
芝赤田根色に新しく口國々場大者合元旗本河内数多
と云ふ(文界海)

右河内より出ると下ると一白石五年の長あ一件の事
又の舟國人の物又浪へ者の事物も思ひの思はれし一宮に

予先般以上 活に留ま申古事と陽面市園の事出来海

其此海に生種を達公林と柵本失来と事大丈夫と云ふ事

十一月七日沙沙法松平大和守松領の上州前橋城築立に御月
前橋城軍制に移り上川城城可正差出

一當十月廿四日羽仲方三人に可後橋濱を城鎖港法利と由如
河首着を前中羽仲方と戦ふ事と云う上河濱可和事の思

且く先く中羽仲方と談判行通船港と事と云う此上月も事

一當秋以来實と多相分切害と事と云う者有る事と定式と事と
等と事と有る品川高輪本芝等と事と有る是れ少くは

十一月十九日江戸末状の馬

尚最の日振金詰り知りの世界に在りて尚感はは道徳を
尚時戸表浪へて替むつと横濱取引所と者もと事と打
半のみの程と云ふ事と尚事と事と夜物大店詰り

回前々の内人も括り又申すは偽信人も見え夜中往來者
大たふさぐ切替り致し一夜入りしを損じ往來者も有る夜商人夜中
皆就存所有也了りたる者一切休むは往來者も尚又宿し難しき
場合は張札日よき休む右文面は是迄横濱取引致し多者並に諸國
諸色より直り月多分の施し難し海を括り若又行届くや村と
右所人宅に火を月焼拂ふや日や有る張紙有る減り人氣多し因
今も亦はたより横濱の店出し若くは追ひ行拂ひは店出しを
右所尚も諸式少く日よ下宿する者待りし地の都合より二三日
是も追ひ下宿り待りし四十五日夜も亦九日炎焼二の九日名致し延
焼おまへ要九日春申の三日焼未だも善清は信守尚時將軍松
臣在り清水只殿は延焼は遠くは遠く外廓なきは改
通行所火消人止む多し改りしは又は地浪人の國大名多人數
より所へ抜方の檢も回断是是より國に在坐む高賣向景多
けと替りしやんは是の思儀は前より上り画張紙の概より
ハ今一設懸記も起りし概りも尚も改りし夜入りし門口

又切り名前が届くは上り用年を逐しは概り年々大國に配法
右所人施しは灘産物産品高揚ふ少し羞れしは若くは得たり三四丁
四方位は市但し軒前重き安位又七八人組合しは軒前二歩位
右形よりなる浪人を承知不仕端は是も行届り張札は信守何れも
年内に右所人付火を致すものこそ施し出し不し浪人も後
し右形の中より又しは火は又大火配りし油断出束りし世
の中は他は山を日信守先を尚方事情通し面し中

十一月英國倫頓印行の新い書の 皇國情實を

洞家抄 居多るよ

一 若現今外國人 日本を退去し則ち大英武威の振るもる也且
日本益強國の利を信せん
一 何の國をも凶嶽あり人の丑穀を吝積する事を許さる今
日本の貨物外國人を利する者何れも鎖港しし獨り生れ弄をせし
は可なり杉山年々文積を許さるる如し若 日本強く鎖港せし
兵を以て征伐せし國より兵凶嶽しし是より用ゆるを好まらざり

此の事場をどうして用ひてどうと得ん

一 文明の國より不文明の國を教化するに苦あり此は童蒙の如き亜細
亞人の早晚教化を志すに前港の利ありとを志し教化せん 日本
高漫の大名必兵を以て幕府より糧棄の志命を為せん

一 下の瀬と 日本内海の咽喉たるを奪攘し又英國女王の海
軍を以て奪大坂なり 京師と攻臨せ琉球を取らば

日本人に大に聖服せん

一 或説は外國より 日本は沿海の人家は焚せんと欲し必は沿海
を奪て山を極せん云々此説誤り 日本は總て常陸
介を食肉とせんと欲し亦海を離るべしに之國海島ありて
各部は貨物の融通必は舟利に由らざるを得ん外國より只
海路を極塞せんと欲するや大に國難せん

一 直に支那に於て船程の事件甚多しや當港に滞在せざる
の氷師提督支那形勢一見の爲る少航なり 此の事
は縁故を以て述べて置ん

一 先づ英人渡ありて戦争に耐用なり アームストロングの
司を考ふる我は風化ありて此事沼田序三郎より英人サトウに尋
りて其右舵の事ありて如く此開行の事を屬用する時
張とほりて此機動を考ふるやありて遂に廢せり我々 國と
も此の事ありて未だ千分の客理を得ん凡そ千分の事あり
ゆゑありて

一 八月十日長藩無事 京師を疎任せしむるに一回國許より取洛中
を奸熾益熾成り長崎是迄の勲勞水沸く消へ長崎人怨を存
て原息ありて其の事ありて 聖明の上より遂に夜の上は
置を考ふるに 幕元并原主計十一月國許を出て見滞り好
徒遮り 京師に入る事を許さば遂に十二月廿百勸修寺殿
孫の勲進の社ありて受取由三箇の内事 勅始末を
記 置長崎積手箱 王の大義を知りてせん
一 癸丑外夷の事 起りしより戦争は決まれば和議の月を以て夜
幕府と建言戊午黒土夷の情態開老を始と自願ひて加らば

見込は海上
活前正意出
敵慮しは深昔戊午年日決定す戦の勝敗ハ
西算定をぬ
在る儀も之を唯國體の立不立を義理の
不測測とのこす
聖別をぬとすとも格々寤其澄も戊午

三月二十三日閣老日渡
其申は西はす今度の事約也
以許容難
遊
思ははるに識才の自れ善機彼を及
變りたは是非
思ははるに得たは事約破却とす
其決りて天下統一統決戦と心得りて勿論の事可者
上り書中事約破却一決りて先直は内は是し而も天下

一回決戦ハ勿論純多々妨事逐々正正へ格らぬとの以て決す
仰はる午年とすは是非非議とす遊
宸断の所事不所
坐落と今り事復令武備を充實るは攘夷の延可也
理をと天下大命
宸断の所事
天祖より所
受傳り
皇國真教正予を感戴長門を善家臣に
此を極重とす合於閣東幕府に於ても一回取の便とす傳り

以實
勅旨傳事
自是は自國の受て居
備はありて取酒の期限決定はるは是を取らざる父子や金持
以て
朝廷より所止方有るは長門を儀
京師
内將軍家以上
洛列藩に識將可家以帶
京十日
府二十日迄は必拒絶し所受り由りては得る決意の儀不
ありは百當三月十二日長門を家臣を學習院に遣出
其期限迄何日迄は決定す由りて是れ一々所出は是
り書至十三日は決すは四月中旬日決定す
仰はる殿國
許下
神
致承知即時國內に政布告は次月中旬迄は先應格不
お止申向はる直に征討す由りて要衝の備場を成兵遣出
置る當事船を東島成は内江月二十日傳事坊城家より外
拒絶の期限是五月十日決決定す由りて益軍政を善醜美
掃攘可有る由りて西は是四月廿三日回家より攘夷期限五
月十日にち遠拒絶決定す殿將軍家以受者由りて是成

右ノ清軍ニシテ五月十日及拒絶ハ既ニ述
レタル事ナリ然レドモ自國海岸防衛軍ヲ以テ備シテ
東ノ蘇州府揚子江ノ水師和泉等々ノ遠方者々ハ以前三月十
日ノ幕令ニ據テ其ノ
詔ヲ以テ拒絶ノ及應接外事
遂ニ伏シテ其ノ速ニ打拂フ事ナシク五月十日ハ清
州ニ勿論軍界ノ幕府ハ是レ等ノ拒絶ハ頗ル多ク拒絶期限
ニ布告ヲ命ズル事ノ可ク況シテ本年本根海防御事ハ苦心
ヲ見テ天明石加田嶺城關赤間關ノ四口ニ右根海防御事ハ
拒絶期限以後亦百開出入ノ事ハ一極海ニ乱入シ往來者難
私父亦亦年々
敵ニ首謀シテ
官武ニ因旋リテ
根海ニ乱入シ舟ヲ領内ニ移シテ其ノ防衛ヲ行ハル
朝廷幕府
ナリ對言行ハテ西日ニテ次第ニ移シテ其ノ防衛ヲ行ハル
了付竟ニ其度馬關ノ及戰事素々幕ノ要軍も不出來リ得
敵ニ首謀シテ幕府承知シテ志ヲ海ニ是レテ其國政ヲ一新
一武滿ニ全活ニ
皇國ニ以武威ヲ海外ニ輝クハ其度

日使若シ或ハ其國ニ因テ浪華一挙ノ事ニ眼前小倉ノ如キハ我苦
戦ノ情ヲ傍觀シ滿文ノ情阻不亦其間
敵ニ首謀シテ
徹如何本障リ有テハ我微力獨立シテ一身一家ノ事ニ専ラシ
亦全國ヲ持固ニ目途難シキ事ニ考メ其旨及言上根西列藩中
使節等馳セ應接スル事且見込モ尋問シ又
朝廷より列
藩中使節ヲ布告テ其旨及言上根西列藩中
樓底
敵感不斜シ皆蒙
下向テ軍旁ヲ應接有テハ自國感激死力を盡シテ決心ハ尤
シク以城前々年其藩も應接の事少佐も下リ迄テ列藩の厚意を
辱ムル事
慶洲英事ノ決戦海軍以石等の老砲者ハ其地
於關東ハ和蘭魚日併テ其國政ハ其新置古事及事主ニ拘ル事
分ル四月廿一日後
朝廷
仰出テ水師和泉等々三港
を行ヤテ其旨及言上根西列藩中
因私可拒絶改己ニ其旨及言上根西列藩中
勅令ハ其旨及言上根西列藩中

大和より上りてきて幕を設けし所
勅旨に相詰は義に非ざる若

又一旦兵端お開きし後最早徳便に親討計に幕初より置置
安一橋よりいふ亂起並大山の右白河心は公者一人も其の儀

洲白殿下は申すを以て言上者一々其將軍一家の滞悔は雲小田
系直罷り下り
聖旨首徹は務所置は後言上者より由り

朝廷より
幕府家臣等より下問はる
在る月此儀に臣可成

儀に内密に各々上り由斯く近將軍家且苦心し事より得る一橋より後
合此度貴徹の驗可有考く其々更豈計しや於大坂六月十

二日水野和泉より書拒絶の儀は片不辭致意可成同答
於橋原淡利申未より其の儀は内務に兵端を閉り而團
辱を取らば官交強ひて其の儀は有りと直に渠より不辭致意相忍定

これの儀家来より申す有りと得る己
勅感心し音
仰付家来より直に勉勵し折柄
朝旨幕止し相詰は公格
て不可成儀且團一常辱を戦し勝敗は有らば官交正氣にて
盛衰を以て常辱を分ち可成は折又拒絶に依りて不辭致意は原に

由古答置は安又いふは折り此夜
高砂より
仰出り音も

有らば拒絶の儀に
勅命に得る筆書より其委任は此上強五
拂はし幕令を待航海舟に危者並和ら格との儀密封を渡り方
を申す得る
敵軍傳書より拒絶期限は諸有らば其月即幕止

を承取りて掃掃し河原及び此迄忘動し不心得又回力し不願
義心作具を以て要務に考定は追及速白り幕府に業累も
愚考を以て済采用は申す可成り考何分今今戦討止し可成り一

藩に動乱不容身取在答は彼は是應答は通物も湯も書守に
味難解儀も有らたる我竟幕府下向は申す五月十日夜典舟に
若炮並に外書拒絶の儀に談判決定不申す以前勢来も申す

舟に安否も事一詰問有らば拒絶期限五月十日より清五箇日
自
朝廷に
仰出り相期限より其舟に受り可成り

根及河原置りて十日より夜國柄を不辨し得る舟に元定及放
發中の尚又談判より拒絶の格を立驗不申すは拒絶の義に於
判に拒絶前より事一考り且事情難計直に勢来より何

判に拒絶前より事一考り且事情難計直に勢来より何

とて月終る可き我期限... 必戦... 心得... 沙法... 節を...
及奮戦... 付... 動... 不... 考... 改... 書... 申... 淵... 東... 七... 城... 置...
... 爲... 何... 儀... 不... 得... 將軍... 家... の... 誠... 忠... 法... 以... 一... 橋... の... 堅... 固...
勅意... 遵... 奉... 上... 拒... 絶... 期... 限... 之... 事... 付... 上... 言... 上... 有... 且... 上...
活... 中... 拒... 絶... の... 應... 橋... 橋... 從... 朝廷... 御... 守... 者... 一... 部... 一... 町... 和... 親... 交... 易...
取... 結... 成... 爲... 元... 來... 不... 程... 卷... 開... 一... 罪... 港... 以... 中... 一... 國... 心... 不... 折... 合...
廟... 下... 渡... の... 事... 有... 一... 事... 以... 爲... 利... 而... 拒... 絶... 期... 限... 延... 引... 之... 事... 成... 成...
... 決... 定... 改... 一... 氣... 以... 儀... 之... 事... 善... 々... 中... 川... 官... 官... 連... 言...
... 掃... 蕪... の... 儀... 之... 事... 改... 一... 國... 内... 一... 改... の... 場... 改... 之... 既... 及... 接... 戦...
... 得... 列... 藩... 供... 手... 傍... 觀... 之... 儀... 之... 事... 不... 得... 切... 齒... 之... 儀... 又... 權... 先...
... 海... 軍... 仰... 度... 以... 懇... 願... 之... 事... 是... 畢... 竟... 午... 年...
聖... 察... 之... 儀... 在... 道... 之... 者... 自... の... 不... 取... 斗... 之... 事... 出... 之... 事... 考... 公... 論...
藩... 疑... 之... 事... 抱... 之... 憤... 懣... 之... 事... 何... 如... 儀... 出... 之... 事... 難... 斗... 之... 儀... 鎮... 靜... 之... 方...
苦... 心... 大... 方... 之... 事... 以... 之... 爲... 實... 之... 事... 夜... 中... 何... 者... 不... 和... 幕... 使... 旅... 館... 之... 令...
糧... 藉... 之... 儀... 之... 事... 有... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...

徹底の儀有之者如何... 物多事之也... 天朝... 上...
恐... 多... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
動... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
考... 兼... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
在... 市... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 行... 幸... 暫... 時... 於... 彼... 地... 市... 軍... 議... 攘... 夷... の... 事...
... 馳... 勇... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 宸... 躬... 意... 表... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 出... 大... 和... 行... 幸... 神... 武... 凌... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 以... 和... 暫... 時... 以... 軍... 議... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 仰... 出... 海... の... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 中... 合... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 謝... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 得... 九... 重... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 市... 川... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 勅... 命... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 仰... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...
... 京... 浩... 人... 數... 國... 之... 儀... 之... 事... 敵... 軍... 之... 事... 幕... 議... 決... 定... 之... 上... 尚... 不...

上 京中為る家臣九川因之立入所禁止且家臣不來之
取計者之月取酒小松との何故に得た煙 朝威忍勇
憤り既而已中出動くく行通了く取計ひく怒科ヤ行に難
忍物多し日逃願ヤ上通此故 霍斷難為 齋部
あり 在り台悲父の問一人 玉坐也く為
百出前原始末委申言上は彼れ上言程如 叡之五石并
幕意も遠ひひ中得く如何程の御禮責之蒙りくも御遺
恨き上決心仕り於八月廿五日御書付く之知 王の諸藩而
行幕府命連可擡事之由 叡之五石 仰出り之
蓋國の士民之を擡事之布令嚴重申付以 仰出り之
右奉 勅始末記をく情誼の大略を知ら

元治元甲子年正月十日 本藩より 朝廷に御書付有之
御書付有之此書好徒充満不行去るなり 因り正月十日之
御書付有之天下知る所なり

微臣尊諱去るも蒙 勅命以て月連子登 高可仕
答之得も信參近及言上り通了痛責今以荏苒再行申上旅行仕
兼出 京及延引り既思入をある柄柄 御下問も之儀擡
及建言其罪不輕得も昨復上 京以事不實之蒙非常之
恩遇也々々 朝 御直命をも畏る義尚更日夜
九重の御儀不堪杞憂區々の思慮寤寐食をも安かり尚又上云
抑去秋以来何となく信非之心 朝議所動搖也為
在り疑抑振々も之計於臣師名者 朝議今更
動搖も御事も之を得其澤先之在 京の御
々々 朝の期度大臣兩卿は御親く在り安於擡事之
儀 叡之確信も之境趣尚一摺申納言八月十八日以前は
以道擡事の儀程も之の程可申言以信參也 仰出の程も
を畏且勤 王の諸藩憤激不待幕命可及擡事等之
勅命も蒙り之は阿波待從等諸藩毎々東下擡事之
儀尚也 御書付有之引續き 有拙川宮御下向

神内さるるも有之を得た生内於深東撫事の沈利取掛く趣き
言さるる物も暫付に漸ち止る趣幸也中酒井雅樂頭
上 京の侍多尚又歳重
一撫事納言也 京之儀
振 仰下は節も撫事沈利に控
振 仰食との 仰報意且又大樹上 活 仰下は
古も美一留主申鎖港撫事沈利五地に於るに以のあり儀
思食の月可於人體故委仕置撫事の 叡之必賞徹
沈度振 仰内は之趣も在何得も 叡由仰動揺を之
儀も深く在畏の案前より通し仰動揺は為 在根付信
以は是是金く實を和くせざる者の妄言といふも得た事右
等聊そも 朝議仰動揺は仰多をも自他天下の士民
九重に深淺を窺ひ解體仕既も疑り者益疑を生し逆し
不信 朝令根可存概畢竟列藩より草莽の士も至る也
踊躍奮発は義也 至尊に聖徳を感戴輔相の賢
徳鼓動するれ義も至るも撫事成りて若くは港は

り根の儀有るもその事恐天下の銳氣是よりお挽くも深く思入を
根の是迄毎言上は義改り上りも不及得る民無信不立一旦
撫事の義朝陽迄も布告も在也 加茂 八幡
行幸仰祈願ら為 在根の義且撫事の義 仰出心来入
水火蹈白刃其為子殞命者幾千人に及り左に之を其一
叡慮仰動揺も在りし神怒り鬼怒り隨て間闕流離の者も亦
惻みし魚く連り人臣拮命期有るに仰も在るも何事撫事の
叡も仰賞徹を奉り天下の人一和一致は根不地至願人一心一致
仕得る武備不整は仰也 神の擧ぐ焦出と在るも在り
是非未賊掃攘く覺悟定らるる必に 叡之必賞徹可至の
百尚又仰報揮ら為 游多事の 仰富志を之為
遊り根は夜籠るも海内一人心一定は根の所置に在りて是も不
お根を根も美一海内一人心錯乱は得るも向ら其間隙を棄て
事奴逞志は義の必物も先達も上り通る三葉家以下の
人並長幼父子の所置甚も不容易所大事の儀も在る也

錯乱はつとてはつと一彼の期子不可多寶子 神女の所たる

二月何年 神女をり為 留彦もあひ三孝家七人並に長女

蒙 勅勅の儀は取可有し得九攘夷の 勳五尊を

若仕既子掃攘の勉を子はは程に必若く宣大し所新置に不敵

了攘夷の先鋒たる長女をさし所新置を蒙るるまは唯因循

姑息の優るを不如く人々有て天下の鏡を執り可く然を

家弟の若く然ては粗暴過激に攘夷の者も裁ちあけし得る

畢く竟父子攘夷の心ははりし領内の人民をたて奮勵決死中も

少年容部等の輩は流離の徒多し粗暴の所行も亦多し

なむ勿論に罪可有し得る前より今も身去秋の如く未だ

の爲此の家を近畿迄る由し得る入 京師所着留の振

まはし道徳實を極くし振り及ん若きも所新置を中より大

膳大夫父子及も領内の人民痛憤黙止少年容部等の輩

は流離の徒多し所新置をたて裁ち新計自決及孫乱を

所新置も中し不場容且内地の二変は素賊の素より待て

得る求て彼は御申論の 神女をりし渠者も亦さむる理

當り下りし憂慮ははる多し 皇國中内乱起りし攘夷

の二系は何可有し攘夷の儀も事起り却つて攘夷の妨げ

の多しは益 皇威の所衰微し多しは三條家以下勝り

奔り罪長女は流過敵の科に三條家以下勝り

の切を以て宣大の所新置をたて三條家以下勝り

京免りし人心存念可く然し多しは若きも亦さむる理

等も亦救ひし多し先願をさし多しは宣大の天下安危に

は月終黙止不顧不肖言上はは 前文に多しは病辱を

在上 京師ははは様を承りし多しは御臣哀者所採酌の上

可代執 奏奉希は悲惶頓首し謹る呈 執事

正月十日 御名

同二月十日紀州脱藩里見次郎麿雄紀公上建言 實名 岩

橋清三郎とてし

越境の臣麿夫昧死百拜謹書を執事の上る臣不自量區の身

を以て天地の間を周旋はす 神あり正事を維持は度者心也
是時秋帝國律を奉祀境外に立統り殿人臣の心中に實に恐縮戒懼
伏地待罪を奉りて越境日以來忠より忠より而恩徳を奉る者も感戴
の分論身に他境百里の外にあらずとも心は常に君に咫尺の間を
不離り奉る者大馬の力を致し儀を不忘れ侍る臣 自微志を以て
の由を以て惟く日夜集心南向泣血遥拝は奉る者今も天下の安危
決るは日と事と思は忠の一言を陳述するに死に奉るも賜日は第
り奉る者も百重て萬死を犯す者敏言の官に實たは回石を以て一
沛披覽を以て賜りて萬死を造憾の竊に天下に大勢を奉觀は以
去秋以来 朝廷正議の諸君に事々 聚議あり 蒙會落越
土中和島等々 輩々各就の職を以て奉 命大政を執り大權を
揚り陽を攘去るを唱へ侍る者急の辭を以て 畢竟攘夷の
敷通を奉揚 御聴命を奉奉難き辭を以て 閉居し邪論を奉
漫漶の奉奉らるる者藩の為賊會を奉力に以て 閉居の說を以て
幕府を不義を奉り入る途を奉削り 愚謀を以て 己に申川王を奉欺是

勸修寺王を奉統緒等宮に於て跡頭然たるものには他參預乃
諸危皆長蛇封承禍心を包藏あり 事々物々會のには佐幕の
志も有る 昨秋事も守 京の役、國力を奉一奉一應感心
仕は侍る元末幕府を以て大義の根本を以て奉義を奉利害
は事終るは侍る 徒に暴威を奉振ひり 朝權を壓倒
一刺(佐幕の志あるは長藩を擧げ倒幕の謀あるは藩賊を擧
げ奉り其頑陋を不辨は誠を可憐に奉り以て都を攘去り行ひ易
き儀を奉りて諸藩一定武備充實を奉待奉らば則ち戦を奉始
り若し謀を以て必敗し道に中し口實を以て設け其雄の徒動揺を擧
の機を奉一附の利を以て使津路に以て出るといふ申 畢竟一定を
充實し以て儀を奉りて如何とありて是道流を人信校點を奉り奉
りて事の中は法制号令を以て衆心を以て一志情を奉り握り以て義
を奉り物に既して長藩の如き攘夷の儀を唱へ戦論を奉り以て
とる去る五月迄は侍奉りて戦論を奉り決るは侍奉り 藩論不定且賊
士の向い申書典却り力槍を以て結着者有り者有り 以て我の志を一旦

寄相父子断然非常の政奮世殿閣の鍔金玩器の鋼銃を鎗し
砲銃を鑄刀鉞を鍛ひ誠々坐新嘗膽の意を示し日夜戦備を以て
心を一國の人心潔然感服を推ひ以て孤舟何處一定を定む必以
一戦を待たば可なり所謂胡越同舟遇風の勢ひを以て人心
畏るゝ實を不承又勉を實を不承勸を不承一先定一定を待た
ざる道なり
神妙て事賊の布々を以て自ら執り相成るる
義を不承を以て不承を以て何處を以て實を以て謀を熟し一摺極
め極り相成りて来「フルイセロイス等の條約を以て来益醜虜
の馬を弄を招き多し」
出所領港を譲り相成り此謀を以て
そ何れを不承を以て憤懣を以て且長を以て表を以て英佛の諸事
兵備を戒の長藩を打向ひ去隻馬蘭の海を報する一戦を以て遂に
おとすんを以て警備有る長藩を以て今度の戦を以て
は誠感を以て四弟八堂を以て輝し
列聖在天の神聖を以て答
今上多年の苦難を以て慰可なり君臣一同防衛を決戦の手首を以て
死力を以ておとす一古く蘇の實却つて今新諸侯諸將を以て改等を以て

よむる者長藩禮責を可加或は兵を以て擧ぐ討撃可は或は隱き事を
催し我
神川の各地長めを浸襲を以て改む可なり
之を攘夷固循多しの動乱を以て起し其力を以て根本を以て
徒らま流を以て塞きし者益動亂潰決を以て下り嗚乎是何等の阿
して何等の改む我臣一念を以て多し其心を以て賜裂るる如し
志得ぬ假令匹夫匹婦たる其直し其心を以て危急を以て
不承は其満るる義を以て況んや侯伯の權を執り地兵の力を以て
了如何の憂を以ての心を以て嗚乎一傍觀可改る又況んや邪論を以て
徳一正義忠義の心を以て流し
神妙の正氣を以て消滅可改る又
況んや大將軍を以て不義の罪を以て指自分危亡の地を以て赴きて我
我を藩の京海港の深門醜虜襲
京の要害を以て且親
藩中一を以て當大將軍の以て舊國を以て得る列藩を以て先遣て攘夷
の因旋自國の防衛を以て天下第一を以て出さるる藩職を以て不承を以て
是臣を以て崇むるも上置るは其れを以て及深鎖の廟論を以て日八則是
神妙安危の決しを以て白くする先月十日因妙を以て攘夷を以て

敢て其罪を徵す海且長為七世の完事を辨解し長は連日...
御幸の事確実至りの論...
痛切に計置りし後攘夷...
因備二之過た...
同心り遊上杉...
御論之を權き...
朝幕の間に...
神々の安危を憂ひ...

加之を才を以て西東周旋致...
朝の事正取計らひ...
あり延...
御記征の儀を...

聖躬自ら...
假令愉懦固循の幕府...
皇帝...
神妙之...
祖宗の神靈...
此儀を...
朝威を...

罪状免り得ん八月動擾の凶の當つて如の禍少き事か難計に已
去夏婦の終つて横死の讎も有る事七卿に於ても定て一應
京都を遁せ禍鋒を逃け退る攘夷の爲り身命を抛ち得ん
聖上も難く焦おとせし事七卿も攘夷の度 聖上の玉脚を不
さし事九却つて 聖上の所宿志を尋ひて義を成しは後を見んや
況んや登丑以来 朝廷は是等の人を以て得んや何程
聖上御聰明を以ては所獨を以て 所白論も所賞徹然とめを
不既に吾杯杯の議を極めいれ今も所輔佐の人を以て故なき事を得
て癸亥十一月間 神州正多を維持に改め者七卿の力多
可有る事有る事長藩も攘夷先鋒の鴻績七卿も正多維持の
大忠を以て區々の罪も所寛宥るめ 賜はは度攘夷先鋒
正多維持の功忠者一人を以て區々の罪深く所譴責らめさる事
天下攘夷の志者一人も皆解体収手可仕況んは志なき事と駁
を索ひ邪論の内馳入可なり去る幕府律を以て正多を名を
以て長藩七卿を以て罪り儀はゆるりしを得已一説有る事第一幕の爲

幕名義を以て白しを以て正十二年末大將軍自ら征夷の職掌不
しめ備は所外を以て有り 陛下諸所衣冠を脱し市官爵を
以て解しを罪を以て謝せ親藩藩代の族の骨肉主徒の義を忘
れ大將軍を固循り入乱擾を治す事多難大なる長上を神翼
匡正致し信を以て危急を傍觀致しを罪有りしを任し輕重を隨
つて之を罪し輕重を辨し不所罪を謝せしを社初くは平の政
と可なり則ち正月二十一日 宸翰の趣を以て梓承りて天下の騷亂を皆
朕の不徳に所致し怨も多し自ら以て外を以て此の如く臣子は分顧
天地の間革命も罪を以て不免とせし事有る事怨痛感激泣涕流不
を堪はし逃去し 聖旨は是等程の擧げし事天地鬼神よ
らめ封何し而自ら以て我たりし於長藩七卿を以て決し己の粗暴の
罪を以て愧多事有る事罪を以て自ら以て對する事有りし事
亦の所速評長藩七卿の所究罪を以て辨新らぬ事今日の最大急
務は皆方今危急の折所固事多端此の如く可なり急務可有
しも難計に得ん右三事は是非を難計に思ふ事有る事聞達し是所

憲置者々度内々々を懇願今々々々三事一要論本意
早於御主張のめを々々天下に々々の激々々感後必望同回力致
若可有々々此度 神州に々々を張々々攘夷の端を并記々々是
可々々々々々血辞涉不敬無任惶恐戰兢之至

二月十日

三條西殿諸大夫河村能登守三幸殿諸大夫丹羽丹後守西人六卿
の御使々々々正月二十七日上 京二月六日上書傳奏衆々々

一箇年々々

臣等分々の知遇を蒙り莫大の鴻恩に浴び去年八月十八日迄
内他出奔を止む憲 勅命に違背し脱走はらば 朝廷之
所憂草々たる顧 敵重し御深きを不々々顧國家多端
腦 震懼の折柄於 瀕下微志を々々勸之可々々憲重
し進退不憚 朝憲不敬々々舉止を罪不輕 宸衷々々
程も如何可々々を都々々恐縮は於一回缺誠の誅を可蒙の重望
は止官位に任に恩々々厚不感感泣々々元々々攘夷の儀去々々

敵重賞徹不致義不倍慨歎志願者々々々却白嫌疑上筋々々

朝廷に懐異心の由疑も有々々由鄙信賞徹不は々段不堪悲歎
在の前々々々上 京哀新は後々々々得々々出首之

身分を恐るる少々々以々々消々々上仰願 聖明に憐を

を重々々沈々々々願の死罪々々頻首謹言臣等 勅勅犯罪

のを々々以て 國家の大政を擗々々奏言はは者不憚 朝廷

義戰慄恐懼の至に得々々攘夷の激々々外々々密の叛服々々御書々内

國家に盛衰々々流々々事ゆ々臣々々情々々終急沈黙敢て犯前

死鄙表達白は抑外々々拒絶々々儀去々々以 勅命不狗幕

府の命令可有掃攘の旨は希々々告々々を々々安於深東鎮港訖

利取掛々々身應掃中輕々々暴虐々々々松更々列藩は布告は

めを々々付迄々攘夷の旨憲置可有々儀々々は々々安に今々々

所賞知々々めを々々何々々を々々を々々望々々を御大樹々々上

洛列藩々々集團是所一決りるを儀々々恐々々はは御を萬々三期限

所遷延々々御々々々掃攘々々儀々々を々々積年の

叡慮所貫徹し、四方を且く、方向も不立加く、萬民之疾
 苦も幸、邦内を解、禍乱不可言、逆と勇賊の禍、中痛
 振古所無、大耻を以て受、神所醒、羶の汚俗を可、事
 泣血悲歎、は、蒙昧愚陋の、天下の重事、こそ、識者多、罪至
 恐、入、得、を、區、情、難、黙、止、言、瀆、天尊、言、上、は、不、敬、を、不
 悼、衆、神、仁、者、を、垂、寸、志、の、程、聖、察、不、信、仰、願、を
 死、罪、誠、惶、頓、首、謹、言、

別紙承出、以、月、下、所、取、事、所、奏、達、直、願、度、以、愚、情、奉
 細、家、事、を、以、上、度、以、潤、相、謁、仰、付、所、取、給、以、後、懇、願
 は、也、

三條中納言 季知 五十三
 三條中納言 實美 二十七
 東之世少將 通禧 三十一
 壬生修理推大夫 基脩 二十九
 四條侍從 隆詞 三十六
 錦小路右馬頭 頼徳 二十七

右澤殿と但所脱走の如く名存

子、四月二十八日錦小路殿長州赤間關に於て、御逝去辭世の御歌
 果敢た、くも三十路の、身、ハ、覺、り、り、り、赤間、關、の、暮、の、夜、の、は、

月、白、の、清、き、か、こ、く、耻、を、と、ら、と、あ、ま、湯、を、す、け、た、り、り、と、

二月廿二日、於、三、条、橋、上、落、れ、の、馬、

急、流、を、穿、ち、起、り、り、り、橋、を、

天朝中、八、列、祖、の、遺、訓、を、此、月、下、の、盞、圓、の、

人、臣、を、患、い、を、所、吏、私、淑、を、恣、い、は、来、神、人、を、怒、り、天、変、地、妖、打、掃、き、

物、申、南、都、春、日、社、神、鏡、の、破、裂、を、等、ら、從、在、兵、乱、の、妖、孽、を、ら、ま、今、日、

ま、事、り、改、過、し、義、も、そ、と、却、る、醜、事、を、向、い、ま、事、

朝、廷、者、志、

の、者、を、所、挽、ち、む、る、の、謀、を、也、く、く、来、幕、布、の、御、業、に、よ、り、と、難、烈、

の、遺、命、を、承、る、め、所、吏、に、與、り、一、橋、の、罪、を、れ、る、

皇、國、に、

得、已、可、加、諸、戮、を、許、儀、往、く、衝、淡、者、を、り、ま、事、

一、亥、年、九、月、十、四、日、より、橋、渡、酒、屋、及、控、利、と、ら、醜、事、を、一、言、も、畏、縮、し、

及、同、宿、ま、當、は、事、を、事、を、出、ま、事、の、償、を、以、て、橋、渡、一、路、暫、留、儀、の、

義、を、ま、留、り、事、外、事、を、貢、を、贈、り、り、同、様、に、宣、り、以、て、

神、所、の、

汚しよ可也事可辨之罪一也

一 正徳に長藩を奸謀を以て遠ざかるむ多會藩の奸謀を以て

一 攘夷を興らざる由を以て藩之罪二也

一 長藩の裁ち深くはな

一 長藩の策を及ばず言ひ得た一旦ハ藩の論を挫くも

一 元但馬守改長ぬ着下

一 討長の策ハ藩藩の連言下

一 廻りハ藩を以て長國を削ぐハ密謀者

一 可辨之罪四也

一 大和浪士囚獄の者其外夷の由りて

一 下津藩を以て永井主水正

一 正安斬罪の段ハ其の多上下も

一 王有志ハ輩命殺ハ事ハ少可辨之罪五也

一 當今之形辨之ハ以幕威矯

一 宸衷長藩を逆臣扱ハ

ハ義如何体々奸曲改組織ハハ順逆 神明の冥諭鬼神今見ハ

一 勢然の事ハ其安モ之藩の激烈幕威を凌駕ハ事ハ可也

一 幕吏を對 朝廷ハ罪ハ比も其九牛の一毛ハ可也

一 乍去上下の名分を省理ハ事ハ掃蕩ハ固旋者ハ

一 藩藩ハ固藩守藩ハ建言者ハ由且綿華杯多分貿易致ハ

一 由綿華ハ火攻戦争の指ハ自ハ宗を興ハ敵國ハ兵器を以

一 尊攘ハ流ハ主張ハ三藩守ハハ編ハ此後

一 幕府の失錯藩藩ハ固藩守ハ上

一 東肥南越ハ其藩藩倫ハ事ハ幕府の虐政固藩を不

一 諫ハ如何ハ淫靡の由ハ流ハ大藩の規模ハ

一 幕府の失錯藩藩ハ固藩守ハ上

一 京徒ハ金銀を費ハ

一 人其の返向ハ其ハ俗ハ言ハ小田原評議ハ送ハ神怒良教ハ

一 易志害ハ醜ハ可ハ既ハ有志ハ徒ハ痛憤長藩ハ極

一 合ハ三藩ハ其賊の巢穴ハ可放神火

一 神女ハ所感光ハ

乱を招き不甲宣天は日所置を以ては乱問を去りし恩徳を若
服は移し雲海に頼りし皇を移し月早速登

は度く先を遣りし病氣を在る所於豫を頼り此神ありて不
出兼速も急し旅行の難は古思ひ得るを得し事家業を也
素細く義は中會置は心し道可は有宜置日取生を頼上

右回帳幕府は日建白馬

私儀は下問力をそ儀毎及言上は段階教不降し事し瑞子貴
天朝より所申向は事立り月早に登

京河は昔蒙

勅命は得た先年以來病室再為旅り難は日於旅を引
筋申振り上事はは深く恐入は得た日家門の末を信し私存
亡を同ふする事や上は道もそく物も此後不容易の形勢不
堪煩惱悶鬱し餘赤心をたす上

此夜の上

洛洛を由一段は儀を在る様事の儀此事な事は
清海は得る素不中一決お遠不らぬを既高は道し難を長

拒絶期限既く日延を事しそ全くそは權は法存しぬをりし

恐おははは得た諸兵は様事の事畏奮發踊躍は公抄柄を事し延
おはらるる天下の鏡事自約を統從下急威長盛お出何しを向
の唐も可有し然そ是全く様事即遷延お義痛心難止抑
征事の足職掌す

天朝を御道事しお以上

敵命を

不待様事の事件は速く清英勤者社は職任は於て其は道
なそは道可おはるは己遷延今りし事しそは怒上

天朝は道事下は臣庶清そそ月は名義を聞き一は夫兵と死
生の地おその道今や為百を恭平の徳化に浴し誰りつて戦争を
好らる者否しつらぬは得る氣運を白し終死生を顧み至
る事聞者粗暴過激は涉る力有しは得る此道は令様事
運に明確定おはる得る河も感奮激勵は所留席糧し輩干
城の士はたし不暇し子孝子もお

皇國一段おはる必定之

るしそは務お去秋お平大膳大夫父子

天朝し御遣責を

蒙り此はたしそは法憲を解き儀者し者そし御遣責を
らぬお我ら當時道はそは先は子元來様事の一事はそは

勅命を享受しはたすに己の期限布告の台命も下りたり父子憤
發忠心のあつて臣も自物是を化し勅中少子親氣も者も粗暴
の弊を引出し以法憲弱きを裁き方者も裁き去るに實父子金
を相寄所もあつて得るべき粗暴も罪を以てし者も先父子
を以てし道も苦んじ志もわが免寛大の所新置を以て

天朝の御旨尾もさだか善く取扱ひりゆきも數百年の鴻恩を戴
の上程又此度の御海軍之感服はつて三二の忠告もを極端に必定の
理善又斯迄に寛大なる実置はめをさすも所行は此の
征討の御旨も孰く可ふれ古く射釣の賊を置きて生かすは軒
袂の怨を釋して難を免きたるも相文の霸功を弘むる所以韓
信の自王を怒つて遂に封し雍齒の積怨も先嘗て漢より
帝業を恢する所以と看する得る假令に議罪を大膳大吏父子
悔し其旨を以てしては是も罪なき也及善く此上を以て禮
責を蒙るるも父子の怨も相文の御亂の難を從て天下を
御亂を引起し後を承りたるも御取鎮も不容易たるも其處の

御中より溜り可なり實に此度の御所置天下安危の機も不忠善心
焦思のあつて御旨を以てし言上は心此段不忠の取取と違ひ聴
立る下り後を願ひ忠臣謹言

二月

御名

荒尾但大夫自白

朝廷に差出さるる所の書寫

乍恐い書面を願ひ此度長門寄相後父子は紀綱を御守り
在り月長門末の御旨も吉川監物外家老一人浪華止りて
その旨も長門末の御旨も浪華止りて乍恐い如仰りては御意
在り世に御旨も長門末の御旨も浪華止りて御懸念の
御事も御懸念は御旨も即今大樹公大小彦泊所引率て御上
洛中より御旨も御旨も御旨も御懸念を御旨も御旨も御旨も
天朝幕府より御旨も御旨も御旨も御旨も御旨も御旨も御旨も
可及御旨も御旨も御旨も御旨も御旨も御旨も御旨も御旨も
御名名代より上 京は信州御馬止り 仰付るる御旨も

死力を以ててお制し聊の 天朝幕府の掛 御配さす百

お公去序申し長藩家元根来上総井原主計前及上

京も願ひ浪華一上り右り寛尺の地入 京も免すはぬ

左郷子海兵衛直らぬ 巨觀修寺夜は乳潤は出物より一を怨

朝廷の所規掎校隘上下御来神々をねらふ今又長人浪華一上

為 巨入 京も免すはぬ 益懸入をねらふ何卒尚

赤地遠運よりぬ 巨は後夜をねらふ且此夜はぬ 巨は三人の

吉川監物は姓名有るは是又如ゆり御来しはぬ 巨は我

去年八月十八日其事一預りて義を監物はぬ 巨は海を来

藩毛利濱岐守家元益田正はぬ 巨は若きをねらふ鬼角

從 天朝幕府姓名を不らぬ御来長藩より出しを子

所任はより可回すもねらふも 天朝幕府より御置はぬ

御置は御海より願ひ長藩は乳潤は寛大の事別成は御一四日

御中より御上より御評議は御下より御重し願上置は御重大は

御儀事不建は御は御改定は御潜越は御深く恐入は御全は御馬

一箇の願ひは御一藩の懇願は御誠惶誠恐頓首
三月朔日 荒尾但馬

同時右に々條幕府より建白は馬

此度長門寄相後御乳潤は御第一御海不致は御討

代可は御思は御主人御名は御討手は御月より御可致は御御

御御子長は御此一舉は御重大の御事は御ねらふ 御名 早速上

京も存可なり上御先送らぬ御痛多し上 京も存可なり

御此御は御不御弟は御急は御運送は御月甚は御恐入は御

此度は御は御肖の御馬は御一御中御議論は御潜越は御責は御顧ま

は御御若長藩は御御月より御是御主人は 天朝幕府より

建白寛大の御所置は御懇願は御曲は御長藩阿黨は御義は御之

全は 皇國の御為は御ねらふ御事は御御此度は御所

乳潤は御寛大は御寄相後は御父子御儀御恩徳は御報は御御

御父兄たる御若子の御罪科は御責は御御御は御御改

と不致は御の御は御は御御所謂は御力服人御御人御は御

所置事新且 天朝、長官を罪を不可責と雖暗

朕の不徳、生れ、主上も自ら致す引かぬや

可、感位は、今従て長官の罪を以て責むるは、

主上も、朕、敵も、場合、

主上も、安堵、

可、討伐、

神、大事、

三月朔日

三月十四日 荒尾但大夫

京師出立御

天朝、建白、

乍然、

御名、

所、

可、

仕、長官、寛大、

所、

懇、

自、

舟、

病、

歸、

三月十四日

首尾但馬

右、

四月大原三位

天朝、建白、

小、

苦、

非、

而、

京、

拓の功説はる異一天下の奸雄諸道に割據し天変を待たず
に備へ可者く却て把憂を不始はつて工執勢多し心諫く有る
はる苦心のまはるる君臣に官恒無くし似たり不顧思ふ成言
上は河平海無事一 況はめ給不苦はり 敵漸く遠くは
根をあらう生前に中懐を以て上は命を直に諱に觸る指祖を
杖罪終謝に重徳頓首百拜

四月

愚昧小臣殊に非役より分重大く河國政諫諍を言上ははち
深く思入有るは厚く此有るは形勢實に憂苦を不始微衷言上は
抑束船入港一度攘夷し 仰出るは来確乎と河動揺はる
在る付者志慷慨して後 敵を程を思を程に主を諱し
家を棄て流離顛覆し才命を亡没はる者第ふは皆是
神の國者正を執はるるむる敵を殊に二四を以て不忠を勤
王と稱し多ゆ大小名を 京又東西奔走し因縁はる金
攘夷し 敵を以て不可有 神の國大義を

この義より得るは則大樹再び上 汝は正和を先と攘夷は
一定の事なり可有 在る天下を仰望するは今も攘夷は定
まらざるは天下の人の心を撫育し 敵を以て死にたはるは上を
寛く天下の人の心を撫育し不始海に 昔氷を踏み如く死にたはる
以苦心はは物に極限の極より更に尋し知るは後を征夷は實
を行ひ 敵を以て死にたはるは 在河國は是
非を成切可仕は物に極限の極より更に尋し知るは後を征夷は實
敵を以て死にたはるは 攘夷は 國を以て死にたはるは
細く鎖を承服し一旦及河國は是 攘夷は 國を以て死にたはるは
事なりは上を非とも切切可仕は言上有りは上は不承服の時必は戰
争なりは上を非とも切切可仕は言上有りは上は不承服の時必は戰
神の國は未曾有るは 聖天子天下の心を撫育しは是なりは上は
僅に備へ可者苦を毛頭有るは 聖天子天下の心を撫育しは是なりは上は
成り給るは 不承服の罪戦争を以て河國は是 攘夷は 國を以て死にたはるは
の辭は 聖天子天下の心を撫育しは是なりは上は 益勉勵し 有るは

標事の深算内へ古書鎮港談判は多ういふに中標事の策也
有るは鎮港一平上より標事の正清より上相鎮港談判取
裁は勿論内事より共々進んで建てる布告をいふに實に倒懸
を解き置郵一命を伴ふ如く不日武備充實一時士氣
振起可仕且世上人心も振る合 敵重も随ふに安陽有る
可至くまゐる根柢標事の議論を先進人言上有るは年々更
より上進こそなるを得る蓋し全体に於て天下終はる大樹一年日暮
不過る二夜月上 洛清高も多分滞 京のゆへに中標の
敵重を洞徹をお置りしかば多ういふに中標事一定
なく鎮港の事是非も成功可仕言上有るは則前中鎮港
標事同様に見込言上は法則重徳見込を不遂なる標事可なる得
た標事一定の正清をいふるは標事の 勅諭は貫徹を以て
了 勅命道を上下安堵しや場を以て重徳見込を不遂
より何年標事一定の正清言上有るは終りの 勅諭は
左の書をねらるを得る後事の 敵慮所貫徹君臣の大綱を

大樹再度上 洛清一和吹く陰を可為 左の書を幕
府再度上 洛清の天下人心歸向をも洞察し新法を施
行 敵重を可なるを得るは天下人心の感服は義を以て
正清貢獻手厚く並其所等 朝廷は常の意に顯れたる人
の知る敵重を得る斯國體たる標事の正清一定こそは人心
折合するに心を合するに中標の負献者より正清を以て
のしたる人心知るを敵重可なるは敵重の略し和は但し一件の
如き小事より諸藩の有志等々望みおひ自國を固守制
標の辨ひ成り上の命令を以て輕んじざるの勝るありは應仁の勝に
不き大乱の源をみおひんか深く憂重は應仁は我邦内此
より洛清を以て敵重可なるを得るは中標の憂懼は乃ち大樹に受
け辭りも亦後經河を海兵武備充實可仕はるは中標の上
は中標の策の内標事の心算者もその中を有る左の鎮港
と右の幕府より中標標事言上を以て天下布告者より

則 勅命道彦人心自好く志落し一致はる彼有志者力執
義の後奮踊し皆競つて先鋒たりし事も願可く則糾て武夫
皇國の干城と出り内憂も日消み患も畏多し不逞極可き事
の必約し理御死願く幕府言上よの事御應順不し遊

勅諭のぬ

倫言汚の如犯の儀を以て標事通すは宜はらね
立し極く事極く且又鎮港の為既使前遊を以て義経難測との折
柄と得る何討軍艦を率ひ談判は海軍も難計く事極く是事
怪し難測(實は)は海軍の義経難測海軍の御神速
仰出も有るは漸一橋中納言上樞海防衛指揮し行
りて義経今今元人耳を驚のしは後平段も承り何は遠方の若
眼に見る事いそし海軍を以ては事極くは事極くは事極く
はは事則人等も居る事極くは事極くは事極くは事極くは事極く
御沙汰の事いそしは事極くは事極くは事極くは事極くは事極く
不悔し罪惡く惶くは思哀深く御函容を希ふ以上

四月

重徳

大原三位重徳御去戌年

勅使くは關東へ下向

事力と致一橋が越前を薦免由藤久世等を退けらるは事極く
傑のは方いそしは事極くは事極くは事極くは事極くは事極く
歌者の中

九月の如く涙の天平時をたけぬ人もまたあまの神
事極くは事極くは事極くは事極くは事極くは事極くは事極く
此の事いそしは事極くは事極くは事極くは事極くは事極くは事極く
詔しは心の事極くは事極くは事極くは事極くは事極くは事極く
年とくは事極くは事極くは事極くは事極くは事極くは事極く

元治紀元申子四月上旬より常州野州義徒蜂起八分ハ水戸藩士余
ハ諸國脱藩後事の先政ニシテ此舉ヲ為ス

四月上旬常州義徒往來ニ驛日光道中石橋宿より
常州代官所日光道中役人惣代新吉兼水戸田丸箱之吉由取首四
月四日小栗村出立ニテ宇都宮に泊ル先鋒ニシテ家儀子同日岩宿宿
りニテ同勢百七十人余以本陣ニシテ下宿五軒表門より白地の夜舟
以幕方深き白生地ニ幕下宿ニ山田市郎柳本村ニシテ巫務白地迄
幕張ル以着ニテ列生ニ前切火繩銃砲左右二十挺程外ニ種々鳴西至
以方五六人槍二十一本長刀二挺中央ニ後二位大納言源烈以神輿ニテ
扎ニ掛テ白地の揚巻何れも白丁人且テ以侍以テ御置馬六疋宿方ニ
着出ル以荷物ニ數ニテ長持ニ棹凡九十貫目位乗物一挺列戸駕籠
一挺乗駕籠四挺人足五十一人馬二拾疋不殘賃錢以拂テ以生解四十九
人槍銃砲以持手番等以テ官員ニテ着出ル以田丸箱ニ右曲ノ旅旅軍
惣持山田市郎柳本村之巫務生何れも白羽着ニテ袴ニ掛割
羽織野袴着用申元体以者一人方ニテ以不掛白木綿ニテ鉢巻以

陣営を冠し帯刀し、銃扇銃棒をもち行軍録、ハハ腰刀を携
 百七十余人の内全侍陣の者八拾人程に餘り、俄に雇新令、侍意
 何れも旅宿中、権威振ひ同五日當宿出立、宇津宮面了白
 津宿泊り、先觸着せし、旅宿料、一人前、付銀二匁五分、子
 并當銀八分都合三五三分、只拂ひ、此段、日許、申上

日光道中石橋宿役人世代 新吉由門

尚且代官所 福田所在處の極目役所

水戸より幕府に届ける書

弊藩脱走し人物に徴し付申上、彼者我勤

王權等之

存心、此れ、之、は、此、公、私、に、於、て、鎮、靜、致、し、我、藩、を、以、て、決、す、ま、ら
 じ、如何に申上、鎮靜、は、以上

子四月

四月十日出江戸より佐竹藩平田定太郎へ、書状、馬

一上総國東金三浦帶刀楠音次郎等、申上、我、藩、儀、八、等、を、申

何れも、申上、之、事、は、此、公

私云、亥十二月武藏國八旗村の儒生柳井義八郎等、謀り上毛
 の新田萬次郎名家の裔、一々、傲ハの門人たれ、彼等を以て、某
 次郎之、取主將、古賀佐倉等の城を攻下、一、勢を張出、
 横濱を撃つ、一、餘勢を以て、江に於て、謀、皇威
 挽回、其、密計を、某次郎、説た、所、某次郎、陽、許
 諾、竊、は、た、脱走、是、を、幕府、訴、儀、八、郎、等、を、脱せし
 を、此、事、の、敗、し、を、恐、り、匿、り、て、某、次、郎、を、殺、外、可、知、人
 物、を、見、立、る、を、舉、ん、と、志、也、故、某、次、郎、を、匿、り、て、申、上、
 遂に、旗、本、某、の、宅、を、捕、り、れ、申、上、

一外務箱籠、日本國有、文字を尋ね、是、又、實、事、に、由、り、
 問答、を、續、き、全、く、可、知、に、面、了、此、方、を、問、答、し、人、も、幕府、の、医、臨
 田、氏、庵、を、人、外、事、に、備、置、西、人、也、此、際、田、氏、の、志、を、看、し、先
 手、海防、蒙、儀、を、等、記、ス、勿、論、拙、家、と、も、今、り、人、た、り、日、文、信、を
 同、く、申、上、下、り、事、ハ、古、川、氏、取、次、に、由、り、相、事、日、文、を、允、了、感、悦
 也、此、際、田、氏、の、自、筆、の、書、状、一、見、は、ハ

一 九日既事日... 各日直道... 着五日諸浪士二百人... 像を日光に納けり... 實中陣在宿

但 本像を守護... 水戸より来り... 遂申ハ下望解云

一 信者千人... 是迄水戸の籠... 押出... 重役も多分... 仙産古馬の人... 但 先以カ...

一 旗手... 度々吾... 陣の幕を張る... 忽ち首を打切... 右の戸田...

一 右の戸田... 四月七日... 常州義徒... 小金六百... 撥喜川...

一 常州義徒... 小金六百... 撥喜川...

爵官の多き家則内侍戸田三左衛門を水戸筑波馳せ懸掛八月
變後沸騰十一月上旬不待己水家老武田耕雲高嶺光極倉防
少通兵防州鎗掛やむ而や天下の事一徳々諂謀詐術共
魁大ニ一輩下ニ集り逆ニ
敵重を度格に多し是に於
て終天起る天下四方憂憤地々を言者何り

四月常妙教徒板倉閣元一連白く寫

一某等謹して松山後閣下を言上言下望望に為る所は
景慕はるる一明幕府は天政に於て是れ以て中興の
是新政も追々仰出秋の至る迄雲の大旱三雨之得るに地々
祖宗以来尊攘の大典を振興し天啓積年の大河辱を洗雪
仕は操舎至事致し得るに及不及抛身命
神あし西を
勿論幕府は口為身分丈々は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
對變の變力有る一四年尊業も半運して止るは是れ可は是れ可
あはれ却つて一層の大害を生じ世所謂四好く唱り懸前家
保科彦伊達春山島津三郎等 官家堂上方等と此藩を

引入上下を壅弊

天朝を尊敬固未た為来も一掃を

却て内亂の基を醸し大變又大變と天下の安危
徳川家の存亡今日の指迫るるに何れも
神あし生れは
一日も傍観はは傷命を況や天下は天政に於て是れ以て中興の
と昔も存亡に存るは是れ尚更に儀も是れ可は是れ可は是れ可
と深く東照宮大猷の目昭訓は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
は施行するに程は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
一して是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
功を致す勿論は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
朝
敵重を度格に多し是に於て終天起る天下四方憂憤地々を言者何り
威を招きと執りて國を罪は道にも是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
先は賢明に決して時勢流るるに是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
只今一令一舉一天下の目目一新政は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
如何に懐念する可く彼は苦重痛心仕は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可
碎く耳にても是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可は是れ可

所法なる能く成重しを思入り得る斯くの時勢に得る寧ろ御
は法なる能く祖宗の大曲の事なはるる社を教りたま可なり
宸襟を不孝思ひたる三つありし所仁恩を如何可仕哉と云ふ法
教をこれ他念しむべし法を一日山内子古信に在在
を以ては得る全を何れ自ら不日其謀謀國の罪を正し可被遊
しつて撫育し今を布記 叡意は奉りし遊らる 業天下に
りて秋にとも何なる重科に御自ら以て恨み不中上著 又吾の漢
に為る御もは仲より不降止東照は信し神事なま 東照は信
送訓を奉り微志を奉りしは得るは仲より此後直教は信
恐惶謹言

四月

四月太平山教徒四方へ告る書に檄文焉

尊 王撫育の 神あの大曲の事なり今更しはもなき侍
赫たる 神物宗廟に奉 皇統一姓天日嗣を受嗣を也

四海の君臣 威稜の盛大なる事 實に萬々卓絶し後世

多し北條は女に蒙るを慶し豊太淵至朝鮮を征はる是皆
神州固有の勇氣を振ひ 天祖以来の明訓を承きしよとて
大猷を以て別て深し心をめ事案百年太平を基を以て昇記に繼り
必竟尊 王撫育の大義に奉りし徳川家の大曲尊
王撫育の重記に奉りし徳川家の大曲尊 徳川家の大曲尊
今秋の害は一日一日よりあし人心は目前の安を偷にかく奸邪辨ひ来
一 天朝の 叡意は貫徹の程もを覺未 祖宗の大訓
振張る期もを 神あ之地に生き 神あ之恩に浴する者
只あかしし傍觀を視るに忍んぬ我事幸に 神あ之地に
生れ又幸に危急艱難の際に當りし上は乍ら及一死を以て 國家を
禱補し鴻恩萬分を報し可中覺悟は信し熟慮は信し必死の病を
固より尋常薬石の瘡に當りし非に非常し事なを奉りし非に
し和を立すめは得る況や今日出つし上は 天朝の 宸襟を
を慰下し幕府の武断を助け徒事あり大行辱を一洗するに
是を於て痛憤致黙止同志の士を共し事思官の神画を奉り日

光山と申す一は誓つて東照宮の遺訓をたもて其邪謬國の罪を
正し醜声外寇の侮るを防ぎ 天朝幕府の鴻恩を報せん
欲せぬあり鳴乎今日急を待たず報効のこたをらんか又誰か秋
の鼻息を仰き彼を正朝をたもたむ忍んば屍を報効の志を抱き又
秋の狡謀を憤るたのめりおのりて固猶姑息の日を送る徒に
神恩を待たざるを
神女男子の恥を蒙るるにや冀く諸國
忠憤の士早く進退去就を決し 同心戮力して上へ 天朝を報し
たう下は幕府を補翼し 神女に威後を美國を輝く後政に
我徒の素願今この事なりて東照宮在天に神靈は照覽可極
丈將に何れぞ陳せん

四月大平山義徳告 中將公(歎願)馬
再拜禮首を歎願 中將固猶侯閣下小臣芽草芥岩穴の小
人多位招過天下の良大計彼を去り上りて衆不狂くまはら
得れ山臣芽先君烈士の教解薰陶致す 尊 正攘夷の大業
神女に申し候者奴僕皂隸なるに此大業を固持し須臾も不可失

墜る所以聊知覺は苟も士林列りし者今日の危急の時勢を傍觀
致し事(宣)士士の所愧は望み抑當今天下の大業を竊觀
は言論月沈滔趨下流の勢なりを去り秋蔭會々二岸波
奸計長門寄相を陥れ七卿を逐ひ 廟堂に正義を拒隔た
眾實に滔天々大西は望み天下の人同に薩賊會奸くお唱ひ奸
賊の名既に定る者 鞏轂の下に横行は 廟堂の大政も
彦豫は事不可解の事 望み去る事本攘夷の 詔命を
くは布告せしむるを得去今以横濱一港に鎮ありおを及遷延
固猶事不可解の事 望み去る事本攘夷の 詔命を
恭順の正誠意は望み去る事 望み去る事本攘夷の 詔命を
五卿堀田備中守安藤對馬守芽誅戮消封の口は沈沈たる望み
大屋安坐致し望み 望み去る事本攘夷の 詔命を
きし事不可解の三事 望み去る事本攘夷の 詔命を
關係は事不可解の一事の奉行を望み望み則天下の大業日論月
沈滔趨下流なるを望み小臣芽草回し 廟堂の大計を

可き何得節を以て得る當今之形勢を以て先烈公の遺訓
可謂尊 王棟業の道に地を流るるも草莽岩穴の小人
唐廟には天計を彼をまゝと儀を以て得るも先烈公の遺訓
地に流るるも得るも焦心に裂傷祈新地は中々然し臣等如何
極に苦心は公に草心微力を以て先烈公の遺訓を継述は公義に固より
之任るも多し望むるも其の望に但満後ありて一身の道遠去れ先
烈公の遺訓を失墜不仕程致し後より物多し一死を後多か他中覺
悟は公何多し上を攘夷し先鋒を中堅力擡梁醜夷の陣營に付
入奮死は忠義雄鬼と名をせ謝先烈公在天の靈多し少臣
等も亦分るる中隨る同志の者も計を棟業祈願日光山東照堂
には唐廟の空の物は何の功動干戈擅為割所業を遂に多し放失
義上聊に帰せ不仕は百何年攘夷先鋒を
勅許を捧げ及
掛願は公望し得る 九重に天訴号に由なく空しく岩穴の下に
悲泣は公多し中々公の惟 閣下者我先烈公の血統に公の渡大
邦に君臨は公大義既天下に顯明致し東西有渴望は就中

於山臣等も悲我君偕同旅を仰りて誠を唐突し至は公望し得る不
顧非今冒鉄鉞の誅を歎願は何年 閣下のは用旋を以て攘夷先
鋒の 勅許を捧げ及は願請に遊りし得る不感感激し至は小
臣等國々草莽岩穴の小人非分願受罪戾を所容儀は公望を
得る先烈公の遺訓地を流るるも得るも悲憤憂悶神乱氣錯
非分の事を忘却は先烈公遺訓に行端を多し度は公心腸而已
は公望し得る 閣下少臣等も至罪を以て寛省は閣下攘夷
先鋒を 勅許は願受ら遊ら得るも謝罪感徳草の情に以
冒美死を罪日光山廟前公誠惶誠恐謹言

四月 日

- 田丸稻之右衛門 直光 為
- 藤田小四郎 信 友
- 竹内百太郎 延秀 忠
- 岩谷敬一郎 信成 貞

中将因幡侯閣下

四月廿九日

大樹之口

内少将

天顔之節 檜尾 鎮遠 儀之早

皇行

孝上之勳 此度之立 皇之御 皇之御

朝廷之元 放之由

所親勅之 皇之受 皇之御

仰付置 毎之 皇之御 皇之御

天朝之 萬之 皇之御 皇之御

太平山 義徳 尚之 皇之御 皇之御

中堅總帥

田九稻之吉郎

補翼 馬廻 弘道館訓導

齋藤 佐治 右衛門

水戸町奉行

岩谷 敬一郎

評定衆 許定衆 東湖四男

藤田 小四郎

評定衆

根本 新平

同上

沼田 準次郎

軍正

竹内 百太郎

同上

内藤 文七郎

前同

島田 虎吉

參謀 久留米 晚藩

榎藤 真卿

參謀 訓練奉行

山田 一郎

同上

中山 小三郎

監察

黒澤 新次郎

同上

廣瀬 善助

同前

笹田 小平太

同上

飯村 儀十郎

大久保 恭助

島田 文左衛門

常井 廣松

川澄 鬼平

溝口 多平

池尻 岳五郎

小橋 新作

千葉 太郎

瀧平 主殿

山口 儀八

伊藤 益荒

梅村 真一郎

松脇 後右衛門

朝倉 晋四郎

大石 重太郎

室町 竹三郎

畑 筑山

田上 弥三郎

石田 總介

谷村 與右衛門

渡邊 霞湖介

三浦 龜次郎

長谷川 信十郎

吉田 新藏

鈴木 常之助

大久保 七郎右衛門

三浦 龜次郎

使番

薩州 去春 晚

存候

武器 調方

平八

普請奉行
書記

隊長

天勇軍將

宇佐美宗三郎
大之保半七
栗田源左衛門
服部花英
柳生都之助
東直三郎
服部熊五郎
藤田芳之助
高橋上総之助
西重次郎
高島孝藏
五島大三郎
木村新之助
小林好吉
小田邊重平

神衛軍將

隊長

大友圭助
青山巳之吉
山本清左衛門
田中忍藏
檜山三之助
濱野松次郎
川崎忠兵衛
鈴木寅次郎
佐々木雄藏
前田俊允
黒澤勝之助
舟橋甚允
石橋栄次郎

龍勇軍將
伍長

地勇軍將
伍長

虎勇軍將

沼田準次郎
芥澤介次郎
鈴木 猛
中村保太郎
倉上五郎
石上忠左衛門
河久保内藏之介

隊長
伍長
姫路新領組

隊長
同上

隊長

根本新平
川畑新吾
十津川誠一郎
佐野昇藏
濱田貞輔
横山亮之助

須藤敬之丞
木村久之丞
千葉貫一郎
木村秀之助
羽生宗十郎
鶴田弥平次
木村元次郎
中野 連
毛利藤吾
横田藤十郎
西山常藏
豊田彦之丞

輜重隊將

渡邊剛藏

井川小左衛門

淺川平三郎

水田鎌次

室町和太郎

初鳥平司

長谷川勝次郎

齋藤辰次

藤田小四郎

後藤亮次郎

岩谷武志

岩間久次郎

榎村平太郎

大谷包太郎

淺野善十

隊長

松延忠次郎
瀧口六郎

長谷川勝七

川崎謙之助

鈴木重五郎

淵口啓藏

隊長

三橋平六

小林幸八

真家元富門

栗屋元三郎

西庸太郎

渡邊金吾

奇兵軍將
乾武准正
書記

伍長

押武軍准副

飯田群藏

原勇

藤田中務

木村甚吉

深谷四郎

堀兵助

飯田次三郎

隊長

大幡外記

江木戸良平

大和田秀次郎

遠藤弥助

瀨尾藤三郎

渡邊矩之介

大地態之助

義徒懸心令

一 民家を放火、貨財婦女を侵掠す事

一 糧隊を離す事

一 首級を争、功を貪る事

一 守攻を令既、定まらざる上、私利私害を論、惑人心す事

一 不依河、市、両三人打寄、密諜致す事

一 殺害罪事

一 陣中糧、囁く事

- 逢雨より不待將命釋く、雨具を取外す事
- 鐘鼓具の所合圖行軍、臨時に道止約束、凌亂不可有之事
- 妨民事事
- 修戦より不待、亂金鼓旗、令を不弁事
- 刻限に觸る不待、竊犯、有逆速事
- 飲食順席を亂る事
- 屯營中深く不禁酒、佯、左、右、高声及喧嘩、事

以上

或人より同志に來狀、寫し、言ふ

右一揆之義、去十月迄、下野内齋宮、政區留居し得たり、其後之事、一向去り、不中、尤佐竹藩卒田延太郎、今、御、以、未、付、事、由、有、り、得、を、一、見、の、ま、り、未、可、一、取、り、重、便、今、貴、院、の、右、者、儀、尊、王、攘、夷、を、中、に、し、し、亂、暴、々、可、事、事、に、ま、り、一、尤、の、事、に、此、等、何、も、は、得、を、時、勢、切、迫、に、由、り、必、く、日、油、所、に、有、り、有、る、に、得、を、以、國、表、義、兵、爲、は、其、力、可、以、制、し、在、

希

子、五月朔日

右、同、以、事、あり、我、同、に、以、此、等、得、を、大、同、小、異、に、し、し、此、後、千葉、重、太、郎、一、の、事、に、由、り、水、戸、中、納、言、権、善、に、分、地、松、平、主、税、柳、松、平、大、炊、頭、柳、以、奮、出、せ、り、は、孫、子、一、國、必、死、の、覺、悟、に、由、り、誠、に、感、に、右、一、揆、先、一、事、横、濱、暴、發、ま、り、

高、師、上、登、り、積、り、之、由、一、揆、至、極、端、を、法、制、を、先、月、二、十、日、以、日、光、に、前、今、市、に、此、上、居、り、に、當、り、拂、ひ、は、今、に、一、回、國、太、平、山、立、筋、居、り、以、當、時、草、芥、の、有、志、者、に、右、に、由、り、今、不、中、由、何、程、深、き、考、へ、有、り、都、に、案、以、且、又、英、吉、利、亞、墨、利、和、蘭、陀、を、兼、束、自、中、長、州、に、戰、争、に、參、り、由、り、中、出、り、極、端、を、以、し、以、横、濱、に、在、り、中、に、於、て、新、墨、江、上、不、可、測、の、澤、に、誠、に、結、合、し、至、り、に、此、等、何、も、は、承、知、の、通、り、切、迫、に、去、來、に、各、自、仰、き、願、く、は、二、國、一、和、政、一、天、下、を、表、目、を、爲、す、に、以、程、を、不、中、に、有、り、不、中、に、有、り、何、卒、此、色、に、備、置、し、其、以、爲、力、偏、に、在、希、以、段、々、と、上、下、を、中、に、以、當、時、爲、す、思、ひ、又、不、但、心、に、有、り、其、事、に、以、し、不、中、

何事詔者より又々可や上は國より重太郎今月番
儀を也也々々はゆ取可成り 下略

四月日

五月某の日

中将より常如義徳の為幕府より白

之書

伏し惟手掃撫々義
皇國大積存

敵通より生をあらう方様再以上
法以此を月ある
以武以和

攘夷の大典必行可なり其望を在る
宸翰並に清ま

も攘夷防民の由先先橋原宿港に御
仰より臣等全き業の

如く日望を海に看謀を信て外夷を掃撫せん
御旨を古語

言候何し清如し不可者期限且攘夷の業有
らざる鎖港し

ち可論在忍即今攘夷の口業必
何れを我固くと橋原宿港

に儀も如何し過之志はか
皇國の人心不和既此度野

州一揆を起すは月には毒あり急報有
事此を案積存は攘

夷の
敵通不賞敵諸藩諸侯諸君
且日其其及通

高日盛物價日貴物多上下一同困窮
勢ひ此後打過りて國の威
亡を望し待て道理を諸藩士農民
に何卒攘夷の大典
は行はれ一之を此日光山祈願
橋原宿港を謀り是は一揆に及
ぬ即今も方様の留主中々
且拙者富家水府より月深し忍入
を極固く是に討てを
攘撫を説可有し
得て攘夷の基本不
お立し一揆し後追討鎮撫
おあり九忽ち又他起す禁于此
於彼制於西生於東統

皇國內亂を
其其其其
一呑噬の怨を逞
おとす必物の理若し攘夷の基本
お立し所謂兄弟
割于播外御其侮の理を却る内
亂を鎮靜し可致る
る方様の心は海府江戸城地を以
て陣營と遊海客を以て移し時
月を限て攘夷の期を
お立し此後野史一揆の後且諸方
藩伏の士攘夷の先鋒
お立しは願也是を不令し武
備充實し人心奮發
苟くも皇國義勇の士を以て満
蕃利慾し事を攘ひたりた
近給る者も百故今も攘夷
決心されんは謀り
以て實を看謀り
も何卒一定に業略し

為之極也伏願以此度野州一塔之水戸之關係者之於學爲之
頗之涉端疑得之不振三三講微表之上云云之旨多之令有仁度
之靈書來之病年之在立不待之以家來速白書着上之旨可代以
披寫之不尚家來之聽取之上以採用之在下極幸帝上之誠忘誠
惶頓首死罪

五月

御姓

五月水戸將軍上

活中 伺之事之馬

橫濱鎖港之漸之月迄之仰出之趣之者之得之其事之在願之
庫合之之三港通高今以前之河左軍竟之同迄之在之
之國内動搖之可至抑極素之冠之憤怒致之居之天下般
之人動者之之加鎖港極素之之着眼之先着前之休商之
備速之英斷之在之之掃攘之成功之不遠之人心一神
居合可之少留守方之儀之在之得之格之仰出之儀者之此人心切迫之
抑極之心之當遠隔之儀之妙法之在待彼之且其方之在抑極
之海見之向之不以各生之之不容易儀之在之百終極之形

警之在之之不得止事之体高芽在之方之於之取之心得之者
之鎖港之在之月之有兵端之測之儀無念仁之之押張鎖港之整
之百端儀之在之之之配之百於更厚之之評議者之在之
度此儀之在之之之以上

子ノ五月

天朝之 水戸殿之

仰之御沙汰之寫

水戸中納言

橫濱鎖港之儀幕府之御委任

仰出之事蹟之顯之れ

之儀幕府之御委任之勿論之得之人心之背之容易折柄深之
所念之也之在之月之在之之沙汰之通之贈大納言遺志之能之成功
之助之厚之改之在之度之實効之也
勤旨尚又松平大和守之令厚可有勵精
御沙汰之事

五月 中將公

天朝之御建白之寫

今般野少太平山之就居在之者之醜素之隨處海慢日月之
甚委若之此儀因循送先致之在之醜素吞噬之怨之逞之也

可々憂慮痛憤之餘今日一舉及此冀一擄先鋒之蒙 勅許積年之

碎身は度志愈々痛き洋礼に月微臣御名不顧愚不肖存懇請

以外事擄奪之儀に實に 皇國に大典積年

敵重今春大樹再上 洛に月を擄奪に大典必行可々

一般跋望に在るは海 宸翰並幕府に請書に我之謀に擄

事不致難く由先づ擄奪指港に 仰出は良策之極に云

得る者謀を候へ擄奪事とん欲をそし所謂侯河に清より更

不可有擄奪又擄奪に策有るは社鎖港に事論可し正惡擄

事一定に策畧ならぬを多し一港鎖関も如何に過し是は如何に預

港に 所西は有る後通高益盛物價昂貴上下に困窮此に

極るに勢ひ此儘打過りて國家の病亡を以て待て道運に痛

心焦思に到るに不始に何卒擄奪に期限速に去る所也一擄の徒始

に諸方潜伏し士に擄奪の先鋒を免は幕府也 所西は

に事多し彼等ハ勿論微臣 所名に於て也 朝恩に程深き感

戴の物も上 京は可き願答に候は得る病氣未だ回復不仕

恐心家来連白書も差上りて且彼等執卷に程希に誠惶誠恐に

首に 右に五月廿九日津田大夫上 京持参に白書也

五月備前侯 天朝に連白之儀に 微臣御名再拜頓首謹言

今般野州太平山に屯居る者 昔に封事差被り則披露は家内筋忌諱に義に去見に得る

積年擄奪の 敵重深き正惡也且 神武正氣衰頼

醜事猖獗に侮慢を痛憤悲歎之餘に不得に情實に

起る策に京に若年の中月 是非得るも不才に得る實に父齊

昭存生中一節に教示は候に 王擄奪に大體に於ては少く耳底

存一居り候に事上 京に都度 愚心に献言は幕府に

屢意衷に此に儀に候に幕府に儀に候に儀に候に儀に候に

敵重貫徹に實功に今迄迄先約天下に取願に不才に擄奪に人心

不服に候に候に僅出春大樹上 洛に擄奪指港に儀

仰出の有り一橋中納言下り、以清中上居事、正坐
 中上居事、宣叩おき、後取中納言、志願、事、故、平山、若、若、
 中上居事、有り、以、得、此、機、會、來、幕府、跡、早、急、決、し、
 中上居事、何、卒、後、志、願、道、勅、許、中、幕府、
 此、事、後、有、怒、願、素、彼、草、芥、鄙、野、の、小、人、以、此、中、上、
 志、願、切、當、至、つ、大、邦、君、子、不、可、耻、不、堪、感、激、在、於、心、
 何、卒、後、志、願、衰、程、以、衰、憐、此、為、垂、下、り、朝、恩、
 感、戴、以、儀、以、中、上、居、事、右、封、書、此、段、在、於、紙、直、取、以、執
 券、希、入、以、恐、惶、謹、言、

五月

御名

備前侯幕府、少建白、馬

此、度、野、太、平、山、在、居、者、た、感、受、難、熟、考、は、以、實、尊、
 王、様、事、の、大、義、起、り、度、の、志、情、切、當、紙、上、に、お、願、感、心
 の、至、り、中、上、居、事、上、暴、行、を、お、情、以、武、以、免、許、紙、上、に、儀、以、
 中、上、居、事、自、此、誓、ひ、を、御、控、屈、成、り、後、義、以、中、上、居、事、

皇國、正氣、心、を、消、滅、再、以、振、起、は、極、命、を、有、り、
 敵、意、中、上、居、事、鑑、察、清、く、中、上、居、事、以、忠、諫、を、お、上、り、
 天、朝、仰、識、を、以、中、上、居、事、下、り、
 各、命、を、仰、出、せ、敢、て、一、人、も、命、を、有、り、
 憂、事、を、有、り、中、上、居、事、此、信、深、く、以、中、上、居、事、考、り、
 以、哀、憐、中、上、居、事、此、信、深、く、以、中、上、居、事、考、り、
 勅、許、中、上、居、事、上、り、
 別、密、二、面、お、
 詔、を、
 御、名、

五月

御名

六月四日 治中 潜匿の者、之、を、穿、鑿、驅、獲、せ、り、
 壬、浪、土、白、昼、に、抜、身、を、携、り、搜、索、古、高、俊、次、郎、
 乳、明、堂、上、方、寺、院、所、家、に、差、別、た、り、理、不、盡、
 押、込、推、索、を、
 根、藉、淵、ふ、つ、
 茂、舎、淵、
 共、徒、の、根、本、を、固、め、ん、た、
 古、
 正、論、家、を、
 古、
 古、
 古、

捕種責官ひらり、多指の爪を指し、さうしやう有志居
所を搜索し、大高又四郎をさし武具師の家押込或と本山
の家を搜す。活中、白昼に格身の槍刀を特面行し、三糸山
池田家、さし格闘ゆ、土おさ、長あ、信沖、居るを踏込、履着を

着し、依り土人、望月、龜、孫、大、寺、格闘し、肥後人、官部、貞藏、屠
服、死、死、を、為、す。者、さ、あ、者、さ、あ、中、長、人、吉、田、利、九、八、歳、に
一旦、切、移、け、長、郎、と、海、へ、さ、れ、る、を、信、置、に、槍、を、取、り、け、け、出、し、
會、津、任、浪、人、四、五、人、切、斃、し、一、七、七、と、年、を、お、さ、り、を、戦、死、す、又、四、糸、川
端、に、長、く、の、茶、商、居、る、に、會、津、任、浪、人、達、は、突、然、こ、れ、と
此、の、物、を、子、老、婆、お、さ、り、に、け、り、は、是、も、生、傳、切、り、ぬ、す、又、土、藩
某、曙、樓、に、さ、し、料、理、店、に、酒、食、を、吃、存、け、り、を、障、子、お、さ、
り、槍、を、衝、入、し、行、服、を、た、り、土、人、言、存、し、土、お、さ、り、申、存、り、ぬ、
又、土、人、槍、を、さ、り、け、り、遠、く、い、り、言、存、せ、り、ぬ、土、人、言、存、
と、海、に、復、し、り、さ、り、け、り、土、お、さ、り、會、津、任、浪、人、成、り、り、初、め、内、に、
左、右、に、さ、り、あ、さ、り、脈、を、ぬ、り、り、さ、り、土、お、さ、り、お、さ、り、正、し、り、さ、り、月、

槍をさり、者さ、り、一、龍、一、り、會、津、の、暴、行、如、此、

六月二十二日、長あ、脱、走、久、坂、義、助、中、村、九、郎、寺、嶋、忠、三、郎、及、真、
木、和、泉、等、山、崎、離、宮、八、幡、宮、に、参、籠、す。本、藩、備、前、對、あ、さ、り、
三、藩、に、勤、願、書、を、差、出、し、諸、藩、に、廻、達、致、し、告、げ、格、闘、に、被、り、其、徒、三、百、
人、餘、轉、來、た、り、と、記、す。

山崎、本、参、籠、後、到、着、あ、り、本、藩、に、留、り、格、闘、に、被、り、勤、願、
書、を、差、出、す。備、前、對、あ、同、格、あ、り、本、藩、に、伏、見、に、留、り、格、闘、に、被、り、本、藩、
門、前、に、雄、次、郎、大、丈、と、格、闘、す。此、時、周、旋、方、等、不、強、大、丈、と、出、願、等、
定、し、諸、藩、に、廻、達、向、來、一、藩、是、の、為、り、周、旋、す。

岡、元、稻、葉、長、門、守、と、差、出、す、文、面、
天下、に、禍、變、目、睫、に、差、迫、り、り、何、れ、と、回、天、に、大、猛、衝、を、以、て、捷、伐、
膺、微、心、の、御、大、典、運、び、不、為、奉、り、三、千、季、朱、宇、内、に、阜、立、た、る。
神、阿、り、髯、膚、被、髪、り、域、に、お、り、下、り、秦、鏡、を、以、て、見、多、り、不、
堪、杞、憂、草、芥、蟻、蟻、の、微、巨、も、非、多、り、忘却、し、不、暇、憚、忌、諱、し、
石、清、水、八、幡、初、前、に、参、籠、し、血、誠、を、饗、進、し、奉、奏、言、抑、丹、身、此、

夜越りしより日夜の爲
震襟屢様事の儀
仰出

の安神奈川系約有司不取計より
四五年間妖氣怪氣天地
鬱塞
叡念何可切切
四海位北悲憤同惋
壬戌年秋
勅使以東下様事
仰智足至去集於
玉膝下

大樹より直に河を遊駟限布
仰月且 加茂 石清

水の 行幸
仰幸伊勢 神宮所
仰出思史思婦
直感激踊躍敵愾の志を勵
まぬ者より
家出計去八月十日
瀬下櫻亂三條殿其の並

主人宰相父子
勅勤より
蒙南二月に至り
西宮より

宸翰至四月關東一切の委任
仰出素々征夷府は其の任に
可成り得ん
乍怒様事より
所督責天下
帝先は率勵らむ此の
日
勅より
齟齬はむは儀
我十餘年未だ
聖所富嶽嶺
九重深遠
証欺罔の徒
之得ん
事より
事怨

系胸隔寸裂何意哀訴可は
呼天号地
不堪悲泣痛哭
事より

極公証欺罔の輩
喋口實
はる實一面着實
極公証欺罔
はる實
固猶如思
漏一日
由と百年
禍あるを顧
せざる者
付聰明
聖案を以
如燃屏
以觀破
不
事怨

深係可任
礮銃艦船
巨大を誇張
奇技淫巧
以希觀
艶稱
を怨亂一也
不可欠日用
物價を濫出
負實
益
固案をも辨
あらむ
以て用の品
有司
品
交易を多
杯を怨亂二也
東域の唐大高張
を衍述
を怨亂三也
宇内
形勢を遠觀
知彼伐謀
と面高航海
を様事
如逆燭
正事
あらむ
事怨亂四也
敵
先
畏服
戰の勝敗
を計較
を怨亂五也
方家
私計
を謀
ん
爲
世の利害
を顧
り
目前の利害
を巧説
を怨亂六也
此固猶
脩飾の心を以
醜虜の猖獗
壓倒
を事怨亂七也
恭惟
聖明英
武
夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英
武
夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

武夙
武備充實
の說
を以
を怨亂七也
恭惟
聖明英

廣校宇内之形勢且勝敗利害巨細詳悉武備強弱充實不仕者
不計議勿論之矣

皇國之君臣之義華者之辨明哲也

聖断はむと事一付戦一勝敗は預着と者一官元某國
家之學傳之勝敗にあつて國體の立不立之可者一況武備

充實の癸丑必兼乳臭黃吻の児もは實はは得る十年之久更
に驗不せん十の及今日を見れば參且必若回秘を秘回秘を秘可

得るも悲しき事秋之御中漏るる事消滅尤社の俗之變
可し必不仕と杜支烈士切齒皆兼四海昇沸可は烈炬を

然してたがく不堪憤憤を存る去八月三條殿始之處は
仰る儀如何なる

弟之洲裏は承順はめ内ハ 皇室と御翼一外ハ醜表を
掃討一 神女之高嶽の安記措むとの純志至誠はめ在

臣誓天也を哀訴し痛割 紫閣丹墀の上を執掌拮据はめ

在公緒紳の所方今日も邊陲僻遠の境より憂慮を為し得殿と
沛脱走錦少路堀とは逃去元より攘夷は先鋒の志願は

勅勅は口口信不世想像實は無迄に到るは且於宰相父子
不審中入京不仕 仰付は信是又不を得何得は父子先年未

官武は口口事は東馳西馳於洲東二百年未仕 廣興は未
以上 洛をす是は且在 京中を勿御も 如後

石清水一 行幸をす奉殊に攘夷期限を布告は日夜忘
寤食勵夜不懈 言攘は大義を盡すは布告士氣を鼓舞し

敵意道守台吉兼順は他念なきは徹と追は差出は上書は並
幸 勅始末は詳悉は畢竟十八日一擾亂三条殿始寄相父

子の 勅勅をす蒙儀全大和國 行幸軍議可は述は
事件はし出末は不仕制は事忌念は當時は事件他は非は五大海

の大冠を引受攘夷の大義断然は 仰出期限は布告は未仕
大和戦況港濊論揚は斯る形勢は 敵意は賞徹不仕

皇國は日武威海を輝き杯にお置内地は紛亂は難測は此

上の旨

五神を仰ぎて天下の士氣を平服せしむる

薄く於深東有因感奮台さくも其貫於列藩り方向を知得て

國內一致の基中かる御常 聖断ありていかに

石清水正 鳳輦御進發標者所指揮しめ遊度責難を臣

子に大義且兼て 仰親征し思はれしめ立らば存同存を

分神も時機速白はら御者 神断てしめしめ

在大和國 行幸河勢 神宮御拜し 所由信

仰出引續き十八日 授勅 立身しめ立らば存同存を

他念なく日夜眷を不忠恋 溯し至性存を立らば存同存を

宰相父子の事 天聰得て自然 官疑可しめ齊

巨出心事 巨細を極 聖諭 仰し得てしめ

は儀もいかに御常 皇國身骨を粉垂可はら御常

は時をいかに御常 所由信 仰月回天の 神断を

以倒海に大冠所掃討しめ立度不忠子祈萬禱し至るを極古

今創業中興の事 蹟を熟讀はら枕戈横梨の勞坐新嘗

膽之苦をいかに御常 獨立不羈の國をいかに御常

拓國廣地或は舊地を恢復 樂古摩し彈丸雨注の際を

禦古摩し彈丸雨注の際を 成勢はら者て世に航海者流の浮沈

密天に説くをいかに御常 策鬼籌有るは函館を

策鬼籌有るは函館を 國家に大聖於大義行時を

國家に大聖於大義行時を 則速し 所由信

則速し 所由信 以實驗 關東に御督責しめ遊且三條殿始寄相父子

以實驗 關東に御督責しめ遊且三條殿始寄相父子 心を

心を 聖断 心覆戴し向函館をいかに御常 聖断

心覆戴し向函館をいかに御常 聖断 此れをいかに御常

此れをいかに御常 聖断 掃討非終祈禱而行し鬼神を

掃討非終祈禱而行し鬼神を 尊誓神明日月萬死を

尊誓神明日月萬死を 行幸し靈地草木も皆

行幸し靈地草木も皆 翠華し飾先をいかに御常

行幸し靈地草木も皆 翠華し飾先をいかに御常 不堪感慨し

不堪感慨し 至誠恐誠惶再拜 誓首敬白

元治元甲子六月日

草莽微臣

濱 忠三郎
松野三平
野 唯人
牛敷春三郎
入江九一

右姓名々々返る濱の真木松野と久坂野と中村牛敷等々
寺嶋山等々冬籠り後々其の長物太史福原越後三百餘
人等々伏見着て急々歎氣々為淵東の少僧と富國許
脱走して後山寺八幡宮籠り多々探常一洗哀訴を捧げ
其の細福原等々伏見を奔る諸代、届々東行見合を鎮
持為す趣あり也 者々伏見を帯是の月廿八九日福原等々別
隊本營又々剛の黨二百人餘伏見より嵯峨天龍寺に籠り山崎
同族哀訴指し出れ人数天龍寺に移り時 洛中多々の街道を行
此の會同暴徒之言生れ會合 禁裏に入り病中と
武家臣等湖に乘物橋附家来出立の儀あり 所新主人

を助上より且 命を待たぬ九門と白昼に鎖此事流布
七十二公卿大不敬刑罰未嘗有罪也 後々此事を
朝廷より出せしめしめ諸藩より其の罪を正せん事を欲し
中藩よりもたしめたる也 五年甲子
頃白長高士 洛中、屯聚は義を口實とし、勿卒の將
の乘りて 薩摩軍を擁 遷幸をなす段密に
未企向も有る由物々々其の街談巷説々々其の傳り近
來々事往彼是熟考は得る全密説々々有るは其の如し
松柳 京都 所動坐の儀は台怨天下の所一大事
は其の古昔源平南北の乱等或は暴臣己の利を以て是を必要
或は姑息の計を以て遊杯々々 中近幸の如し
皇威不可挽回立ふるの覆撤毎々有るに
遺憾は其の如し方今如何に形勢を中近 然議を
惑亂を向ひしめを決し 所動揺可なり其の如し
動輒を種々の悲語を設け 聲響々々下々兵器を携へ騷擾

及ひ平治 天朝を善むる者有之 抑々唐突及言上

上を善むる者有之 既去八月十八日今年去月二
十七日の事等を一語にせしむる事上下壅蔽事候難通なる事
上は下も自ら古昔の事蹟等なり 思召出ぬ何れ

所驚動なきは 上は下も安んずる事候元來棟事之
所固是着眼し異同より差犯り難く 彼源平南北の時勢は
隔絶を違へ俄々方今苟も存討 上は下も抗し 下は上も

道運身決し 上は下も却る勿卒存討 中は下も抗し 下は上も
會を以て不可謂し 所危難を醸し 中は下も抗し 下は上も
我事一左様し 様を見し得る不存待 朝命 湖下馳

参し乍悲 玉體を守護 宸襟を可き安んず何分
何れ儀中出た者も確約所凝重 萬葉し 所侍
裁を不ぬ失親愛 所宗廟 所神は為天下

切迫し形勢河を流照止義は月私以下 京に者を一回奉

死を犯し 泣血を絶えぬ此段可成所執 参上下度存待
誠恐誠惶再拝 敬白

七月十日

松平相模守家元

津田雄次郎
鶴殿全水介

右二十七日 長女藩お 寄暴装致す 月速く追討

二條殿下入脱 會津彦根同く 鳳輦を促す

彦根 迂幸し企て巧み大津の濱に歳十艘の用舟を調置

事 不暇に世間お知し長藩の一動揺を待て 生慮を棄

玉座をを動長く 朝敵をたす ちも策也 棟

向

索者 七月七日 太平山の戦後 手始の合戦を為し 春來鎮藩 山田在

江戸より東牧を駕り

七月七日手帳同十三日合戦のたき常州筑波山楯籠り惣勢九
三千人討大将分田丸箱之右衛門戸田より由右討手より中多
修理永見貞之丞日使番小山玄蕃右三人を討死松平右京亮
只加勢之内箱籠三人討死牧野中守家来步兵六人
討死浪人大将分三人討死十五日十六日追討手十三大名旗本宛
三子十六日惣大将田沼玄蕃頭加勢山臺佐竹南部右の
次第義経中より強勢より日く付直ひり右野原越え七日
夜多方院より陣屋を浪人方より致夜討り浪人勢勝利を得
此時右旗本勢討死三百八十人討義経方討死三人手負十
六人而已右陣屋所不焼焼拂ひ武器馬具兵糧等皆致分
捕りし旗本方は大敗北に散乱し又より小山村より数陣取
居る由

一尚六月廿七日小金原水戸藩五千斗國許より致出張河内將
軍家より攘夷をせしむり尚手より早く攘夷可致しと云る百

姓所人のこそ差別者志し者たとも夥せ月随ひ隊出張り由り
事

七月十九日 市所擾亂の源長少長訴を壅蔽し遂に長人の
憤をばせしめし正議を主張し市方こそ

有栖川宮鷹司殿中山殿三條殿鳥丸殿平松殿五條殿始々七十二公卿諸藩の
本藩備前對州に在り水戸高松等奸佞に從ふ 中川宮

山階宮二條殿下近衛殿徳大寺殿雷田より御多し 一橋公
會津藩少長根柢名等隠謀を致し正論を挫け致し物申
長人粗暴を動き 九所門内をさしめしと云る 一橋公

所置る者ありしと云ふ 此時一橋公より主護惣督也
一橋公より 天朝より此後より所置る者は半々事 左右

一々輔佐を為し者より原市より進梅澤孫右郎黒川嘉兵
衛等の邪偏より議し諸藩より正論を厭ひ邪道を行ふ

天地より咎あり大賊なり七月八日八幡谷参籠の後より勢願
事出さし一尚一切は委任す長藩留守居乃美織江を居り

段(三論)一有(一)極(一)此段長也大夫も多人敷引連
引取降(一)也者(一)方(一)獄(一)も重(一)力(一)可(一)致(一)は論(一)一(一)半(一)乃(一)美
織(一)江(一)も感(一)泣(一)を(一)有(一)一(一)早(一)伏(一)見(一)下(一)君(一)越(一)を(一)以(一)惣(一)方(一)中(一)の(一)光
明(一)寺(一)天(一)龍(一)寺(一)人(一)敷(一)引(一)出(一)け(一)追(一)る(一)八(一)幡(一)天(一)王(一)寺(一)も(一)引(一)拂(一)可(一)く
霞(一)中(一)藩(一)對(一)也(一)二(一)藩(一)一(一)因(一)旋(一)方(一)を(一)有(一)一(一)宿(一)之(一)山(一)部(一)集(一)太(一)大
西(一)清(一)太(一)出(一)れ(一)一(一)橋(一)も(一)一(一)君(一)極(一)を(一)以(一)二(一)藩(一)一(一)論(一)一(一)後(一)に(一)
河(一)内(一)氏(一)有(一)一(一)案(一)十(一)五(一)日(一)鶴(一)殿(一)大(一)夫(一)山(一)部(一)集(一)太(一)大(一)西(一)清(一)太(一)一(一)橋(一)殿(一)
參(一)り(一)先(一)の(一)河(一)内(一)氏(一)を(一)於(一)又(一)根(一)押(一)致(一)一(一)れ(一)一(一)橋(一)も(一)返(一)る(一)
長(一)少(一)假(一)令(一)浪(一)華(一)返(一)引(一)取(一)を(一)容(一)易(一)と(一)す(一)只(一)所(一)置(一)付(一)す(一)國(一)許(一)に
引(一)取(一)り(一)上(一)大(一)夫(一)を(一)以(一)改(一)之(一)一(一)款(一)願(一)差(一)出(一)一(一)ま(一)る(一)幕(一)府(一)に(一)出(一)し(一)
の上(一)天(一)朝(一)に(一)伺(一)ひ(一)ま(一)る(一)一(一)寄(一)相(一)父(一)子(一)を(一)浪(一)華(一)返(一)引(一)取(一)り(一)以(一)乳
間(一)生(一)り(一)す(一)一(一)分(一)條(一)厘(一)立(一)り(一)入(一)一(一)京(一)も(一)河(一)内(一)氏(一)を(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)一(一)切(一)と
以(一)河(一)内(一)氏(一)有(一)一(一)前(一)の(一)も(一)浪(一)華(一)返(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)一(一)切(一)と
以(一)重(一)力(一)を(一)極(一)一(一)也(一)如(一)此(一)互(一)覆(一)の(一)日(一)河(一)内(一)氏(一)鶴(一)殿(一)大(一)夫(一)始(一)早(一)速

答(一)不及(一)一(一)先(一)歸(一)郎(一)涉(一)論(一)上(一)に(一)返(一)る(一)可(一)は(一)一(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)也(一)
藩(一)郎(一)論(一)識(一)ハ(一)洋(一)一(一)橋(一)も(一)一(一)河(一)内(一)氏(一)極(一)を(一)以(一)一(一)橋(一)通(一)る(一)可(一)致(一)る(一)
得(一)る(一)因(一)施(一)振(一)を(一)決(一)一(一)致(一)一(一)不(一)一(一)橋(一)も(一)上(一)可(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)也(一)當(一)十(一)
日(一)國(一)司(一)信(一)濃(一)鎮(一)に(一)在(一)り(一)一(一)嶺(一)天(一)龍(一)寺(一)に(一)敷(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)信(一)濃(一)福
留(一)守(一)也(一)由(一)會(一)津(一)彦(一)根(一)藩(一)也(一)頻(一)人(一)敷(一)極(一)出(一)一(一)長(一)少(一)追(一)討(一)の
詔(一)を(一)請(一)ひ(一)し(一)得(一)る(一)正(一)議(一)堂(一)上(一)方(一)屬(一)一(一)速(一)白(一)も(一)重(一)力(一)を(一)極(一)一(一)決(一)議(一)を(一)十
四(一)日(一)夕(一)益(一)田(一)右(一)衛(一)門(一)佐(一)至(一)者(一)八(一)幡(一)天(一)王(一)寺(一)に(一)案(一)未(一)詳(一)回(一)日(一)毛(一)利(一)讚(一)岐(一)守
松(一)浪(一)華(一)返(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)一(一)十八(一)日(一)幕(一)府(一)に(一)大(一)目(一)見(一)伏(一)見(一)に(一)參(一)る(一)福(一)永
抵(一)後(一)西(一)會(一)に(一)言(一)曰(一)山(一)崎(一)天(一)龍(一)寺(一)伏(一)見(一)三(一)案(一)人(一)衆(一)今(一)夜(一)亥(一)中(一)刻
迄(一)是(一)形(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)一(一)刻(一)限(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)一(一)速(一)追(一)討(一)可(一)
仰(一)付(一)り(一)置(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)一(一)長(一)益(一)憤(一)激(一)一(一)最(一)早(一)致(一)一(一)方(一)に(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)
君(一)側(一)の(一)好(一)を(一)請(一)也(一)天(一)日(一)の(一)光(一)を(一)著(一)一(一)一(一)目(一)指(一)敵(一)に(一)會(一)津(一)の
一(一)引(一)取(一)り(一)し(一)得(一)る(一)一(一)定(一)議(一)に(一)于(一)河(一)會(一)賊(一)先(一)月(一)に(一)河(一)花(一)富(一)を(一)極
借(一)一(一)所(一)等(一)他(一)内(一)に(一)屯(一)一(一)在(一)る(一)極(一)一(一)長(一)人(一)引(一)出(一)一(一)極(一)戰(一)一(一)軍(一)を(一)設
け(一)て(一)謀(一)慮(一)を(一)唱(一)一(一)戰(一)事(一)を(一)贈(一)り(一)ら(一)る(一)

當月十日長州より 本藩に使者ありて其旨を奉報

仰上

布紙

一 京都の形勢益切迫を承りて 皇國安危の所決臣子

之不忍望視速に進發 幕下清攘及び攘夷の圖を以て

抗はるるの内合らるるを以て急務あり 有るに得るを以て

忠告を以て

一 右道若くは第一兵糧器械等欠乏に及ぶを以て自志して

國柄を以て借を承りて兵糧器械を以て道路隔絶を以て

を以て儀を以て得るに取留るるを以て下りて頼るるを以て

一 可はるる

一 所定若くは 至上疑惑を以て 在るに因旋方之儀を以て

仰上

一 外夷襲来に取撥りて為急進以て敵等日揮出に 忠切之

段厚くは頼り仰上

別紙

一 別紙の條に在るに物々たるものありて 越も有るに月前廣可被

渡りて安んじしものありて 變動内を浪人脱走は是差掛り

斗合を以て思召し分此上の以て承りて御るるを以て

以て助成等々を以て承りて下りて頼るるを以て

別紙

第一浪士一連

第二福永越後一連

第三旋撃一連 国司信濃一連

第四毛利讃守一連

第五益田右衛門介一連

以上

第一發攘夷國是の歎願七卿兩公所究罪之哀訴

第二發關東下向の實途中の變動を以て義士等

第三發浪士鎮靜

第四卷

京都五日の變動は月狼藉者為穿鑿最盛なる

右の通名義を以て弟一と改め得る編多き案等四卷を以て肝要
の事勿論なり元來堺所の變干戈を以て警備と案傷人
出張は極今以不審を考存る實此度又々同様に以て弟一と改

朝廷は威徳を以て

輦下數多の狼藉と群集暴行を働き
所一大事一旦武門の面目も不を立儀と月若寺狼藉者見當りた
一戦 嗣下清標等の所國是を立儀は後々の趣を以て要務と

改めし事

右の通名義を以て弟一と改め得る編多き案等四卷を以て肝要
十五日御名代より内近頭様御上 京上策は授けし趣

長州御赦免の儀を以て 神妙何處迄も不實を因縁と有る

事

外患切迫し御の内援を乞ふに彼等御申下陷りて是又格別
中より得る必しも親しく舊督之政を以て是又格別と立置
儀ゆゑ之以上上立置も強敵に似たりや御申下陷りて是又格別

浪花山崎等討長

命下り是右の趣 禁闕に守衛

廣くは御申下陷りて是又格別と立置 御申下陷りて是又格別

才より人物引足る難くは御申下陷りて是又格別と立置

京より者も御申下陷りて是又格別と立置 禁闕に命を捨てる

罷出りた説諭の親友を以て御申下陷りて是又格別と立置

自物寄相父子及び末家國者其他数人出 京不致り大坂山

崎路等之道者も御申下陷りて是又格別と立置 法外に御申下

御傍觀より御申下陷りて是又格別と立置

長藩は舊督會衆と從父兄弟私に別れ得る両方大假令急援

を乞ひた可断事利用旋り者一兩人差出し常服を畿内戦闘

對 天朝に怨れ不少し道を以て既得和之入る儀も尤可

有る事

會衆等其他より以 勅命人数違ふは是れ外患に折柄

從 天朝内援を願ひ所の所置を以て御飽正し是れ

強し御採用を以て人数出得る打ち手も徳子及理解其上

強し御採用を以て人数出得る打ち手も徳子及理解其上

御採用を以て時を待觀し外を他但し
勅命を以て打手出
るも回所也

伏見道に先づ羽道に押し進上
京可致樂ひおたし得る其

節差高き主水介以下滞
京中半人敷去秋一巻迄

和又寛典を以て所置可や
勅命を以て内を飽近入
京指押へし得る事

元より多人敷連を以て父子
御登りしもの事
得る急後剛強

長人及び脱人等彼等より
庶暴に所業聊も有る得る連
揮し出し他は後取し長高
御赦免因旋致しる事

天幕 御思ふを不らぬ
庶の實心を出し儀又押し上
京且祖暴押し彼を干戈を
動かし至て致討伐事又

御思ふを不らぬ實心を出し
此迄に主水介より過日但馬
始列席し御可や御思ふ
儀今更不し及得る雄江郎以下

番邸も亦合在番江等武用の
事無く乍し 天下の御大事に深

係致し儀之又配下も急後
中御思ふを以て惣軍方向
先以て

故職を以て得る外向用旋
しる事 主水之介雄江郎
頭を行た者

能く及御可取し事
他人西舎儀を最早是迄
遠く集會し及る主水介以上

因旋方に至る途我一見識
貴き心侍肝要なり此度
着向ひ人数

多儀儀付叩し他人西舎
儀を以て心を可や事
但遊歩道門

中儀主水介考有る儀
御思ふを以て各可や事
頭支配下儀

事の心可や事
火天長途に旅行此度
儀を殊々大切の儀
非ず者有る事

御思ふを以て大義を
得る西舎を不逆
残さし格頭夫の戦兵

御思ふを以て可や事
御思ふを以て可や事

御思ふを以て可や事
御思ふを以て可や事

七月十五日

七月十九日未明 本宿惣督鶴殿津田兩大夫惣兵引連

九市門内と探入し 有栖川宮御守殿より一語今曉天山

崎天龍寺伏見三雲の長人 洛中へ押入伏見より福原益田

二手、別益田を伏見を守る居福系一手を引渡す藤の英助遠
橋彦根の國メを打敗す夫より伏見海道黒川前戸田勢の國メを
敗る事、堺所市川分近迫し右福系にメり備、佐久間佐三甫多
治を考當り戦ひの時士卒の手負を引一度伏見を引返す夫より
竹田街道進み、富伏見馬掛ヶ場より彦根勢に出會又一戦
争して事、天龍寺を引取先手脱當之坂儀助真木和泉
治先鷹司殿裏口より富富内に入り向側九條殿は富富内外
陣取を富越前勢を不意に搦合し打たす又天
龍寺より富富長人等下立賣通るを
九所門不道了
夫より二手、別中立賣市川と中村九郎鈴市川と木嶋
又富内より豊薩會彦素拒き頻り砲者も多故長人より
小銃を以て打合左右多少に死人此戦を始む河田左之馬中賣
市川等と戦ふ中村九郎對し此度、拳動對
天朝不敵粗
暴に至り、本藩より圍徒是迄也、ヤ、解り取是と
長人伏見押出、引續き圍徒、居る所を、堺

所、鷹司殿より越前勢より燒玉を打込、此手の勢も破れ
又坂義助此所より自解、此時真木和泉始先を餘他の脱當
向ひ長女當り、この事此所より是非も打死の覺悟、一先
天王山を引取再搦り、是れ、真木始先二十人中、真九
は備、切て出られ、圍の勢も、道を并き通る、八
討に、戦ふ、長人引取られ、夫より會當燒玉を以て、
活中の人家、暴發す是金、
上をさす、
輦を舉ぐ、第也、
天威、
治、
久世、
田、
真木、
朝命、

八幡田
天王山
松平時之助
今より會の人数迫り、得河を、
大義を以て、今日至

討死に致し... 義直... 三度... 謝... 別... 取... 走... 屠... 服...

久留米人 貞木和泉守平保臣 千屋栄次郎菅原孝健 菅原

加藤常吉任重 松山深藏橘正夫 田国俊三郎

久恒 上岡膽治橘正敏 岸上弘安臣 廣田精一執中

小坂小次郎源雄宗 尾崎幸之進藤原基 那須俊

伊藤甲之助藤原和義 柳井健次友政 中原良之助藤原定確

平藤重任 安藤真之助強恕 原道太盾雄 松浦八郎寛

敏 青木與三郎 津田受之助 加屋四郎藤

原時雄 内田弥三郎藤原秀行 中津彦太郎藤原

義直 酒井庄之助直則 大澤逸平直行 若杉廣

之進 安藤誠之助 高木元右衛門源直久 西島龜太郎

川島武次郎貞吉 高木元右衛門源直久 粟谷良之助

部春藏中原増正 谷口直本加賀守 栗谷良之助

彦山水谷左門 糸鼻川松山龍藏 曳田亥二

八月八日長後人戦争... 山崎方濱野忠兵衛總督松野

三平忠勇隊貞木外記隊中... 松山良三氣多郡青屋七之丞

九月廿七日... 上公七月十七日... 神箭本宛

脊負、頭、白布を戴き、足、白布を巻き、櫛
尊、お調、
亥の上刻、具鼓、合、馬を以て、進、其、は、西山、麓、より、行、軍、は、榎、木
あり、於、て、休、止、致、し、銃、を、手、に、持、ち、て、整、へ、軍、の、下、刻、桂、川、と、河
り、十九、日、卯、の、刻、七、条、に、押、入、杉、原、道、了、出、陣、所、節、り、又、柳、馬、傷
節、後、九、太、町、出、鷹、司、殿、東、に、裏、に、こ、こ、開、き、こ、こ、中、に、殿、下、は、産
に、居、出、お、調、は、此、阿、殿、下、直、に、は、河、を、有、り、お、調、は、越、き、こ、こ、採
り、自、を、程、四、方、より、好、賊、を、押、寄、大、小、砲、を、打、け、り、同、く、殿、下、は、
退、き、お、調、は、方、を、領、義、東、に、裏、に、こ、こ、九、田、町、道、了、西、の、方、に、切、出、大、軍、戦
及、び、お、調、は、又、東、寺、町、通、り、好、賊、を、手、に、持、ち、味、方、東、西、敵、を、掃、
辰、の、刻、より、午、の、下、刻、迄、彼、我、砲、戦、致、し、程、を、不、積、り、て、黒、洞、中、
より、彈、丸、矢、石、を、犯、し、槍、を、入、敵、勢、散、り、追、撃、致、し、敵、の、本、根、會
落、三、手、より、由、山、崎、表、く、引、移、り、何、れ、味、方、より
御、所、若、者、砲、戦、
を、固、く、禁、制、し、中、に、は、味、方、將、士、初、め、久、坂、玄、隨、鷹、司、殿、下、於、て、刻
服、仕、心、底、に、お、調、は、の、依、り、私、も、今、より、拳、數、百、人、の、命、を、司、り、た、め、り、
未、だ、決、戦、の、處、置、れ、る、官、に、刻、服、の、事、は、一、人、前、武、士、の、處、置

より、將、の、所、為、り、と、似、合、を、在、り、亦、も、兼、り、敵、に、心、得、の、落、好、會
賊、の、旗、より、大、戦、の、上、勝、敗、の、時、を、固、く、刻、服、し、中、に、可、然、と、致、討
論、を、得、り、去、隨、何、令、承、知、不、致、す、の、以、て、は、眞、の、お、調、は、と、刻、服、し、決、心
尤、密、に、何、れ、り、彈、丸、の、手、に、疵、を、受、難、深、く、由、も、お、調、は、の、若、者、才、真、木
和、泉、を、引、出、し、前、文、に、争、戦、を、お、調、は、の、若、者、討論、し、義、士、落、千、屋、榮
次、郎、宇、都、官、落、山、岸、上、弘、杯、承、知、致、し、居、り、相、山、崎、と、表、し、取、り、お、調、は、
司、信、濃、益、田、右、馬、の、佐、渡、お、調、は、上、掛、お、調、は、西、宮、直、生、の、引、取、り、お、調、は、
を、一、人、も、不、お、調、は、の、引、取、り、お、調、は、の、引、取、り、お、調、は、の、引、取、り、
を、遮、り、連、り、三、四、人、の、勢、を、以、て、敵、通、信、を、容、貌、を、度、し、敵、勢、お、調、は、
を、察、清、し、鳴、り、丹、波、路、出、我、の、舟、或、は、浮、き、賊、の、目、を、忍、び、尊、願、地、に、
漸、く、お、調、は、の、若、者、の、引、取、り、お、調、は、の、引、取、り、お、調、は、の、引、取、り、
尊、願、一、段、宜、を、は、榎、覺、り、下、夜、を、希、り、以上

子八月今出八日
秋田縣雄勝

官版經典郎錄

十九日変動、敵國、信濃鎧櫃を被る中、宰相父子、軍令條有、會賊拾取、是を以て、其責罪の只字、亦、嗚呼、長人狼狽敗走の倅、遺感千萬あり

條、

一 今度、方、上、京、付、諸隊、者、預、置、諸事、後、可、信、轉、事、

一 組、中、者、之、令、を、伍、隊、に、受、け、伍、隊、之、令、を、伍、長、に、受、諸、隊、一、和、為、肝、要、事、

一 私、寇、を、不、及、し、輕、舉、妄、動、大、事、を、誤、し、義、尤、嚴、禁、之、事、

一 惣、而、此、禮、之、振、込、者、之、間、知、事、

一 國、家、動、靜、を、獨、り、他、漏、は、ら、ぬ、事、

一 茨、沼、大、酒、寺、の、禁、止、之、事、

一 潛、上、窓、飾、之、衣、服、を、勿、論、之、申、可、改、惣、而、諸、士、匹、夫、を、貴、賤、の、分、限、不、可、亂、事、

右、之、條、を、違、背、し、者、於、者、之、軍、律、を、以、て、其、糾、品、を、切、後、

可、中、付、之、也、元、治、元、年、六、月、父、子、黑、印、〇〇、國、司、信、濃、殿、

十九日二十日、薩、賊、會、好、天、龍、寺、伏、見、山、崎、等、之、放、火、致、離、宮、

八、幡、宮、も、灰、燼、と、成、す、二十七日、有、栖、川、宮、を、始、末、之、鷹、司、鳥、

九、中、山、五、條、平、松、此、條、數、千、卿、所、遺、責、所、函、開、之、也、

中、務、卿、宮、帥、宮、

去、十、八、日、一、舉、舟、は、不、審、之、災、を、由、り、所、謂、中、止、參、

朝、事、

不、他、行、並、他、人、面、命、等、り、止、之、事、

七月廿七日

有、栖、川、宮、は、家、事、粟、津、殿、河、吉、と、尋、儀、者、之、病、事、之、

力、押、下、附、添、着、居、只、今、下、總、旨、所、後、所、に、可、存、出、旨、を、通、者、之、

格、格、之、以、上、

七月廿七日

所、司、代、之、通、仙、臺、之、廻、州、を、以、て、申、上、

去、十、九、日、長、久、兵、衛、之、申、上、

禁、湖、之、防、禁、砲、之、旨、以、諸、代、

有るは得多遊散々、孫黨生國姓名を愛、孫潛伏居り、計は百家中未、直爲愛遊穿整、沿居る者有るは、兵捕所を所、所く可差出

七月日

大坂長州藏屋を也、たに會人至浪人取、前、由依、日雇の、の、也、云、得、一、人、も、行、り、及、居、り、積、多、く、雇、ひ、ら、せ、た、り、町、を、行、り、は、商、賣、の、途、書、き、寫、

從、京都、仰、出、り、事、者、は、月、當、表、長、州、在、居、

要、卒、別、り、拂、ひ、中、渡、り、月、自、治、如、何、極、り、所、行、可、及、才、殺、計、の、百、此、後、事、の、爲、心、得、中、達、書、云、以

七月二十二日

松平相模守殿

留主居中

七月二十三日、伐長、儀、自

松平大膳大夫儀、兼、禁入

松平大隅守

徳永主税

天幕

仰出、寫

高、雲、陪、臣、福、系、越、後、之、

名、を、致、願、許、し、之、旨、強、許、國、の、信、濃、並、因、右、所、佐、等、追、之、差、出、り、之、御、寛、大、仁、慈、を、以、り、雖、極、之、更、之、を、悔、悟、之、意、言、を、左、在、寄、る、不、容、易、之、を、會、既、之、自、分、兵、端、を、割、き、對、禁、制、者、砲、の、業、を、衆、輕、め、り、加、之、父、子、黒、印、之、軍、令、條、授、國、司、信、濃、之、由、金、之、軍、謀、願、之、就、之、防、長、之、押、寄、速、之、追、討、可、有、之、事、

七月廿三日

右、殿、從、仰、出、り、事、者、追、討、有、之、旨、速、之、軍、勢、

國、許、に、お、拘、之、差、圖、を、待、可、事、を、從、彼、高、動、防、之、不、及、差、圖、に、擊、入、討、戮、可、及、致、但、事、平、の、口、並、陣、掛、日、限、以、決、議、可、可、也、也、事、

長州追討揚出、左、道、幕、令、有、之、

一ノ先、市名

二ノ手、亀井、隱岐守

三番手、松平、左、近、將、監

中軍、松平、出、羽、守

山陽道討手之面、古、統、事、

後備加賀中納言家光長大隅守

長安津征伐リ 仰出の旨より其の面を通りて心得去月廿四日
連の國元ヲ揃置り人数早く揃出 去月下旬より末月十日は
之限の石見の國に集會差出候事待て申上り自彼高動候事
不待差出攻入謀懸可者

但一人爲り少の家々より應 匿兵難平差出 雜入
可成事の省事可申上り且又大小の舟急に取申上り可成事

八月

八月長安家光清水濱左郎藤原連等 取次申上り差出申上り
歎氣罵

去月廿八日 有私家來脱走の者在諸浪士共
取出及騒擾の趣不存候 朝廷次第先達之應只屬申上
置り安否一併脱走の者有候 國司信濃差出候事
益田吉貞の介福永兼清申出候事 從從候 可成事
而脱走の者 諸私等同氏長門守宿志を取違自己の不問を候

書付の事 去月廿八日 終及騒擾の趣不存候
付吾三人の者 其家毛利涉路先此候事 此候事
只差向候又父子の候事 不存候 申上り 方不行而後
只差向候又父子の候事 不存候 申上り 方不行而後
分所候事 仰付申上り候事

八月

七月下旬景山勅遣事 信濃常山に参るに郎事付

今般家來り者 而人英舟等組横濱より在歸り 報知候事
臣子に分付候事 難容極者

有儀者 途為はは上 京暫く 差知候事 待て候事 於大坂
以迄 難於途年 承江申候事 國江に在候事 取敢申上り
以上

七月廿二日

長安より 中將公に上り申上り候事 持之御遣持候事

杉平大膳大夫

一 勝者、敵の艦を以て國使可ら出せし隙、重忠の如く今般
京の要衝に趣不一方に舟を承知の上、所安思可出物、以て
威より此上黙力回心、歩隊可及、以て先遣なる不昂、流石心も度、所希
只は、海軍の以て者、差敵、以ての事

一 前月、英佛米蘭諸邦、軍艦十八艘、赤間、開、船、東豊前地方
に繫舟、翌五日、中列、彼、及、砲撃、以、月、諸、艦、隔、大、砲、打、撃、
烈、愛、五、戦、竟、陸、戦、五、半、五、日、兩、日、の、間、苦、戦、付、勝、敗、互、有、之、
舟、人、數、十、人、打、倒、一、時、方、も、打、死、可、負、等、者、有、之、
海、軍、先、是、迄、一、時、不、取、敢、は、由、上、也

八月九日

松平大膳大夫

一 前月、四、日、英、佛、米、蘭、諸、邦、赤、間、之、開、船、艦、十、五、及、戦、舟、以、先、遣、上
り、由、は、置、之、敵、人、に、ゆ、め、ゆ、之、實、は、度、家、元、を、し、之、
其、之、暴、者、を、興、一、及、擾、亂、台、恐、存、驚、
北、背、之、事、一、と、中、一、一、二、方、不、行、而、月、日、夜、忍、懼、は、以、般
是、又、十、出、軍、一、通、一、之、ゆ、め、彼、是、の、趣、は、多、く、擾、者、一、我、一、國、私、闘、之、

所、を、し、敵、不、得、止、和、議、を、講、一、舟、を、他、舟、を、取、計、は、は、此、般、
少、百、重、之、積、を、存、上、

八月十四日

松平大膳大夫

一 八月、五、日、末、の、中、列、豊、前、一、方、長、門、の、浦、に、英、佛、米、蘭、之、諸、邦、
艦、舟、數、十、を、共、出、一、一、之、擾、一、者、船、一、一、之、行、之、事、舟、人、一、四、不
以、之、を、防、者、死、之、百、數、舟、も、半、暮、ら、し、時、有、之、

一 六日、未、明、舟、人、一、一、者、船、を、存、ひ、逃、一、一、烈、愛、戦、舟、者、一、中、の、列、
舟、也、一、此、の、一、長、府、前、同、檀、の、浦、角、右、は、臺、場、一、之、戦、舟、

一 七日、朝、五、時、又、一、舟、人、者、船、を、存、ひ、戦、舟、も、半、暮、ら、し、此、の、長、門、
海、軍、之、行、一、勝、算、一、之、也、一、一、先、列、此、渡、ひ、舟、果、一、一、檀、の、浦、前、
至、同、浦、津、舟、自、分、也、を、救、一、一、先、列、此、渡、ひ、舟、果、一、一、檀、の、浦、前、
同、上、陸、大、砲、奪、ひ、去、り、け、り、内、地、雷、火、五、發、一、一、盡、ん、子、死、傷、者、之、
併、一、尚、不、屈、舟、人、大、砲、過、半、船、積、入、り、去、今、日、一、一、長、門、之、松、山、に、
表、八、里、者、一、之、松、山、郡、近、浦、也、

一 八日、朝、五、時、舟、人、一、一、者、船、を、存、ひ、逃、一、一、長、府、砲、臺、上、陸、大、砲、奪、

ひ射し續て出島陣に上陸す。大勢ひ取らば陣角に放火し此火山の方十
丁斗を燒此日三條公壬生東久世兩公を以向伴右長門守柳口出陣者
少郡守近江出馬敵の前に在の之決して後を却るるは敵陣者
之

一 九日朝五時許人々も亦出陣す。主船を安返す。右長府を始とす
爲近江出陣傷五ヶ所。且陣に在り大砲悉く奪取す。同出陣傷
陣角も悉く火を放退去り此は信公再下少郡駐り出馬敵を既
和之講。長門守柳舟本宿より少郡に在り。途申すは出陣
し。以引取るるも右十八艘の赤艦の内大艦四艘長八十八間位より
百間位大砲三艘も備へる。八十艘あり。船の方七艘七七艘も
之。之禮。凡百四五艘。完も備へり。拾一艘長七十七間位大砲二艘
も備へ七十艘。左の分三艘長四十五間位大砲三艘。拾五艘
同八月長州下の関新の惣長傷打破り船將手負
長州和陸す

一 下の関より船將「キリスト」名を船名に得勝利太尼亞ヘルニス舟より今

タ十時出陣し着き。之を便しと得。我等下の関より今隊より軍艦
一隊に働きを罷記する事なり

一 第九月一日シヤニロー船並ニタキアシク船娘島に着。翌二日午時軍
艦一隊の着き。第三日早天軍艦の隊。滋戸に道。第四日
了隊。佐々分配。凡則タル。船キスフリワキス船メターレコロイス船バロス
サ一船シヤニロー船並ニハルト船等。大船ヲタル。船の船將を隊長
とす。第五隊。定免南の西方。構。ベルニス船。ダニセイター。船アムト
ルム船。メテユサ一船。ニキユイターの船。船ヲヘルニス船の船將を以て隊
長とす。第六隊。小の東に備。於ユウーイルユス船。ニクラル船
シメラニス船等。大船三艘。遊軍隊。之を中兵子駐屯せり
放散を掃す事なり。又方回す。始々激戦を列する事なり

一 碇場より船將へエースの指揮より第一隊。船艦を見
掛。出陣。若砲を。第二隊。船艦を。筒先也。道。行。天切。ふ
ち。第五日。昼。後。五時。砲。を。止。免。之。翌。朝。九時。コロ子。官。ソ。ウ。ル
各ブリカーテ隊を以て下の関に道。之を道。理。之。向。空。着。陸。を。奪。取。ひ

取つ多別軍兵を返船の上陸場を去海し、新主領のアレキサンデル
の指揮一隊を向ひ砲撃す。日本方軍兵も砲撃を以て砲
台ブリカーテ隊の惣軍勢を。日本方砲七の野戦砲を以て砲
撃す。その台を見かけ取つ返。水丈の左半より海軍兵卒は去
り道に以て既、基隆守衛の佛朗西並和蘭艦を海船を
日本方を船長の近寄りをたゞ頼り、砲撃す。ユウイリユス船將アリキサ
ントル並船將テコールセーは他より去り、先づ道に負取人たむ
し、船もこの間を震ひ、海軍兵卒を去り、取つ大砲を奪ひ、去
り軍兵返船をす。

一 第一隊 軍艦 南の西入口より来る砲艦を向ひ第四日、惣軍
を打碎す。サニナルカーフラン（彼方ニ唱ル地名） 浪戸の周りに備へり。大砲を悉
く合中す。英佛蘭 軍艦中、向ひ第九日和陸の旗所に見たり。
長女の重役ユライリスル船も去り、十五日十六日、下の船に於て長女の
團主水師提督も指揮、後より面合、向ひり。たむ。
一 激戦中、水師提督の旗を夕ニセニター船に曳き移り、（旗を移らば提督も死す）

且第一隊 大軍艦 田の浦と廻り、此方の砲艦を射撃す。砲
撃を多し、雪又多し、火より外國船船よりも齊く、砲台を閉じ、砲撃す。
船は西洋一吋半、一吋止戦を掃く。その初め戦後、夜入り、及べルに
ユス船並和蘭メリサー船の船將上陸し、砲艦一二つ、その大砲を悉く釘
を打たす。砲撃す。他の砲艦より、早天テプリツキス並ニナル、船を向ひ、
砲撃す。唯、砲艦より、船將アレキサンデル並ユラーリユス船の士官
エドワルトは足る、砲を受く。士官ブロウニロー所より玉砲を浴び、和
蘭士官一人、佛朗西士官一人、打死す。その始末、我軍部は都合
惣軍勢より、負取人五十六人、打死十四人、とす。ゆ。
一 夕ニセニター船、瀬戸を乗り、廻り、水師提督の身籠上陸、ある宰相、持
越す。
一 砲艦より奪ひ、船中、積込し、箇數七十、換何れも、鎗筒のより、
舟口舟の輪を崩重し、入たる、木筒、為殺す。是より、砲打碎す。ゆ。
一 亞米利加並、ユタキアニ船も負取を、れ、直ぐ、當地、来着せり。我
等、日々、より、便宜、待たり。

此の如くして諸事一心を以て行はしむるは西洋軍艦陸軍に對してハ
未だ諸般の不慮ありて事一審す 日本人の能得する事一必しあり
又一説也

一 尚第四の陸軍艦姫島を以て帆回日津戸に著し第五軍艦を
我隊に備へ津戸内を道に凡回し子敵軍を此の佛朗西水師提督の乗
船大に衝きユウイリユス船の形取より屢大砲打撃且ミウリユス船とユ
ライリユス船との中間に備へたるタキアニク船より砲門を并き三十ポ
ンドの砲を以て大に功を成す

一 第八日ユウイリユス船と和年の艦を引直後二時長州方重役来り長
州に圍至河内河内も船中へ来りて事一審す 且家老水師提督(面會之
一 第九番の砲臺を大砲を大身ひ取す)

一 第九日ユウイリユス船と和年の艦を引直後二時長州方重役来り長
州に圍至河内河内も船中へ来りて事一審す 且家老水師提督(面會之

たえ来る七曜日船中へ推合せありてを述きたる直後家老水師
提督長州提督より先程始末を述べし如く故亦東西人書
翰を持て下の津戸内を道に凡回し子敵軍を此の佛朗西水師提督の乗
船大に衝きユウイリユス船の形取より屢大砲打撃且ミウリユス船とユ
ライリユス船との中間に備へたるタキアニク船より砲門を并き三十ポ
ンドの砲を以て大に功を成す

一 第十日水師提督クルフル以上陸一長州を度々西へ傳り調印せ
義を述べし如くユウイリユス船と揚子江の艦を以て立合のたえミニストルを
運ぶありて以て此の津戸内貿易の爲に開港せしむるは大に懇切に
て此程奪ひ取し大砲を運送せる所却つて助力を爲す此等
の流を至つて大に海を渡りて津泊せしむるに能はざるあり
タキアニク船も英人の病院船たり

一 長州の諸藩(藩) 和親の部(部) 渠(渠) 贈(贈) 書(書) 函(函)
朝命幕令に依り於下の開港國艦を及砲撃す

そしそを豈國我暴者しをを蒙り遠背

朝命之命を奉

新橋宿未兩人海便を以て懸諭之趣ありし月

朝旨伺定

長門なる及若馬の宿未着申

京河之變動差程不待申

途す海國不待そまに去三日貴國軍艦姫島来着し由月下開
通航差障りなきに可及るに接し家臣あるも事接持等月下開
出帆海より尚又旅下開て及るに接し不司別を接し致致申事遺
憾のありし素より宿懸之趣ありし國臣を若し以て裁不本にの
りし和議之誓の所を他事以此事直に酌量し夜番御家宛
毛利出雲より申述以上

元治元年八月九日

松平大膳大夫花押

黒印

吾々も佛蘭西人長崎へ持参し通譯を頼み且長藩債金
三百米ドルを以て和を請ひ且於馬関開港し事柄を定儀之り
取らざる月通商し密に事行せしむるに容易し不極り月支
配阻に吉岡元之助 藤原 船之 馳上り途中廿三日在電洋
下英舟の出入尚又漸くや又英人等長に信和月支取ら止

以得を長くし和開港し談判致し事一兩犬の事月横濱に
去越し改め談判長崎を他國に移し長開を横濱の如く開港
致し事段々由りし由り元之開廿四日大坂表着船初度し應
接宗戸刑馬伊藤素時佐藤剛花

一右の事 勅命幕令々致接事し報及るに接し事

諸藩も亦砲發之致不吉物の之殊に致接砲りし事 勅事

も有る哉し月別 勅事有る報及る者も亦 勅事

面を以て 京河之事し事之に接し可致る者 勅事

一可中事連々し月別 勅事持参し事言々刑馬三人

一旦取り返すの病氣を病し事不吉物に付し事利勿ゆる由

再度の之に接し毛利出雲し事三人を報し刑馬を致し不吉物

も不吉物且別致し 勅事令事し事言々刑馬三人

此に接し事言々刑馬三人 勅事令事し事言々刑馬三人

を是れ報し事言々刑馬三人 勅事令事し事言々刑馬三人

今年賊の刻居し於馬関開港し談判取極る由

我百十萬兩 五

右吉州清和の一系一討之寇業之云言なめく吉川柘の黨為る
ふたふん

八月十九日 本藩より幕府に建白の旨

此度松平大膳大夫追討期限 仰出奉旨の如く是迄日傳
承江は得る事船數十艘既豐後姫島に碇泊し取寄候に對
し得る定馬柴一割の所者之云々聞九ヶ所四圍三隈三陽之宿在
防禦之必仰出度事大膳大夫父子に征伐し仰出度防長之乃
皇國に防長之人民乃 皇國に人民之者外夷に侵伐之故に
あり 皇國に耻辱すは仰出度既征伐し仰出度義府を隣
諸藩嫌疑を憚り形迹を避く事賊の侵掠を傍觀は尺土寸地も
事賊に被所はてしなく官に之限 御國耻に上外夷者海軍
警に内地より討伐の所を逼りて之を討つる決攻に密にあり於
御國裁ち如く深く御痛仕る事何等急追討し諸藩防禦
之儀に仰出度艦了取し是に父子之罪を正し不に彼等命
を抗し得る速に兵隊御出度御武威を輝かし以て義府に

可やと云はるは則 皇國安危に所關係知る不言不
忠にねは不遜嫌疑言上仕候事内事より緩急に宜し
台通はれを怨願の言狂計愚惶懼に再拜謹言

八月十九日

御名

八月下旬備前元老伊木長門備後より建白馬

臣忠澄誠懇誠惶頓首言上仕候 京師七月十九日之羅狀

を以て長州追討の 勅命奉りて朝議出美

思召得る日東未曾有の外患且夕迫りし所柄邦内干戈を

動し起し武夫數十萬人を棄て各藩に腹心于城を先取

皇國に大不利なり 思召前月日置駒馬を遣

天朝幕府より仰出度義府に御出度は御納り候に

以違勅に申すは御出度且御國に不安危に如何哉に

憂に絶えざる所を 勅出長可ら悉く以決志し仰出度

御出度故恭承は御出度事君有犯而無諱に承り得る不遜

鉄鉞愚衷を披呈仕候 天命を以尊重し申出候に

を以て愛と起り社稷を主とすて所を義と爲す故に今
干戈を邦内動しり素も不利と思ふれども
人子諱る不聽号泣の道は人臣に義を三諫る不
聽則去りて得て帝爵地を施す事あり
皇國の以爲
思ふに復ら仰上方義は適ひ可なり是臣の所見の事
素に思ふに臣竊に熟慮は忠志を以て仰立義設令
帝遣 勅を奉りて仰天人は愧作らざる事
天朝幕府を是と仰遣 勅を
思ふに義勇有り
邦を第一奸官賊吏を籍き 王命幕議 稱兵を四方を徵
し以て 勅を罪を討伐し 竟に 師を國を以て忠志
若くは使はるや仰宗廟を以て面目なき義も亦
は違 勅を悖らざるは安危を以て愛ひ不
かり存る者却る 天朝幕府より忠義は宗廟の以て孝行
と爲るは 尊徳之は誠忠人々を以て國内を勿論天下に士
民仰慕はるは所謂奸賊の所爲は
憤忠はるは前徒倒

戈の誓ひ必可者もなかりぬ
も不存はるは若くは在 勅を遊りて天下の士民 王命を以
尊重は威を以て不存はるは方今 皇國の大不利なる邦内の
干戈を以て止るは却るは勅を以て名を
勢利場を以て威を以て存はるは仰慕に海散教 以て國人も亦失はは脱
藩を以て不存はるは外指肉師を以て損を以て威を以て
勅を遊りて國必は安泰なり不存はるは且討手は諸藩悉は
上の善は國は一年を以て 勅を以て義は
依然は違 勅を奉りて可なり
故に其節如何に以て雷置はるは我臣又愚考は邦内は干戈は方
今 皇國の大不利なるを不辨し 國を以て官を照 伯州宋
子一城を以て不存はるは強兵は
固公伏長は 命は仰立
断物不動は志念は且長彦悔悟は 權を以て何卒先
を以て善は 違はるは 干戈を以て止るは 天下感觀は
西南北を以て不服は 勅を以て切はるは 悦遠者本所

國難盡くは基中をなすはる先非九御素志は貫きしめ下は極在
惡願は不肖の臣願見を護一君命に抗一は後日何事も是れ多
きを為す得ん故諫を願一黙る古止を臣一素志は是れ且先臣の道
と考ふ不中一敢て言上は臣忠澄誠忘極惶頓首し死罪

八月廿五日神奈川奉行支配組頭辰原左三郎場へ届入る
江表

右出生長州より百姓の由幼子と肥前天草院叔父と世伝成
壯年一は江戸へ出まゝ一駿河所奉行兼中 歸部能登左侍を
以て這入るまゝ一は茶の水火消與力に有る一は親同三人一積り
一四番組は徒古古子と今一は徒同村を和と及且幼定一積り一又詳
定所宣殺し事一又加奈川奉行支配組頭後一當時組頭の名を布
衣也事名長州より一は司執り一はあふは後事人の名内宮同少
長州古新事人の和陸取借ひ今度長州へ来り押寄者向と合
戦し押取致し一和陸一積り一解將軍進者一最事人へ後陸
の致越討致し同論見の由なり一兼一探索者一右如三郎不

時外仕為致事積り後同月誓言同評定所古長松平清遠太一郎豊平
勘馬は侍候とある一は下積り一は是れ如く新吉郎之説ハ下齒之扱大罪
隔り番人海軍紀略の由

八月長松平村岡伊助より一者アと一は中一松平大陽海より一八
月廿二日松平清遠雪松平敬申と後稲葉美濃守と差出す事
西馬一吾伊助己の肉をさひひ一己の筋を松平と云ふ

一長州一は侍候一は中一は下の方一取一新吉郎一は侍候一は始末
臣一邪計一因一異心一主家父子大逆一罪名を蒙り侍子
元朝美濃連綿一家系断絶一可也義忠款愛苦一解一分の苦
儀を具ナシ一歌一主家一為愁訴一條一左一廻

一益田右衛門介始メ好臣を奉正義之飾一撫事之致主張主家
父を誅滅忠義一稱一致愚弄政權を司一祖慕一臣深恨
の徒を懐け一撫事家一唱一國家を憂ひ建言致し一若俗説
因循家一朝一忠臣の臣を究罪一尚又一暴威を以て一言語を塞
き我こそを怨致し一去亥八月以来此後一事件も皆一好臣の

所為より父子を斬りて渠に倭辨を欺深き趣を以てしる不務事と
汗臣の内一巨魁益田右衛門介次戸九郎三助後醍醐天皇御時改事方
永山嶺藏太中村九郎高杉晋作桂小五郎長門守赤松元信濃
福原越後日下義助佐前佐美守稻村左門大田市之進
奸臣新臣を好けしを厭ひ長州元祖とて國典書藉等去り
成手中統控り

一 先達を以て平治源を徒を招標事の魁可致趣意凡三ふく平
奇兵隊を唱へ屯聚を致す忠を以て者奸徒を可視討を怨
防し重立の奸臣平岸連中一人凡三百人宛り連在共
一 奸臣も奇兵隊を以て忠直之士を致殺害は傳をも隊中の内より
致暗殺り趣及承り

一 長州社稷を臣と一老実戸備前次山口与一馬小倉源五吉馬
掃梨末太中川右衛門右志伊助父村岡伊左衛門を保護代
恩顧之士の内凡三百人平備前を先季度なる忠諫國家を頼
廢匡救をせし勢に致し吉川監物とて通し鐵を奸徒共傷

布を以て致離間或は奇兵隊を面臨を立切り去る八月
京師變動を以て防め山口團主父子を形を備前右衛門介及
議論を右衛門の言伏備前退出後奸徒忽ち父子を親月備
前へ右郎押寄暴虐を形勢を以てしる海を塞きた
一 去月秋在藩志士の吟ら者と大半罪名を付前文與一三剛源五
右衛門を遠言者大右衛門伊左衛門出関を以て格録を削り又も退者
等為致奸邪益及踏扈の伊助山に到り大膳大夫及典舎
之武を粗暴を唱へを以てしる不興を蒙り列國を悉く進討
等に向て上五大沙を敵を受何を以て攘夷の功可有却るに國
家名を断絶の禍を招き義頭ゆきを中道及諫争の内稍激
致しを以て奸邪を徒石義を導き以て儀を改悟し休む
一 傷合を以て昵近の奸臣他を托し伊助を遠ざけしる不
止事引退る者疾し奇兵隊を以て伊助を殺害可致平立有之
由告合同志者密に中少を以て致殺行萩、馳帰しる女續を以
て沙汰者致勢を以て京師を以て

近討諸家之向以裁之始之付國之父子出陣之設有之由及承
りて前文最太卯吉御の一室内に被痛心伊助始被在藩志志
者一因被城下明倫館に唱へる學校、集令名國の危急を故ひ義
を及被利の上達子奸臣たを討取若一大膳大夫出陣時、之を書
りて了歩討手惣督勢國元父子異儀なき義、披き同志之由
於其場被切復死を以大膳大夫家系断絶不致義を可致款款
と盟約之上最太卯吉御の被殺り伊助始々凡三百人程山に至
りて實奸徒疾を密一國主居邸に四方に奇兵隊を以陣列を立
防禦し、儀者より付及暴發を以逆賊の汚名を受以義を屈
布之を不達に所被了退る

毛利澄路左京亮の古馬介奸徒の權勢に為之隨後致し居る
体は得る而將共之凡庸之人曾て邪正剛弱を評論不致

清末八吉川監物清親の体は得る何る小當り儀是非に自説
之を

去八月十八日後至家父子、讃岐古に礼問、仰出は書其歎不致

奸臣元元僧大膳大夫被不致の儀、之被る

- 一 脱走七卿同月、以美防州三田尾に籠居元澤全水正十月中但
物は野々、乱妨三田尾に忍び居り、常時一、同致潜居
- 一 元中山侍従同十月、以船々三田尾に居る一旦七卿、居邸密居
りて長防に微行、所々を移居を以長者、居在を祓り七卿元侍
従より此儀、一舉に也、京石を不致承り
- 一 山城郭々々、去、成の年、以本長安父子看形を構、在居尚
四新城築造、之得る生功なき
- 一 真木和泉を先、之、爲、長安を立入奸徒、之文を被り去八月
國主出陣上、京を以勸元獨立探事、議論を以和泉等
- 一 平野次郎、兩凶賊、爲立致、以由今致、京地乱妨、前和
泉義山崎天王山、立寄り、報復、及承り、之、及生行不致
- 一 濱浪人、爲脱走人、を重立致指揮、以者、三田尾、居在、以長安
本島又、之、事、變名、本島鬼十郎、之、中者、之、以、之、
- 一 大膳大夫、之、暗直長門守、之、粗暴、之、臣民、海向不致趣、之、風評、也

及承以義も有る

奇兵隊を組む所の志臣始下賤之者をも怒り致暗殺異行甚
多し邦内一系團主を起し人々致離散追討を望む程之事
也事也

長州藩勅士凡四五万可有金く若兵一歩不備不致暗殺
角力隊杯の新兵組立を得る事一々若く致離散不用立儀致
る程も有る

岩國藩主大半武術に通一精兵一歩も可有一休長州藩
も武勇送勝居る

去八月科を受一被立書前文在一關外重立四人は僅
伊助を解函送之者も追て故免者も一併一主家目廻る不
為致る

今猶一舉大勝大夫致了不并義も得る重臣暴致致
乱暴及の上より追討致免者も可有一假令一郡半地も
賜り主家家系の不滅義も一管を致致

此度福系親海軍致少府の月差原の夜光寺伊助等同志
前文為大将掠梨甲太郎同卯右馬中川龜之丞外譜代之
藩主も主命者も一極立柄も不并得る先季も不并得る
を謝り義も可有未を致れと團家も為可有一伊助始附
属之者内も有一諺り追て伏見街道放者も一長致致致自
體を決一得た奸臣逆賊も一其尸を歸一も一其念も致も極
直山崎も一就後一始一巧の活舞及承此上も團内も一其
怪を中一立主家も一為可有致致許一決心致一終も一其捕
以義も有一且長州も追討可有之り一追出重臣致一團元
の志臣も一合休一奸臣も一及誅戮度是生る前も一志願も
一旦 朝敵乱妨の徒加一以上も此度及極刑も一素も
覺悟も儀聊も未纏一心底も一

八月日

村岡伊助

九月晦日

京めも一車状馬

上畧一昨廿八日一橋公も

内も報一先致内東都も

外國を以て行登
京に月承事は正平承事と幕府の
別答らう後平出来たに件、事人、親問の内、第一、条長は
より差出、以て償金に長、出、以て幕府より出、以て幕府
長、以て幕府より出、以て第一、条長を平橋湾鎖港或は
橋本より説約、以て行、以て如何、以て平橋湾鎖港或は
之を専、以て其甚難詰之事、以て其専、以て其専、以て其専、
以て又先送、以て長、以て其専、以て其専、以て其専、
朝命、以て幕令、以て長、以て其専、以て其専、以て其専、
不得、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
全体、日本、以て威権、以て政府、以て其専、以て其専、
決、以て威権、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
威権、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
し、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
橋本、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
を行、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、

互市を以て度事、幕府に今討長を催、
着の上、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
又上、變動不恒事、以て其専、以て其専、以て其専、
歎息、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
正議、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
従、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
大名、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
以退、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
係、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
以上、京、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
議、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
迄、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
等、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、
書画、以て其専、以て其専、以て其専、以て其専、

討長之付惣督尾州郡等々列藩布告と改定と云々
兼て各道へ通し奉旨上諸軍持良着到同十八日之攻搦に
以て軍令之趣を各道へ通し諸將一和第一務とす

尾張前大納言

今般長防征伐並向月先達為 三社祈禱 仰出義

討平の諸藩以勵士氣人心一達可者由方更々 仰出等

但此旨早々討平の諸藩可者布告元淵等へ出沙汰りぬ
在々如急連義身總督へ奉り連等事

別紙制札之文を各道へ通し攻には各の三日以前敵境に各達攻
入り上村市(霞)に上り各道進等事

十月

此度 仰新造等々つるふお放し恐れ等々も 禁裏の
所門等より何れも各道前代并中んの事公是候つるう
きしむけられ候事等々つしあき若き少くも可なり候事

百安徳の家まやふおいへ可なり
一 若かりし各の事等々或は候もまた各事うつたへ候も各應の事
大可致事

一 老た等々つる事等々手むりひりへ候も各打立て可なり事
若し通し可き得事也

元治元年子ノ十月
姫路(別紙) 作州津山 勝山丈 伯州板井原根両高米子夫
空(別紙) 石州高田 津和野

鑑軍 内藤左衛門 大島全殿 朝倉小源太 永井頭
吉 内田鎗五郎 河野貫之助

十月尾州郡等々 本番等々通し書付馬
前大納言 歳毛利大膳父子に征伐に付打手惣督等々心停諸
事一各道指揮等々仰出り付各々若達大坂表へ各軍備可致
各々諸藩家老元来上り通し各表へ各出候事等々論を圍
し諸藩の都合に各自分ら各出候事等々改定且期日通し國許より

諸藩の都合に各自分ら各出候事等々改定且期日通し國許より

新義向

高重後内國子深りとの可差出

十月

十月十五日仰出 日組中十箇

尾張前大納言松平忠房 毛利大膳後以父子征伐之月以打手
日惣督為蒙仰を以國許に於る連大坂表七之殿に就て軍議
ぬを以月奉ん其に近ては先内御の物に差出られは遠き者も依
之に供しては家老も差出し了續ては物類を以てハ 中將様也
は此に好し上は差出の物ありて 幸右見國近に生れ其義也可
有るに百々候もは得て下り一番手よりしては人敷に探出し
は善く有るに百何れも致し下り候も待て下り者も仰出
但し善くは供し仰出は是に由りて勿論若くは用節に携りて向て
早に取用しては手支えに之に格て致し且は當り候りて一箇に供し願
左に決して不仰付事

左之類十一月十六日獄合

石^{別紙}あすの長^{別紙}あすの道^{別紙}師^{別紙}難^{別紙}案^{別紙}に上^{別紙}當^{別紙}申^{別紙}一^{別紙}案^{別紙}の^{別紙}致^{別紙}攻^{別紙}入^{別紙}月

十八日期限は更りし物に候松平三河守格は尾張大納言仰出
本は先備りし探出し 是れは得て三河守格に獄合申候に候
有るに月迄は有るに候 所由馬に候申候に候 仰出

十月長州深索内候に事

一益田等七月粗暴者動之候 朝敵に事し月吉川監物

二物に傷をとりす才命を抛用候段より長房より委任し
これと事ある候 君命を被識し押込申事君命と下り
中流に我威を奮ふ

一三條公を山崎湯田に候物に候はる由吉川に事あり

一志勇隊より諸國脱藩より三百人もの三國尾七屯聚し由

一岡元益田福島の三大夫防州徳山に候に事吉川に計不意に敵

一肥前老公の長あすの傳者を以て候 内宣を以て候に事

只に配察入ヤトクノオノ上 京ノ半クドレガ甚重日用旋六
リク不台 京砂等一日 天顔を好シ極ク返 悔國
モウリトト...

筑前正少将侍大夫黒田山城半部遠盛内正藏家同根子
十一月十二日長州國左福原園益田三大夫を別首 吉川頼家
之首を穴戸備前毛利伊勢廣島下達内儀之長州郡公任取
後之命 同十六日廣島を移シ首實檢有...

毛利隠岐 三〇
志道阿波 首〇
成瀬隼人正 惣督名代
軍大目付 〇
永井主水正 〇

吉川監物 級〇
列坐 〇 〇 〇

宣檢後之区埋葬者 由十二月五日迄之迄同年 申右佐
之関佐之御等四五輩...

九月の新兵ノ常山堀波山義経戦事之ノカキ 没刑ノ月
之ノ概要

常山堀波山ノ浪ノ集マシテ尚七月中 若年寄大番新養
次郎俊重等以テ此堀番以テ西陸軍方出張物トシテ是
等因浪寄藩以テ八月二十八日水戸家系市川三左衛門朝比奈孫次郎
鈴木出立ニテ右三人取リ取調々名前責シ差出久馬ノ在...

朝比奈等々大共物トシテ正徳の者ヲ害シ 徒らノ名前公ニ書
常山兵戸一万石 山邊主水正 右
岡田信濃守 外ニ家系十八人 三百石
山岡喜八郎 吾之者軍師而諸方名

高き者のヨリ 千五百石 鳥居瀨平 千石 大久保甚五左衛門 千石 柳原
新左衛門 千石 野中三五郎 八百石 白井織部 八百石 太田原傳
内 五百石 岡部忠平 八百石 三木左太夫 七百石 福知改太郎 五百石
福知勝右衛門 三百石 里見四郎右衛門 三百石 富田三代之助 二百石
石勝之助 二百石 林良助 二百石 長谷川光之助 二百石 村島萬吉 二百

石一谷民藏 二百石 三好保之助 二百石 飯田宗藏

右ノ年敵侍人等六百人名前印

右ノ百姓所ノ職人ノ神ノ者凡二子二百人此多石知小金宿進
改出張居之浪人共之也

名前ノ數者正二位大納言源烈公

但一白木造之雲子也栗駕雲子白張着

軍師 山田一郎 外ノ百姓所ノ職人ノ中ノ諸方浪人凡二百人 長谷川佐左衛門
同所凡九十人 戸田彈正 同所凡百八十人 兵糧方 田中源藏 同所凡百五十人

同 岩間挂一郎 荒卷政右衛門 木村久之丞 軍奉行 飯田軍藏 同

三橋早六 小荷駄奉行 大畑外記 同 高坂佐治吉郎 書記 村田典

三八 根本新三郎 使番 浅倉勇造 同 藤田由之助 厩奉行 正木

葉老 大入道之生園結城天王神主 同 大久保七郎左衛門 鏡砲奉行 畑孫之

同 長谷川三郎 軍奉行 室川稻太郎 軍師 足利三郎 同 千

葉小太郎 大目付 西岡五次郎 同 波田孫之丞 旗奉行 正木晴

雄 葉老弟 同 長谷川莊七 役名アル三 宇都宮右門 同 千種太郎

真宗村之御者 同 川侯茂七郎 千二百石 河内守 苗字ナレ不審 武田

彦 吾由門 伊賀守弟ニテ八月十三日朝比奈孫太郎之御者 大番頭八千石 大場孫五郎

太田系傳藏 八百石 戸海瀬之助 五百石 宇津宇三郎 五百石 大

島大膳 五百石 松平源藏 三百石 伊井松之助 三百石 小見山次郎

三百石 栗田源藏 此栗田諸浪人之頭ニテ 外ニ 水野日向守 總城守

名前不詳 水野主水 高木上総 小林宗七郎 佐木

右ノ分鏡波山下立石之居之浪人凡九子八月十三日不踐逃散中

小川鑑大將 飯田小四郎 東直三郎 諸士百姓所ノ職人ノ神ノ

者凡二百四五十人ノ之居之五造 鑑大將 竹内右太郎

右同所右浪人ノ諸所ノ居之凡人数五千ノ餘也今ノ之

水戸ノ城下ノ二里程境山等所 淺磯浦 大貫右四之助

立務ノ先九歩 敗軍ニ及ハズ 前ノ如ク 毎日百姓等ノ

二三十人程宛ニ捕チヨリ

覺

一八月十三日水戸入口基町より大物取勢三千人餘入込り同所より
天野伊豆と掛合申一戦取勝り得た事不詳御事

一八月二十五日六日七日三日の百初勢館戦り儀監軍甲の人数
高橋合より丹羽左京大夫人数多し御事
を見請打出浪人も凡二百四五十人者死せ上大砲九挺取
上テ

一八月二十四日常陸守府中儀合戦鑑軍一人の人数鳥井丹波守
土屋采女正戸田山城守右人の人数向ふ浪人逃去大物取実
戸領陣首百姓勢より打出陣一焼捨御事
右より城下より戦争度有る御事私存御事
御事可上事

一九月朔日小川館より儀口へ人数松平同防守人数焼討
同三日五送館右同所 同大學の氏松川博右同所
吉家村浪人二百人斗金葉身盗り出せ百姓勢より種太郎
外三人銃砲より打殺り 山野直主水正保庵浪人天逃込在

一九月九日浪人後口に其の事状
芳野金凌先主二男穉六郎源世秀権坂真卿等と同志
五十斗松平大物頭彦諸有志鎮持より常陸下賜ふより
従つて彼地より赴か何れより一隊孤立ちより小川館より入りを
其徒数多起りて取のこし一か散り戦ひ討死の者も多し其等
同志千餘人一湖上に乗出各々割腹を一人より介錯を
取一盾其者より二人残る各々の屍を湖中投し舟裏を掃
除し強つて船より其々交刺たあけ湖を投し没せし
事ん定り天晴の最期なりし事人語り但所の南八郎と数人

十一月以後太平山義徒より一糸新し
飛切急烟文得る事御事
州和向より御事 同有浪人後泊り此より種子妻を見届

只今の故郷は今は

一 十月七日の夜宿刻に者五人船宿に着る日見廻了家毎了宿札張出の事

一人者五人程十九日七時の夜に追へ込暮六の時前、人数不詳若し事

一 鏑、檢致砲手録持存の事

一 大筒四俵車、車と持来り

一 人数、儀和同前、一隊一斬七十人位泊り込り未夕余程者右者一人三百四十八文、一兵當持存計番物、一員當旨渡中事

一 宿舎人は二百五十文人馬七十疋程入用

一 枺布の家老福村平三郎、人数三百人程、最初之長久平道出陣、是場不立、舟和四崎、引取、渡り勢、一、手、五、年、東、條、倉、陣、及、言、証、情、ハ、一、家、元、一、人、可、人、三、人、其、勢、九、千、人、程、由、以、知、切、上、去、物、之、渡、士、通、行、之、趣、有、之、年、以、不、被、一、而、人、也、一、此、事、當、只、今、人、海、下、派、訪、す、伊、奈、道、入、込、十一月二十一日居隅村泊、廿二日正徳村泊

廿三日、江村泊、廿四日飯田、城下、泊、込、由、勢、川、有、五、砂、取、立、庚、申、日、此、夜、交、飯、田、一、此、途、在、道、外、道、立、被、一、氣、境、不、立、心、配、は、百、飯、田、入、込、り、上、何、其、之、程、一、我、見、届、砂、取、一、一、夜、中、一、人、差、事、中、否、我、也、多、在、才、早、速、道、進、上、去、者、一、瓶、口、陣、夜、上、才、以、出、上、百、日、右、向、以、飛、切、只、此、道、上、下、の、美、濃、路、在、右、聞、吾、事、也、申、津、川、一、先、一、以、関、前、申、候、一

朱書
子ノ十一月二十二日亥刻
右申津川近 京都より一里程九十里余

以事向むる所、仰致、道、傍、宿、士、者、始、由、宿、駮、向、由、之、一、此、廿一日在場中、廿二日上極宿、其、人数、一、程、二、子、人、重、程、程、由、之、先、宿、宿、中、今、夕、行、相、泊、以、此、等、當、城、下、泊、込、上、申、候、者、由、此、所、上、行、候、者、大、強、也、只、此、道、何、事、當、申、入、込、申、候、者、是、道、者、此、敵、軍、由、之、申、上、作、説、當、表、者、一、一、測、被、之、操、出、一、一、我、程、申、上、者、吾、配、下、上、申、先、在、宿、候、一、差、急、事、一、故、乱、軍、荒、宿、上、一、

子ノ十一月廿二日辰上刻
伊奈出張増尾軍七

信州書院書院後人申條

十一月廿七日

十月廿七日夜五ツ時辰申仙道守山宿天逆之申の方より
當方常より入る申事も只前より申上給ふと官其能諸家
申上可也

飛印急廻文を以得もそな浮浪士を月迄注進者一紙只今迄
有るは當文既大急に打破し自ら内古申事申事申事
より百姓何れも只持出勢川に回場を歩後申事申事
我ら大混雜仕候事十九日申事は只申事申事
申事申事 証法申事 獲捕申事

一 浪士如何に去後一々圓亦有 場亦申事此方より除面
行路得とも第一迄の妨路 得とも申事既より
申事申事 三月三度迄先方を打破し 有者者六十級程打取申事
申事申事

一 所討申事後向更に捕取不在申事

右に通り當方を捕りぬるは今迄の申事申事申事
官より申事申事申事申事

十一月廿九日己ノ下刻

千村右助月申後人

信州書院書院後人
日向書院

十一月廿七日午ノ下刻至車

一 水戸脱藩十一月十四日信州飯田泊 廿五日蘭通了木曾路マコト者
引返 廿七日本會路を徑廿八日伏見即 廿九日大田川を渡り
鶴沼に納め廿九日軒蓋宿より路を岐阜に上り長柄を過り
泊 同日大垣桑名各根等より人敷番所迄氣守より寺より
出 河渡より長柄川より陣取 聖崎より我朝より寺河
一 榜者より過り岐阜より寺河寺河寺河寺河寺河寺河寺河
一 師 十二月初日又西上谷田道に出入田將監飯知行不掛斐村
より 同所傳代銀杉及び白首内借受同而泊同日二日
一 丁 村名主人是不足申種 申事申事 榜及斬害申事

外陣將等より決る糧籍よりなるに諸事一丁寧と獄舎
より同日谷汲村と相つ又その節一山日向村泊三日同所上
越前大野谷天神堂村泊四日大河原泊五日濃城一境早
星峠根尾谷一極極嶮岨雪平西三尺山谷八七尺斗力有之
高如河一極一氣とれ越前大野の城下七出同夜城下泊の
越二日相吾河江戶長尾所泊道有之

一 檣大将を武田耕とて高田丸福とて由りてふて丹姓石石と惣
人数八百十人該砲二百挺大砲九挺之布をて手洗馬車四十
但一駄馬十疋引戸駕籠二挺垂加馬籠九挺長持數百個此皆
日而取之取之取之武田者より由外分取之取之取之
一 由

一 檣之内十才斗りて童兒殿様へ唱大切之所始所垂物とて
中軍二取圍より外婦人三人付添者より争欲とて大吏の衝
を由又盲目二人是ハ福より追来りて由是も馬籠とて五疋
あり手負四人是も戸板とて而持廻りて得大切之檣子付二

村高層版が改少倉入焼控り

一行軍より度度立替り得たり先

詔據事と記

旗を押し次大砲二挺次砲細細砲騎馬等外二三流も
旗を立多時河又先旗斗は舞時あり先之内五六人
位より七七長里匠先と道と付候とて又惣人馬の路も
五六人引下付置り由

一 檣の内八十人中八百十人の平なり屋敷路より別と美濃南の方
極山中を極山より江州多良より高下出極長と道と候是
付得とも多良より行方あり候計なり 京都と道と埋伏
路より

一 田沼玄蕃頭東國より追打押上りて先手より三日自付お
澤放助は信守北川徳次郎歩兵部等惣人数四百人三日
二村近追来り五日日向を三日に後河方者より
門より

東石淵原より探察並大垣一より善見山本

秀吉卿の秀根二番子貫名筑後守等今於又江戸長濱所後
人の子前より取らぬ事取らぬ事

一 撥敵前より取らぬ事取らぬ事
かめら命に不請旨成威於又中仙道より大垣の二張張迄
打て江戸喜照宿を道居居古少送道月君仁出合年春
根より中仙道より二番子より取らぬ事取らぬ事
之本の中仙道より取らぬ事

個一より取らぬ事

一 水戸余八九父子中仙道先降より草津に滞留一橋より大津
出張滞留但余八公に取らぬ事取らぬ事
中仙道北陸道より取らぬ事取らぬ事
多有り出さず取らぬ事取らぬ事
み越前路出のし取らぬ事取らぬ事
或人より取らぬ事

一 水戸脱藩武田伊賀守初に筑後山一橋所意より二千人中信

州路押取より取らぬ事取らぬ事
通上 京仕務去る廿八日 京河渡辺下宿より取らぬ事
この月内廿九日於 取らぬ事取らぬ事

途中 水戸余八九御より取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事

一 去月廿二日幕議筑後浪士上 方中押取を為し一人も取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事

一 大垣舊浪士通行より取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事

一 大垣舊浪士通行より取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事
取らぬ事取らぬ事

武田伊賀守始被前木芽嶺之風吹之安ひ糧食等も竭

了大軍の如ゆの大軍取圍まされけれは伊人をして以て實は

たもあはれとて其かゆ先を感得して泣きたれ因て其志

を告ぐ

天朝を言上し種々力いさは赦免す可

半の正一橋公全同始奸徒出入りて因て其情も事

一橋公を不為たうし一橋公は其情も事

疑ふを避んし戦事を武田守

回始に意を感し陣中に入らば皆加害

程を以てあらしめ越前親賢を移し

岡を為る者あり七十何人を加

慶應元乙丑二月四日加賀國

伊賀守始二十四人刎首

考る能承登月一慶應元乙丑

秋に撤軍を記す

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

武田

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is arranged in approximately 12 horizontal lines across the right page. The script is dense and difficult to decipher due to its cursive nature and the fading of the ink. The paper shows signs of age, including water damage and two circular holes.



700

418022

16

